

令和5年第1回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（3月6日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	4
出席議員.....	4
欠席議員.....	4
地方自治体法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
職務のため出席した者の職氏名.....	4
開会の宣告.....	5
開議の宣告.....	5
議事日程の報告.....	5
諸般の報告.....	5
村長挨拶.....	6
会議録署名議員の指名.....	8
会期の決定.....	8
一般質問.....	9
北 條 利 雄 君.....	9
森 隆 之 君.....	30
前 田 武 久 君.....	38
関 根 浩 治 君.....	46
遠 藤 貴 人 君.....	62
関 根 英 也 君.....	68
議案第1号～議案第17号の上程、説明.....	75
議案第18号～議案第24号の上程、説明.....	79
会議時間の延長.....	86
議案第25号～議案第33号の上程、説明.....	86
議案第34号の上程、説明.....	91
議案第35号の上程、説明.....	92
議案第36号の上程、説明.....	93

散会の宣告.....	9 3
------------	-----

第 2 号 (3 月 1 0 日)

議事日程.....	9 5
本日の会議に付した事件.....	9 8
出席議員.....	9 8
欠席議員.....	9 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	9 8
職務のため出席した者の職氏名.....	9 9
開議の宣告.....	1 0 0
諸般の報告.....	1 0 0
議事日程の報告.....	1 0 0
議案第 1 号～議案第 1 7 号の質疑、討論、採決.....	1 0 0
議案第 1 8 号～議案第 2 4 号の質疑、討論、採決.....	1 1 5
議案第 2 5 号～議案第 3 3 号の質疑、討論、採決.....	1 1 7
議案第 3 4 号の質疑、討論、採決.....	1 2 1
議案第 3 5 号の質疑、討論、採決.....	1 2 2
議案第 3 6 号の質疑、討論、採決.....	1 2 2
発議第 1 号の趣旨説明、質疑、討論、採決.....	1 2 3
請願第 1 号の審査結果の報告、質疑、討論、採決.....	1 2 4
閉会中の継続調査申出について.....	1 2 5
日程の追加.....	1 2 6
発議第 2 号の上程、採決.....	1 2 6
諮問第 1 号の上程、説明、採決.....	1 2 7
同意第 1 号の上程、説明、採決.....	1 2 8
閉会の宣告.....	1 2 9
署名議員.....	1 3 1

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和5年第1回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年3月6日(月曜日)午前10時開会

日程第 1 村長挨拶

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 一般質問

日程第 5 議案第 1号 鮫川村個人情報の保護に関する法律施行条例

提案理由の説明

日程第 6 議案第 2号 鮫川村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 7 議案第 3号 鮫川村課設置条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 8 議案第 4号 鮫川村附属機関設置条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 9 議案第 5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 10 議案第 6号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 11 議案第 7号 鮫川村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

提案理由の説明

日程第 12 議案第 8号 鮫川村優良肉用繁殖雌牛導入事業基金条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 13 議案第 9号 鮫川村家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 1 4 議案第 1 0 号 鮫川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 1 5 議案第 1 1 号 鮫川村放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 1 6 議案第 1 2 号 鮫川村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 1 7 議案第 1 3 号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 1 8 議案第 1 4 号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 1 9 議案第 1 5 号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 2 0 議案第 1 6 号 鮫川村振興計画審議会設置条例を廃止する条例

提案理由の説明

日程第 2 1 議案第 1 7 号 鮫川村ふるさと健やか基金設置条例を廃止する条例

提案理由の説明

日程第 2 2 議案第 1 8 号 令和 4 年度鮫川村一般会計補正予算（第 6 号）

提案理由の説明

日程第 2 3 議案第 1 9 号 令和 4 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）

提案理由の説明

日程第 2 4 議案第 2 0 号 令和 4 年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 6 号）

提案理由の説明

日程第 2 5 議案第 2 1 号 令和 4 年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

提案理由の説明

- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 令和 4 年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
提案理由の説明
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 令和 4 年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
提案理由の説明
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 4 年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第 4 号）
提案理由の説明
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 5 年度鮫川村一般会計予算
提案理由の説明
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和 5 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
提案理由の説明
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 5 年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
提案理由の説明
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 令和 5 年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 5 年度鮫川村村営バス事業特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 令和 5 年度鮫川村集落排水事業特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 令和 5 年度鮫川村介護保険特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 令和 5 年度鮫川村学校給食センター特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 令和 5 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算
提案理由の説明
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 和解について
提案理由の説明
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 村道の路線認定の変更について
提案理由の説明
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	鈴木大介君
教育長	武藤誠君	総務課長	渡邊敬君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	舟木正博君
地域整備課長	齋藤利己君	教育課長	星徹君
代査委員	森洋君	会計兼 管理出納室長	鈴木千鶴子君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古館甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

開会の宣告

議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第1回鮫川村議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

開議の宣告

議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長、教育委員会教育長及び代表監査委員に出席を求めました。

2月21日、東白衛生組合第1回定例会が開催され、組合議会議員の遠藤貴人議員より、別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

次に、令和4年12月20日、本年2月22日、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会が開催され、組合議会議員の議長、副議長より、別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

受理しました請願・陳情は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりであります。

議員派遣、出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

村長挨拶

議長（星 一彌君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

村長（関根政雄君） 皆さん、おはようございます。

今日は啓蟄だそうであります。少しずつ本村にも、春の足音が聞こえてまいっております。

今日は3月定例議会に、大勢の村民の方々が傍聴に足を運んでいただきました。大変皆さん、お仕事お持ちの方ばかりだと思っておりますが、お忙しい中、傍聴に足を運んでいただいて、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、ご挨拶を申し上げます。

令和5年第1回鮫川村議会定例会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席の下、議案のご審議をいただきますことに深く御礼申し上げます。

また、先ほどは、星一彌議長、宗田雅之副議長、前田雅秀議員におかれましては、長きにわたる熱心な議員活動に対して、自治功労賞が授与されました。そのご功績に敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。

また、各議員におかれましては、今議会をもって今期最後の定例議会となります。4年間、数々のご提言を賜りましたことに対しまして、深く感謝と御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、忘れることができない東日本津波原発事故、大震災から既に12年が経過をいたします。私たちはこの震災の教訓を生かしながら、危機管理と防災・減災を強化して、災害に強い村を構築しなくてはなりません。

また、新型コロナウイルス感染から既に3年が経過をいたしました。感染者数も今年になってからは落ち着きを見せてはおりますが、まだ予断を許すことができません。3年間のコロナ禍の中で低迷した経済の立て直しを図るとともに、各行事の復活や、希薄になった村民互いの交流を深めながら、地域再生を図る必要があります。

また、世界情勢のあおりを受けて、電気料金の引上げをはじめ、あらゆる物価の高騰で、村民生活にも大きな影響を及ぼしていることから、国・県の支援策と併せて、鮫川村独自の支援を講じているところでもあります。

今般の3月定例議会上程する議案並びに新年度の継続事業、新規事業につきましては、

第4次振興計画や総合戦略を検証して、次世代の計画につなぐために、次年度の6点の重点施策を提示をしたところであります。

1点目は、村づくり、人づくりの推進であります。

限りなき人材育成は、村の最優先課題であります。さらに青少年教育、若者や女性が高齢者と共に支え合う、村民協働による村づくりを推進する計画でもあります。

2点目であります。総合的公共施設の中長期計画策定への着手であります。

教育施設をはじめとする、各施設の整備や解体も含めて、中心地活性化も視野に入れながら、年度別財政計画も併せて構築する必要があります。原案の策定に当たり、議員各位、関係団体、そして村民の皆様の無限大の力、そして知恵をお借りすることとなります。

3点目であります。定住促進と子育て支援の推進であります。

昨年度から、庁舎内若手職員による特別プロジェクトチームを編成し、村の将来像を掲げ、提案を政策に結びつける準備を進めているところであります。新年度は公開にて発表会を予定しております。

4点であります。美しい村づくりと観光資源の活用、産業の振興であります。

本村の里山の原風景の維持と、鹿角平観光牧場などの観光資源を最大限に活用した、稼げる村づくり。さらに、産業をはじめとする産業の振興と担い手育成、農業の振興と担い手育成に全力を注ぎたいと考えております。一昨日は、国道289号の渡瀬バイパスの開通式が行われました。本村の産業の振興、緊急医療対策、そして、観光振興にも大きな期待をしているところでもあります。

5点目として、スポーツ振興と健康づくりの推進であります。

行政の最大の目的は、住民の福祉の向上であります。高齢者や障害者を含む交通手段の確保につきましても、次年度は実証実験への着手をいたします。また、健康増進を推進して、健康寿命を延伸すべく、高齢者支援を継続をいたします。

最後になります。

6点目は、自主財源の確保と行政事務の棚卸しであります。

目的を達成した事業の廃止と、時代に相応した新事業への着手と事務の効率化、さらに村有不要財産の処分、さらにふるさと納税、このふるさと納税の増収を図るなど、財源確保にも大きく努めてまいりたいと考えております。

持続可能な村づくりに欠かせないのは、自助・共助・公助。さらに、互いに支え合う結の精神の醸成であります。さらに、先人の知恵を次世代につなぐことでもあります。村民主体

の村づくりを実現し、村民の幸福度が今以上に向上できますように、議員各位のさらなるご支援をお願いするところでもあります。

このたびの定例議会に上程する議案は、条例の改正が17議案、一般会計、特別会計の補正予算案が7議案、一般会計、特別会計の予算案が9議案、村道の認定の変更含めて3議案であります。

さらに、6名の議員より10件の一般質問を通告していただいております。いずれにしても、村民に直接関わる質問でありますので、誠意をもって答弁をさせていただきます。

上程しました各議案につきましては、充分にご審議をいただき、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

議長（星 一彌君） これで村長の挨拶は終わりました。

会議録署名議員の指名

議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

9番 前田 武久 君 及び

10番 宗田 雅之 君

を指名します。

会期の決定

議長（星 一彌君） 日程第3、会議の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

6番（北條利雄君） 去る2月24日午後2時より、議会運営委員会を開催し、令和5年第1回鮫川村議会定例会の運営について協議を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に提出されます案件は、村長提出議案36件、請願のありました福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、所管の総務文教常任委員会へ付託いたします。このほか陳情書2件を受付けしましたが、鮫川村議会の運営に関する基準第

129条の規定により、その写しを議員に配付することにいたしました。

また、一般質問ですが、6名の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めました。

会期については、本日3月6日から3月10日までの5日間とし、日程においては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月10日までの5日間と決定いたしました。

一般質問

議長（星 一彌君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

北 條 利 雄 君

議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

6番（北條利雄君） 6番、北條でございます。

今般の定例会に、通告どおり3点の一般質問を行います。

まず第1点は、補助金の基本的な指針についてであります。

補助金は、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、当該補助事業者に対し交付できます。その補助金を交付する際は公金であることに鑑み、地方公共団体がその行政目的を達成する上で、他の手段と比較した場合に、最も効率的な手法であることが前提となるものであります。国では、補助金の適正な利用を定めるための法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）もあります。

こうした補助金の原則を踏まえ、中長期的・統一的な観点に基づく見直し方針ですが、本村では、一部明確ではなかったのではないかと思います。補助金の基本的な指針を策定する必要があるのではないかと考えます。持続可能な財政運営を確立するためには、一つ一つの補助金に対するふだんの点検のみならず、補助金の執行に必要な一般財源総額を、適正に管理する視点が必要でもあります。本村でも、鮫川村補助金等の交付等に関する規則を前提とする要綱などがあります。

以下、次の点について、村長に伺います。

まず1つ目、補助金の透明性と情報公開についてであります。

本村の補助金は、鮫川村補助金等の交付等に関する規則に定められ、ホームページでも公開されております。「補助金等の交付等に関して必要な事項は、別に定める」とし、要綱等や採択基準、取扱い基準が定められております。しかし、この要綱や基準は、行政組織内部の担当主幹課などに確認しなければ、知り得ることができません。個人や団体等が事業を行う場合や、議員が議会活動や調査に資するために、この事業が補助対象となるのかならないのかなどの支障や影響があります。これら情報公開と、透明化の改善方法について伺います。

次に2つ目、補助金等（定率と定額）の算出根拠の明確化についてであります。

定率補助と定額補助は、補助金等の算定基準による分類であります。補助金等の額を補助すべき事務または事業の所要額に、一定の率を乗じて算出するものが定率補助であります。補助金等の額をその事務または事業の所要額との比例的関係において算出するのではなく、他の観点、公共性があるなどから補助金額を定額によって定め、決定するものが定額補助であります。透明性の確保である補助率と、定率と定額の算出根拠は、採択基準、取扱い基準とともに、明確化が必要であります。これらの考えを伺います。

次に3つ目、補助金の基本的な指針（補助金ガイドライン）の策定について、伺いたいと思います。

本村の補助金等は、医療保健福祉、地域活性化や産業振興、社会教育、芸術、文化及びスポーツの振興、災害や緊急性などによる補助事業など、多種に及んでおります。これらは行政課題を解決する有効な手段として、これまでも、本村行政の補完的な意味から重要な役割を果たし、一定の成果を上げてきております。

統一的な視点から、今後の補助金等の基準を定めた、補助金の基本的な指針（補助金ガイドライン）を策定すべきであります。これは単に、既存の補助金等の削減を進めるものではなく、村民と行政の役割分担を明確にするとともに、時代により変化する村民ニーズに対応

した、補助制度を分かりやすく提供できる環境を整えることを目的とし、補助金の基本な指針（補助金ガイドライン）の策定を行うべきであります。これらについて、村長に伺います。
議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の1つ目、補助金の基本的指針についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、1番目の、補助金の透明性と情報公開につきましてのおただしにお答えをいたします。

現在の村の補助金の交付制度は、議員ご指摘のとおり、鮫川村補助金等の交付等に関する規則によりまして、補助金全般に関わる交付事務の大きな流れを示し、その下に、それぞれの補助金交付要綱等を制定して、補助の要件や金額など、具体的な事項を定めております。新たな補助事業を立ち上げた際には、村広報紙やホームページなどでお知らせをし、問合せに応じるなどの対応に当たっております。また、特定の方を対象とする事業につきましては、それぞれの担当課におきまして、制度の周知を図るとともに、その活用を進言しているところでもあります。

しかし、その一方で、一般の方を対象とする事業では、活用されていない事業が見受けられることから、令和5年度の予算編成の作業の中で、全ての補助事業において、制度として、3年経過を目安に見直すことを指示したところでもあります。この見直しによって、制度の改廃、新設が予想されますので、そのタイミングをもって公表、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、2番目の、補助金の定率と定額の明確化についてのご質問にお答えをいたします。

本村の補助事業においては、事業者と村との折半を基本としながら、補助率2分の1以内、上限を定めて交付しているところがほとんどとなっております。一部、特定の目的を持って交付するものなどにつきましては、定額での補助を規定しております。

次に、3番目の、補助金の基本的な指針（補助金ガイドライン）の策定についてのご提言について、お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、統一的な視点からガイドラインを策定し、基準を明確化すること、見える化することは、将来的には業務のスリム化にも寄与する取組であると考えております。先ほど申し上げましたとおり、村単独の補助事業につきましては、見直しを図るよう指示を

しておりますので、定率補助と定額補助の明確化、採択の基準の明確化も併せたガイドラインの策定について、検討してまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、6番、北條利雄議員の1つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。
議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

6番（北條利雄君） 村長からの答弁で、ガイドラインを策定して整理するというので、ぜひお願いしたいと思うんですが、その中で再質問したいと思います。

まず、原材料支給事業実施要綱がございます。これは現金じゃなく、原材料で支給されております。条例、それから規則など、前提するものというのはなっておりません。原材料支給が額ではなく、現物であっても、鮫川村補助金等の交付等に関する規則の補助金等の等に含まれ、これらを前提とする地域振興補助金なのか、あるいは産業団体と補助金なのかを、分類を明確にする必要があります。これは原材料支給事業実施要綱であります、上位の規則がつくられておりません。これはやはり、きちんと村の補助金等の交付等に関する規則を上位とする、現物であってもやる必要があります。これらについて、村長にもう一度お答え願います。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） ただいまの補助金等の中に材料支給事業ということで、この事業は、そうですね、約10年以上前でしょうか。他町村のコンクリート支給事業を模索をいたしました。私、議員のときに提案をさせていただいた記憶を持っておりますが、コンクリート30立方の、1つの区で1回限りの30立方ということで、区長を通して申請をするという原材料支給であります、これ1回、30立方を支給するに約60万かかります。7区ですから420万ですか、これは金額に対すると、大きな金額の材料支給の事業となっております。

その後で、コンクリート支給事業から、今度は砂利支給を、私が村長就任以降になるかと思いますが、砂利支給事業、これは農道とか、それから、公道において砂利を支給したいという、これも区長を通しての材料支給事業ですが、これは上限はなしということですが、材料がある限りということの支給を行っておりますが、この材料支給も金額に換算して、ガイドラインをきちんとつくって定額補助なのか、それから、材料支給補助なのかということを確認すべきと、今、再質問をいただきました。

まさしく、公費を投じての住民に直結する補助事業の1つと考えておりますので、今後また住民にも分かりやすく、さらには、住民の数々の要望を議員の皆さんはお受けして、議会でご提言をいただく。また、各区長におかれましても、住民から相談を受けたときに、分か

りやすく提示をできるもの。こういったものも含めまして、ガイドラインも含めて、補助の種別ですね。種別を明確に見える化をして、提示をして、住民の皆様にお困りのときがあったときにご利用していただくというところで、住民サービスを強化していきたいと。このように考えております。

議長（星 一彌君） 6番、北條君。

6番（北條利雄君） 原材料支給関係についても見直しをするということで、ぜひ明確に、上位規則は何なのかというのを明確にしながら、住民に材料支給を継続していただきたいと思います。

次に、再質問、もう一度したいと思うんですが、近年、米価の下落とか農業資材の高騰などを受けまして、価格下落の補填、それから、農機具や肥料購入、畜産農家への市場などに対応した、緊急避難的な補助金交付事業も実施されております。

しかし、これらは期限を定めた時限立法的な補助事業であり、ここに要綱も定められております。しかし、緊急避難的な補助事業であったとしても、鮫川村補助金等の交付等に関する規則を前提とする、鮫川村産業団体等補助金交付要綱の別表に、記載、統一する必要があります。補助金の体系的な流れを踏まえると、常態化されているものと、緊急避難的な補助事業を問わず、整理の必要があります。

当然、自然災害などもありますし、あらゆることを想定しながらやはりこれを、起きたときに補助事業を行政がすぐ展開できるような、そういう仕組みをきちんとうたって対応する、これが必要だと思うんです。これが基本にはなされていないんですよ。別表にも記載がありません。やはり緊急避難的なものであったとしても、これを村は対応するよということで、きちんと定めていただきたい。これらについて、村長にもう一度お伺いします。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 本村は過去に大変な、3.11もありましたけれども、台風19号の到来で大変な被害を被った経過がございます。その度々に議員、議会のほうからも数々の提案もいただきましたし、従来の補助要綱では済まない、解決できない補助率も、時限立法において改正した、制定した補助事業もございます。

ただいまの北條議員の質問は、緊急時に明確に対応できるような補助要綱をつくるべきである、規則をつくるべきであるということであります。緊急の場合には、まずは村民の命と、財産と健康を守らなくてはならないという緊急的なものでありますが、その対応策として要綱を定めながらも、必要あらば臨時議会を早急に開いて、そして支出、それから時限立法に

すべきなのか、長く継続的な補助要綱にすべきなのかを検討して、対応してまいりたいと思っております。

まず、交付なのか補助金なのかということも明確にしながらも、仕分をしながら、住民が何にお困りなのかというところが一番基本だと思います。何に困って、何をどうしたいのかということで、本村の場合には、長くこの村を持続化しなくてはならないという、私たちの大きな責務がありますから、その見極めを緊急時には早急に対応して、災害復旧も併せて、お困りのところに手が届くような補助金、また、要綱の制定、緊急事態が発生したときの対応策は講じてまいりたいと思います。

また、議員各位にも、その都度ご提案をいただきながら議論して、公費、補助金、それから交付金として充てる場合には、慎重にやっぱり議論した中で制定をしていきたいなと思いますので、今後ともまたご提言を賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（星 一彌君） 6番、北條君。

6番（北條利雄君） 再質問の中でも言った原材料支給、それから緊急対応的な、緊急避難的な補助事業であっても、災害が起こり得るということ前提として、明確に規則にも定める。要綱を、その都度補助率とか、補助率の定率、定額の補助が変わるかも分かりませんが、やはりそれに対応できるようなことをやるということで、村長も見直しを進めるということなので、ぜひこの際、そういう部分で今までやられて、常態化してきた補助事業も含めて、緊急的なものも含めて、やはり見直しして、住民の皆さんがその補助事業で恩恵を受ける。経済立て直しをやる、そんなことをお願いしたいと思います。

第1問の質問を終わりたいと思います。

次に、第2点目、学校給食費等の経済負担の軽減策についてお伺いいたします。

給食費の無償化と公会計については、元年9月と2年12月に、同僚議員2名から一般質問がなされております。

コロナ感染症など、経済的な影響は長期にわたっておりまして、収束の見通しも不透明であります。経済的に苦しい状況にある保護者も多く、給食材料費の高騰などに鑑み、今こそ給食費の軽減策が切に求められています。

みんなで一緒に食べる給食は、子供たちの学校生活を支え、心と体を育む「食は文化」であります。給食に携わる栄養士や調理師は、子供たちに給食を残さず食べてもらうよう、本村の給食センターでは、運営方針や運営目標を達成するため毎日奮闘しております。栄養価

の高い昼食を経済状況にかかわらず食べられる、そのことが子供たちに情緒的な安定をもたらしております。人は集団で食べることを通して、お互いがつながり合っていることを確認できるものであり、給食は学校生活の中でも、子供の豊かな感性を育てる特別な時間であります。

学校給食の今日的な課題は、義務教育は無償の観点と、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材であること。昨今の格差と貧困の広がりによる家庭生活への影響であります。学校給食は本来の目的に加えて、家庭の経済的状況に左右されず、子供たちの発達と成長を確保するという役割が高まっております。さらに核家族化が進み、共働きが増え、両親とも深夜まで働くなど、家族の姿が変化する中、3食のうち、最も安定的に食事が取れるのは給食という子供もおります。より一層、学校給食における食育の比重が重くなっております。「食育の推進」、「人材育成」、「保護者の経済的負担の軽減」、「子育て支援」などを目的として、給食費を無償にする自治体が増えております。

県内でも59市町村のうち、23市町村が無償化にあります。特に、我が村と給食の共同調理を行っている古殿町、東西白河地方管内では、泉崎村、埴町、中島村が無償化されております。浅川町や他の多くの市町村でも、無償化への議論や検討がなされております。本村は現在、給食費の2分の1の助成であります。子供を育てることは、未来を支える人材を育てることであり、社会全体で支えていく必要があります。中でも食は重要であり、将来にわたり、健康であり続けるための礎の一つとなるものでございます。子供の成長を社会全体で支える施策の一つとして、子供たちの安心で充実した食の環境を整える取組を進めるため、義務教育段階においては、教科書と同様に、無償化することが望ましいと考えます。

国でも、「異次元の少子化対策」を掲げております。次元の異なる世界とは、通常とは全く異なる考え方、それに基づく大胆な施策であります。具体的には今後明らかにされます。我が村でも、乳幼児をはじめとする健やかな成長と適切な環境づくりのため、保育料などの軽減措置などが国の基準を超えて講じられております。しかし、さらなる見直しが必要と考えます。さらに延長保育、預かり保育、一時保育、幼児送迎バス、小学生を対象とした放課後児童クラブなど、少子化対策に対応した経済負担の軽減策を、細部にわたり検討、改善すべきであります。

これらについて、教育長にお伺いしたいと思います。

なお、再質問の中で、村長にもお伺いしたいと思います。

議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

教育長、武藤誠君。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

教育長（武藤 誠君） 6番、北條利雄議員の2つ目の、学校給食費等の経済負担の軽減策についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、日頃より、北條議員様には、学校教育についてご理解を賜り、感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、学校給食費の負担軽減に関するご質問ですが、議員おただしのとおり、令和元年9月並びに令和2年12月に、一般質問に対しお答えしているところです。給食費を村と保護者がそれぞれを負担することにより、食べ物への感謝、親への感謝、給食に関わる全ての人への感謝の心を育て、食育につながるものと考えております。関根村長が以前からお答えしているように、村と保護者との半分こ作戦がそれと言えます。令和4年度予算では、子育て支援の一環として、村が小・中学校の給食費の2分の1に当たる額として、623万円を補助しております。令和5年度は給食食材費の高騰により、一食当たりの単価が20円ほど上がりますが、これまでどおり、2分の1の補助を行うことと考えております。

また、幼保連携型認定こども園、さめがわこどもセンターの幼稚部の給食では、副食、いわゆるおかずなどを無償で提供しており、各家庭からは主食のご飯を持参してもらうことで、各家庭に負担をいただいております。しかし、家庭によっては、ご飯を持参することを忘れる子供や、こどもセンターに持参するためだけにご飯を炊飯する家庭もあります。また、数日前に炊いたご飯を持参する子供もいるなど、衛生的に不適切な場合も見受けられます。

そのため、令和5年度からは、幼稚部の全ての子供が炊きたてご飯を食べられるように、こどもセンターで提供することを進めております。幼稚部は保育料が免除となっておりますが、給食に係る主食の費用は原則保護者が負担することとなり、今回の取組により、新たに主食費として月1,000円を保護者に負担していただくこととなります。給食費の無償化が進む中でも、村と保護者とで負担を半分こしていくことを基本と考えております。

そのほかの子育て支援策として、延長保育、預かり保育、一時保育、幼児送迎バス、放課後児童クラブなど、村としても多額の支援を行っており、利用する家庭に対し、一部負担をお願いしているところです。

今後も、国が進める「異次元の少子化対策」に対応した負担軽減を行うとしても、財源の確保が課題であるため、一般財源の支出を抑えながら、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、北條議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（星 一彌君） 6番、北條君。

6番（北條利雄君） 今、教育長から答弁をいただきました。

まず、給食費ですが、給食センターの施設の管理運営については、古殿町が60%程度、鮫川が40%であります。給食費のみを見ると、私の調査では全体で3,700万くらい。このうち、82%が古殿町、それから18%が鮫川村となっております。本村は約600、先ほど、教育長も答弁されましたけれども660万円程度。これの2分の1ですから、330万円ですか。これが保護者負担であります。給食費の徴収も基本は学校でやっているんですね。請求や未納督促も実施されております。

これら教職員の負担軽減、それから、保護者の経済的負担の軽減や、先ほど教育長も述べておりましたけれども、給食材料費の高騰など踏まえると、共同調理をやっている古殿町と同様に、やはり完全無償化にすべき施策ではないでしょうか。二、三日前も東京都の各区で、学校給食費を無償化にすることをテレビでもニュースやっていましたが、今、どこの全国の自治体でも、本格的に検討されています。国でも出てくると思うんですが、それを待つのか待たないのか。先ほど、教育長は財源がないという話ですが、でも努力すれば、330万ですね、これを保護者から取るのか取らないかというのが、安いか高いかは判断にはなると思うが、ぜひこれをまず検討していただきたいと思います。

次に、教育長の答弁の中で、こどもセンター内で調理する、副食を除いた米飯のみの弁当を持参していたと。これを令和5年から改善していくということです。なぜ今まで弁当を持参して、器具で保温していると。驚きなのは、私の年代でいくと、学校に弁当を持って行って、ストーブの周りに弁当を重ねて保温したことを彷彿させるようなやり方。こういうことがなぜ続いてきたのかなともものすごく疑問に思うし、理解が実際できません。特に、衛生面とか家庭環境なども考えて、やはり手・まめ・館とか、こどもセンターへの内部とかということでもありますけれども、この米飯給食は、こどもセンターで炊飯することなのでしょうか。または手・まめ・館のほうで、学校と同じく、手・まめ・館のほうで炊飯されるのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君。

教育長（武藤 誠君） 再質問ありがとうございます。

まず1点目の、無償化をしないのかという、今後ですね。検討はしていくのかというふうなご質問だったかと思うんですが、本村では、給食費2分の1の補助のほか、子育て支援策

として、修学旅行費の助成とか、あるいは高校の通学費の支援とか、あるいは検定料の助成金とかということで、様々な子育て支援策を実施して、多くの財政を支出しているところでもあります。

もちろん、議員ご指摘のように、給食費が無償になるということは、保護者にとっては、本当に負担軽減になると思うところではあります。先ほど答弁で申しましたように、まず、半額負担をいただいていることで、子供たちには親に対する感謝の心とか、食べ物に対する感謝の心を育てていきたいというふうに考えています。無償化した市町村からは、残滓が増えたというような声も耳にします。保護者が一生懸命働いたお金で、給食が食べることができるという気持ちを抱くということは、親子関係はもちろん、食育の面からもやはり大切だと感じております。

ただ、やはり経済的に厳しいご家庭もあるかと思えます。特にこのコロナ禍の中ですね。そういった家庭につきましては、例えば準要保護とか、要保護家庭として認定させていただいて、給食費はもちろん、修学旅行費とか主な学用品代等、ほぼ全額が村から助成されている状況でもございます。こどもセンターにおいても、給食費を含む保育料は所得により軽減措置があります。したがって、ほぼ給食費に関しては、経済的に厳しいご家庭におかれましては、無償になっているくらいなのかなというふうに思っているところであります。

ただ、国では、異次元の少子化対策として、子育て支援に取り組んでいくという考えを示しております。村教育委員会としては、現時点では半分こ作戦を継続していく考えではあります。村民の皆さんや議員の皆さんの意見をお伺いしながら、また、国の動向も見ながら、検討していくことも考えていきたいというふうに思っております。

そして2つ目の、なぜ今までご飯を持参してきたのかということなんですが、認定こども園の制度が変わったときに、給食費の負担についても制度が変わったと私は記憶しております。その際に、保護者の皆様と、あるいは園等で、いろいろどのように給食費の負担をするかということと話し合いをした結果、多分、副食費は村で負担する。ただ、主食については、各家庭が負担するという話し合いをして、その負担、お金を払うのではなくて、主食を持参するという形に移行したのかなというふうに、私は記憶しております。ただ、詳しいことについて、ちょっと担当の課長のほうから、その点については後ほどお答えを申し上げます。

あと、どこでご飯を炊くのかというようなご質問ですが、現時点ではこどもセンター内の給食室でご飯を炊いて、炊きたての美味しいご飯を提供したいと考えております。

以上です。

議長（星 一彌君） 教育課長、星徹君。

教育課長（星 徹君） 教育課長です。

先ほどの、まず、こどもセンターで主食を持参するという経過ですが、恐らく、前の保育園の頃からの流れで、施設にもお弁当を温める機械がありますので、そちらが使えるということで、アルミのお弁当箱に主食のご飯を入れて、それを温めてお昼に食べるというふうな形で、給食が行われてきたということが経過だと思います。

今回、令和5年度から、主食を持参しないでセンターで炊飯するというので、保護者からアンケートを取った結果があります。保護者54名の方にアンケート調査した結果、園で炊飯をするということに支持をいただいた方が40名、74%ありました。その中でも、自宅から持参という方は12名ほどまだおります。その中でも、園の決定に合わせるということや、どちらでも可という方もありますが、今回、持参をしたいという理由ですが、まずは夏休みとか冬休みで長期休暇もありますので、その部分で、毎日持っていくわけではないからという理由で、自宅からの持参ということを選んだ家庭もあります。

また今回、主食の提供をすることによって、実費がかかってしまうということや、今までどおり持参してきたからとかということで回答いただいた方も。また、朝ご飯を食べるついでに準備できるから、その辺は準備できますよということで、保護者からの意見をいただいております。今回、74%ということで、園で炊飯したほうがいいというご意見の下から、令和5年度からは、こどもセンターの中で炊飯を行うということで、今のところ進めております。

以上でございます。

議長（星 一彌君） 6番、北條君。

6番（北條利雄君） 分かりました。こどもセンターで炊飯して進めるということで。

ただ、何で、改善していただくみたいなんですけれども、保護者から1,000円を取る。えー、取るんですかって。逆に私はいろんな部分で、やはり異次元な部分でいくと、この1,000円取る意味って何なんですか、これ。給食、1,000円取る意味って。教育長、何か捉えていますか。お答えください。

議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君。

教育長（武藤 誠君） なぜ1,000円取るのかということですが、子育ての法律で、主食に関しては保護者が負担するというようになっております。

ですので、今回、今まではご飯分を自分で持参していただきましたが、それを1か月1,000円をご負担していただいて、園で提供するという形でございます。

議長（星 一彌君） 6番、北條君。

6番（北條利雄君） そういうふうになっていて、仕方なしに1,000円だけ取りあえず徴収しようということでもありますけれども、これらも国の施策の中で、多分改善されてくるんだろうと私は思っているんですが、そういう部分でも、今のこどもセンターの給食の改善に進んだということで、5年度からそれで改善して進めるということでは、ものすごく前進だと思います。それらについては、お話しを止めたいと思います。

次に、再質問ですが、幼児送迎バスの運行に必要な経費がございます。運転手の賃金と、バスの管理にかかる諸経費は公費負担。そして添乗員の賃金の、利用者の保護者が組織する、幼児送迎バス保護者会協議会の負担とされて、利用者1人当たり月額2,500円徴収されております。本来、一体的に幼児送迎バスの運営管理、職員の配置管理をすべきであります。非常に分かりづらいものになっております。昨今の幼児送迎バスの事件事故や、運転手や添乗員の賃金、それから身分保障、損害賠償責任などの観点を含めて、やはりこれらは見直すべきではないのか。私は思います。

そして、幼児送迎バスには、鮫川福祉会の鮫川たんぼぼの家の利用者も同乗し、利便に供しております。もはや幼児送迎バスとする概念ではない実態がございます。たんぼぼの家の施設を利用し、活動する方々は、本村の交流関係人口の1つでもあります。必要がある施策であるならば、一体的な送迎バスの運営管理をどこが担うべきか。スクールバスと同様に、委託を含めて検討する必要があります。

また、送迎バスの利用料不足分は、補助金をもって充てるとされてはいますが、高校生には通学支援金で月1万円、今は廃校になりましたが、村外から通学した学生には月9,000円、14名ほどいらっちゃったと思うんですが、それらの方々に支援しております。幼児送迎利用者支援、それから、鮫川たんぼぼの家を利用する、交流人口の通所送迎支援など、送別バスや村民バスあおぞらを含めて、利用者のさらなる軽減や無償化を含めて、細部にわたり改善すべきと考えております。

これらは、教育委員会関連については教育長、それから、村の村長の考えに伴うものは、村長にお答えをいただきたいと思います。教育長のほうから。

議長（星 一彌君） 武藤誠君。

教育長（武藤 誠君） 再質問ありがとうございます。

こどもセンターの幼児送迎バスにつきましては、幼児送迎バス保護者協議会を設置しまして、その中で様々な検討が行われております。運行及び経費等につきましては、課長のほうからご説明申し上げます。

議長（星 一彌君） 教育課長、星徹君。

教育課長（星 徹君） 教育課長です。

幼児送迎バスにつきましては、まず、運転手につきましては、会計年度任用職員ということで2名を雇用しております。以前から幼児送迎バスについては、運転手は嘱託員制度を用いて運転手を雇用しております。添乗員につきましては、以前から利用する保護者の中で負担をしていただくという形で、協議会が添乗員の方をお願いをして、賃金を支払っているというのが現状であります。今のところ、その内容の見直しもいろいろ含めてはおるんですが、添乗員の勤務時間も短時間ということで、いろいろな部分でどのような雇用がいいのかということも含めながら、今後検討していきたいなと思っております。

また、たんぽぽの家の利用者の乗車ということにつきましては、たんぽぽの家が新宿地内に開所した当時から、遠方から通う方を乗せていたということで、その当時は鮫川保育所と、渡瀬保育所のそれぞれのバスに乗車していただいていたということで、その辺の経過については、恐らく政策的な部分も含めての乗車ということを確認していたのかなというふうに推測するところであります。

今現在は、P o P o . I（ぽぽあい）という施設からの利用者も5名前後、送迎バスに乗って移動します。また、家庭から通所する方も、ルートによっては乗車しているということで、園児と同じように、月に2,500円の負担をいただいているということが想定されているのかなというふうに思いますが、ちょっと詳細につきましては、そこまでこちらでは承知していないところ、すみませんけれども、ご理解いただきたいと思います。

以上が、北條議員に対する質問ということでの回答とさせていただきたいと思えます。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

村長（関根政雄君） 北條議員の再質問であります。公共交通、送迎バスも含めた一元化を検討すべきではないかという再質問であります。村としまして、ご周知のとおり、今年度は公共交通審議会を開催いたしまして、約6回の協議会、学識者も交えながら検討してまいったところであります。

路線バス、それからあおぞら号、さらには、子供たちの通学を支援するためのスクールバ

スの運行につきまして、様々な角度から議論を進めてまいりました。その中で浮き彫りになってきたのは、今、スクールバスを中学校、それから、小学校のスクールバスが民間委託をしておりますが、運転手の高齢化、さらには、ドライバーの確保がなかなか難しいという実態が表れてきております。このまま継続的に契約するのが難しいという業者からの声も上がっていることから、先般、教育長、教育課長も含めて、委託業者との打合せ、さらには、今後どのように進めたらいいのかという協議をしてきたところでありますが、将来的にはどのような形がいいのか、他町村のように、古殿町、浅川町のように、そういった業者に、全てバスごと委託したほうが安全性が高まっていいのかどうか、これは協議する必要があります。

それに伴う財政状況であります。どのくらいの経費がかかるのかということも含めまして、今後協議しなくてはならないと思っております。一元化するのか、村直営でこのまま進めるのかということでは協議を進めて、各種団体と委託業者、さらにはそういった業者が、受けてくれる業者がいるのかいないのか。そこも含めて協議をしなくてはならないと思っております。

一番重要なことは、送迎をする子供たち、児童、幼児たちの安全であります。事故があってはならないということですので、そこが基本でありますから、そのためには、必要以上の経費がかかっても、子供たちを守っていかなくてはならないという考えから、判断をしなくてはならないということで、次年度以降、協議を進めてまいるということで、今、教育委員会と協議を進めたところであります。

以上でございます。

議長（星 一彌君） 6番、北條君。

6番（北條利雄君） 教育長、それから村長からご答弁いただきましたけれども、やはり今、村長最後に答弁した公共交通の中で、やはり幼児送迎バスも、運転手と添乗員が雇用形態が違う。今、当然、村長も教育長も知っていると思うんですが、いろんな事件事故がありますよね。そういう部分で指導的な立場からいけば、そういう雇用形態がばらばらの中で、一体的に教育ができるのかと、ものすごく疑問に私は思うのです。やはりそして身分保障、それから損害賠償、そういうことが起こり得るということを考えて、きちんと行政側がしっかりと、幼児送迎バスの運行に力を入れるべきじゃないかと私は思います。

それから、たんぼぼの家、当然助成もして幼児送迎バスと一緒にやっておりますけれども、やはりあそこの施設に通って、一般の方と一緒になじんで、鮫川にもものすごい貢献しているわけですよ。鮫川に通って活動できるということを考えれば、幼児送迎バスと一体的という

のは私ものすごく疑問なんだけれども、でも、たんぼぼの家はたんぼぼの家として、やはり村で施策が必要であれば、それは助成とか補助金を出すとかという形で、運営すべきことを考えるべきじゃないかと私は思います。そういうことで、公共交通全体の中でも多分考えているんだと思うんですが、やはり幼児送迎、それから、鮫川たんぼぼみたいなところへ、交流人口として通っている人たちのことも含めて、それも含めて公共交通を考えていただきたい。

そういうことで、これらについては質問を終わりたいと思うんですが、最後に教育長、村の給食センター、特別会計で運営されていますね。これは平成18年3月に、地方自治法の規定に基づいて、給食センターの円滑な運営と経理の適正を図るために、特別会計として設置されております。ご存じないかも分かりませんが、特別会計以前というのは、施設の管理運営は一般会計で、給食費は私会計で処理されていたものであります。その私会計に管理監督、監査などが不十分で不適切な経理処理が発覚したために、公会計に統合して、特別会計として現在に改善されたものであります。教育長は分からないと思いますが、そういうことなんです。

教育委員会が管轄する機関、それから、施設というのは多種多様に及びます。給食センターはもちろん、こどもセンター、小・中学校、図書館や放課後児童クラブ、社会体育施設の指定管理、それから共同調理の古殿町との関係など、教育や少子化対策など、行政施策の最前線の位置にございます。こういう会計処理を含めた管理監督、連絡調整をどのような頻度でなされているのか、教育長に最後に伺いたいと思います。

議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君。

教育長（武藤 誠君） 先ほどの給付費の公会計化については、一昨年ですか、ご質問いただきました。私からも回答したところでありますが、その公会計化につきましては、今後、令和5年度に検討を始めまして、令和6年度から実施する考えであります。

監査等の頻度につきましてはですが、これについては、そうですね、年間にやはり一度というのが多いですので、今後できる限り、適正に処理されているかどうかを定期的に、小まめにチェックしていく必要があるのかなというふうに思いました。

以上です。

議長（星 一彌君） 6番、北條君。

6番（北條利雄君） 今、改善されるということではありますが、でも、やはり教育長、学校教育の最前線である出先をいっぱい持っていますけれども、やはり年に1回、2回の話

じゃなくて、やはりそこで働いている人たち、そこを利用している子供たちのためにも、やはり問題あってからでは遅い。何でもそうなんですが、時間があれば職員も含めてお邪魔して、仕事の話だけじゃなくて、そういう部分での連絡調整も含めたことが私重要だと思うんです。それがないと、起こったとき大騒ぎして、どうだこうだの話じゃないと思うんです。やはり足を運んでいただきたい。現場はやはり、教育長さんがこどもセンターに来たよ、給食センターに来たよ、こんな話をしていたということになれば、来ただけでも組織としてはうまくいくような私は気がするんです。そういう部分で、やはりもう少し管轄する施設なりを訪問してやっていただきたい。私からの要望です。よろしくお願いします。

次、3点目に移りたいと思います。

間もなく1時間、60分やっていますけれども、あと30分あります。今日は傍聴、たくさんの方が見られておりますけれども、鮫川村、1人当たり90分の持ち時間なんですね。私の長ったらしい質問で申し訳ございませんけれども、もう1問させていただきます。

3点目に、インボイス制度の対応についてでございます。

10月1日から導入が予定されております、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、適格請求書発行事業者が交付する適格請求書などと帳簿の保存が、消費税の仕入税額控除の要件となります。

この取扱いは、民間事業者の取引に限られるものではなく、地方公共団体（一般会計及び特別会計）や、地方公共団体の出資法人が売手となり、商品の販売やサービスの提供を行う場合も、買手である民間事業者が仕入税額控除を受けるには、地方公共団体などが適格請求書発行事業者の登録を受け、インボイスを交付する必要があるとございます。

地方公共団体なども、事業者としての立場からインボイスへの対応が必要となり、10月1日の制度開始から、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには9月30日まで、本当は今月の31日まで1回目やっていたんですが、間に合わないということで、9月30日まで延びたいですが、税務署への登録申請を行う必要があるとございます。

この登録申請は、一般会計または特別会計ごとに行うこととなります。登録を受けられるのは消費税の課税事業者のみですが、一般会計については、消費税法第60条において、課税標準額に対する消費税額、仕入控除税額を同額と見なすと規定されており、常に納付税額はゼロとなることから、登録事業者になったとしても、消費税の申告義務がないことには変わりはありません。

一方、特別会計については、前々年度の課税売上高が1,000万円以下であれば、免税事業

者として消費税の申告義務はございませんが、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税事業者を選択して、消費税の申告義務を負うことになります。

本村もインボイスに対応しないと、取引相手である民間事業者が仕入税額控除を受けられなくなります。適格請求書には、登録番号、税率ごとに区分した消費税額等の記載を追加する必要があり、請求書の様式の改正や、システムの改修などの対応が必要となることも想定されます。本村のインボイス対応を村長に伺いたいと思います。

1つ目は、インボイス制度の説明と指導体制であります。

全国的には、自治体インボイスの準備不足が指摘されております。インボイスが発行できないという理由で取引対象から外されるおそれや、取引継続のために、課税業者への転換を求める可能性も発生します。小規模事業者の消費税負担を増やし、コロナと同様に、地方経済を疲弊させるインボイス制度になりかねません。混乱を回避するために、説明や指導体制について、まず1点目に伺います。

次に、2つ目です。

シルバー人材センターのインボイスについてでございます。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、設立された公的団体であります。地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進するとともに、医療費や介護費用の削減などにも貢献しております。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上が1,000万円以下の事業者は、消費税の納税義務が免除されており、シルバーの会員は免税の個人事業者に当たります。インボイス制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなります。新たに、預かり消費税分を納付する必要が生じることとなります。しかし、公益法人であるセンターの運営は、収支相償が原則であります。新たな税負担の財源がありません。センターにとって、インボイス制度の導入に伴う新たな税負担は、まさに運営上の死活問題でもあります。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、社会参加、健康維持に重きを置いた、生きがい就業をしているセンターの会員に対して、形式的には個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようとしている高齢者のやる気、それから生きがいをそぎ、ひいては、地域社会の活力低下をもたらすものと懸念するものであります。インボイス制度導入後も、少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおける安定的な事業運

営が可能となる、特例措置とか支援策を伺いたいと思います。

3つ目です。

農産物直売所のインボイスについて伺いたいと思います。

農産物直売所は、委託販売方式にて運営されております。インボイス制度の原則からすれば、委託販売の場合、委託者（農業者）が購入者に、インボイスの交付を行う必要が生じます。しかし、それは困難であることから、インボイス制度においては、販売を受託する媒介者（直売所）ですが、委託者（農業者）に代わって、インボイスを発行することを可能とする特例も用意されております。直売所の場合、購入者の商品は、複数の農業者の農産物が混在していることが通例であります。媒介者交付特例においては、そのように複数の委託者の商品をまとめて販売した場合にあっても、一括して一枚のインボイスによって、交付することが認められております。

しかし、販売した商品の中に、免税事業者である受託者（農業者）の商品が存在する場合には、媒介者交付特例の適用が、委託者と媒介者の双方がインボイスの発行事業者であることが要件とされていることから、インボイスの交付はできません。そのような場合には、媒介者（直売所）が受託者（農業者）ごとに取引を計算し、記載を行った上で、課税事業者の氏名及び登録番号を記載したインボイスを発行するといった、代理交付により対応することが可能になっております。

しかし、この対応には大規模なシステム改修が必要と考えられます。現実的ではないとも考えます。実務的には、直売所の購入者の中で、インボイスを必要とする顧客は限定的と考えられます。インボイスを必要とする顧客に限定して、レジシステムとは別途、インボイスを発行するシステムを構築する、もしくは、直売所の取引を委託販売方式から、今やっているのは、多分委託販売方式だと思いますが、これから消化仕入方式、つまり、顧客の購入時点で、直売所が農業者から農産物を買取るといった形式への契約関係の見直し、直売所がインボイスを発行するなどの対応が必要であります。これについても伺いたいと思います。

インボイスについては、特に例と出したシルバー人材センター、それから直売所、特に関係が強いと思いますし、あと、村のやつもそうですが、やはりこれまた、質問する側も答弁する側も完璧に熟知しているわけではないのですが、やはりここ、10月1日です。半年先です。これについて答えも含めて、どうして対応するのかということ、村長のほうからお伺いしたいと思います。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の3つ目、インボイス制度の対応につきましてのご質問にお答えを申し上げます。

インボイス制度につきましては、ただいま北條議員から詳細に説明がありましたとおり、今年の10月から導入される、新たな消費税の仕入税額控除方式の制度であります。村の会計におきましても、一般会計、簡易水道事業特別会計、集落排水事業特別会計の3つの会計につきまして、登録を済ませております。システム対応につきましては、一般会計におきましては、議員がおっしゃるとおり影響はないようではありますが、最低限の改修をする予定であります。特別会計におきましては、集落排水事業会計は今年度導入済み、簡易水道事業会計につきましては、新年度予算に計上しており、7月頃までに改修を予定しているところであります。

議員が危惧されている、制度の説明や指導体制につきましては、村主催の説明会を令和4年9月に、村の公民館で開催をしております。村商工会主催の会員向け説明会は10月に、J Aでは、畜産農家を対象に説明会を開催したと聞いております。また、税務署主催の説明会の開催や制度の概要につきましては、「広報さめがわ」で4回ほどお知らせをしております。

また、現在行っております確定申告の相談受付の際にも、既に消費税の申告をされている方などを中心に、制度の概要を説明しながら、登録の状況を聞き取ったり、相談を受けるなど、機会を捉えて対応しております。村内の事業者の登録状況や、制度への対応等につきましては、税務署からの情報提供はありませんが、おおむね理解されているのではないかと考えております。

次に、シルバーセンターのインボイスについてのご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、鮫川村シルバーセンターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に位置づけられた組織で、平成10年5月に設立され、25年が経過をいたします。現在、事務局は商工会内にあり、「自主・自立・共働・共助」の基本理念に基づいて、45名の会員の総意と主体的な運営により、地域に密着した就業活動を通じて、本村の環境維持などに多大な貢献をされていることは、ご承知のとおりであります。

さて、令和元年10月1日から消費税の引上げと併せて、軽減税率制度が導入されておりますが、令和5年10月1日からは、消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されます。鮫川村シルバー人材センターは課税事業者と

なるために、令和4年11月22日付で白河税務署に適格請求書発行事業者の登録を申請し、その登録が完了していると聞いております。

請負、委任の形態で、就業する会員は個人事業者となりますが、年間、課税売上高が1,000万以下の事業者は、消費税の消費税義務が免除される免税事業者となるために、会員自ら税務署に申請しない限り、インボイスを送ることができません。このため、インボイス制度施行後は、免税事業者である会員に支払う配分金に含まれる消費税額分について、仕入税額控除を行うことができなくなり、新たな税負担が発生することから、議員ご指摘のとおり、シルバー人材センター事業の運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。村としては、村の環境整備に大きく貢献される、シルバー人材センターの継続的な事業運営が可能となるよう、状況を確認しながら、支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、農産物直売所のインボイスについてのご質問に対し、お答えをいたします。

議員おただしのとおり、農産物直売所は、開設当時から委託販売方式を採用しております。委託販売方式から消化仕入れ方式へと契約関係を変更することにより、インボイス制度への対応は可能となりますが、免税事業者である生産者から仕入れに対しては、仕入税額控除ができなくなるために、直売所の新たな税負担が発生し、出荷者との価格交渉が必要になることが考えられます。

また、小規模事業者である生産者が製造した加工食品を、直売所が仕入れて販売する場合、食品の所有権が直売所に移転するために、食品表示法による小規模事業者の特例が適用されず、栄養成分表示を容器包装に表示しなくてはなりません。これらを考えますと、直売所職員や生産者の新たな負担となり、業務の効率化という観点から、デメリットとして捉えざるを得ません。

これらを踏まえ、村直売所では委託販売方式を継続しつつ、店舗運営の効率化を図るために、インボイスに対応したシステムを導入するべきか、今、検討しているところであります。

以上、6番、北條利雄議員の3つの質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（星 一彌君） 6番、北條君。

6番（北條利雄君） インボイスで支援策、シルバー人材センター、それから直売所、支援策についても検討しているということであります。

やはり、今まではインボイス制度で、適格請求書を発行というのがなかったんですけども、これから出てくるということで、1,000万以下であっても課税業者として登録しなければならぬという、ものすごいきついものですね。

今まで、個人事業者というのは、農業者もそうですし、商工会あたりの大工さんでもそうなのですが、当然、今までは1,000万以下だとすれば安心していられた、逆に言うと。ところが、取引相手が課税業者でないと発行できないとか、相手が身を削って税金を払っていきけるのか。積みり積もって大きな額になるわけですよ。こういうことを国の制度として進めることから、当然受けざるを得ないとは思いますが、これ末端の、今まで消費税は、俺は1,000万以下だから安心できるよという話じゃないんです。相手に迷惑をかけるということが前提、特に、先ほどお話ししたシルバー人材センターとか直売所、手まめ館、村の事業としては中心となるようなものです。村長はこの支援策も含めて検討するということなのですが、これ、10月1日から始まっちゃうんですよね。検討するんじゃなくて、検討していただきたい。すぐにでも。

今までシルバー人材センターで活躍した人、それから、小さな畑で生産しながら直売所に収めて、小さなお金で収入を充てた人たち、こういう人たちに迷惑がかからないように、行政が支援することをやはり考えていただきたいんですよ。当然1,000万以上の業者は、それが発行できないと自分で身を被ることになります。当然登録がないと控除できないんですから。だとすれば、私だったら、1,000万以上で課税業者だったら、インボイス、発行してくださいよという話になって、発行できませんと。なら、値段を下げてくださいと逆に言いたいんですね。消費税分を下げてくださいよと。直売所なんかはそんなにインボイスで対応する人はそんなにいないとは思いますが、そういう部分ではやはり課税業者、それから非課税業者もいるんですけれども、部分ではきちんと整理しながら、農家、シルバー人材センターの会員の皆さんにも指導しながら、やはり不安を抱えさせない、そういうことをぜひすぐに進めていただきたい。

もう3月です。4月からあと、あつという間に6か月たっちゃいます。インボイスは何だなんて分かんないうちに制度がスタートする、あとでみんな大騒ぎになることにはなると思います。ぜひこれもインボイス、特に事業者はもちろんです、個人で事業やっている人たちもまだまだ理解されていないのがほとんど、インボイスって何ですかと言うと、とてもみんな黙っちゃって、俺ではない、俺は分かんないという話になっちゃいますけれども、やはりここは各商工会、それから、農協などもいるんな形で機会を通して、インボイス制度についてはやっていますかと。やはり村としても、村の村民の皆さんに、いろんな関わりを持つことですので、やはり村も積極的にインボイス制度の中身を説明していただく、これをしっかりとやっていただきたいと思います。

10分前のお知らせがございました。10分あるのかなと思うんですが、あと、同僚議員の説明に迷惑が、質問時間に迷惑をかけると思いますんで、ここで今回の質問を終わりにさせていただきたいと思います。

なお、本日は、先ほど村長が挨拶で言ったとおり、定例会任期中の最終であります。今日は議会傍聴に、商工会女性部の皆さん、それから、村民の皆さんが多数足を運んでいただいております。感謝申し上げたいと思います。

本村の進展の礎にさらなるご協力をお願いし、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

森 隆之君

議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

〔2番 森 隆之君 登壇〕

2番（森 隆之君） 2番、森でございます。

まず初めに、さきの12月定例会で、私、コロナの濃厚接触者となっしまい、皆様にご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、この場をお借りしておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

今回の一般質問なんですけれども、そのとき、12月定例会で予定していた一般質問を今回、質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず初めに、村所有の遊休施設についてご質問をさせていただきます。

村の施設である旧青生野小学校、旧国保診療所、旧鮫川保育所、山王の里などは、一部、倉庫として利用しているところもございますが、このまま利用目的がなければ、老朽化して取壊しとなってしまいます。今後の利用計画、または取壊しを含めて、村の考えをお聞かせ願います。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

村長（関根政雄君） 6番、森隆之議員の1つ目、村所有の遊休施設についてのご質問にお答えをいたします。

公共施設の維持管理につきましては、議員ご指摘のとおり、喫緊の課題であると認識しております。来年度において、施設ごとの整備や解体も含めた、年度別の管理計画の検討を指

示しております。

議員おただしの遊休施設のうち旧青生野小学校につきましては、平成30年に廃校利用検討委員会でその利活用について検討された経過がありますが、検討結果を踏まえた利活用には至っていないのが現状であります。また、新しい施設でありますので、今後も有効な活用方法を模索してまいりたいと考えております。

旧国保診療所につきましては、老朽化が著しく、今後の利活用は困難であると判断し、令和5年度に、予算におきまして、解体に要する費用を計上しております。

また、山王の里につきましては、経営再開を目指し、現在も指定管理者を募集しているところであります。しかし、正式な応募はありませんが、数件の問合せをいただいている状況にもあります。

今後、旧鮫川保育所含む他の施設も併せまして、来年度以降にその利活用や処分の方針を検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、森議員の1つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

2番（森 隆之君） ありがとうございます。

今、青生野小学校、旧国保診療所、山王の里、それぞれお伺いしました。ちなみに、富田小学校などの今後の利用、活用についてはどう考えているかお聞かせ願います。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 再質問であります。富田小の活用ですね。

現在、富田小は、1階が、前に商工会関係の合同会社がエゴマの搾油、それからパンの加工で使用しておりましたが、今、移転しております。職員室、校長室は使用しておりません。さらに、奥の2部屋には、保冷施設としてみその原料等が入っております。

しかし、校舎と体育館にはトイレを設置をしたところではありますが、実は、あの建物は耐震補強がまだされていない施設でありますので、今後、廃校を利用して、あの校舎を人が入って使うということには至らないかなと思っておりますので、計画的な解体をせざるを得ないかなと思っておりますが、ただ、2つの教室にはそういった保冷施設がありますから、それをいつまで活用するのかということも検討しなくちゃなりませんし、あと、まめ関係の、たんぼぼの家ですか。まめ関係の資材があそこに入っております。廊下とか階段のところに資材が入っておりますし、2階は全く使っておりませんので、将来的には解体をせざるを得ない施設、建物であるかなと、このように考えております。

議長（星 一彌君） 2番、森君。

2番（森 隆之君） 今、答弁にありましたように、将来的には解体を予定しているということですが、私もいろんな市町村を見てきまして、様々な建物、特に小学校関係、小学校関係、リフォームしたりして宿泊施設にしたり、いろいろな利活用をしております。ただ、どこの自治体も、なかなか収支としてはプラスにっていないと。お客を呼んで誘致をしますけれども、なかなかお客の数も伸びていないということになっておりますので、今後、鮫川村でそういう考えがないのであれば、やっぱり遊休の建物としましては、取壊しというのを計画的に進めていくべきではないかなと私は思っているんです。特に、今、資金がないということで、なかなか今すぐに取壊しはできないと思いますので、建物の取壊し基金等を今から計画的に積んでいって、段階的に取り壊す。

リフォームとしましても、やっぱり、それ以上、新しく造るよりお金がかかってしまう場合がございます。なので、無理に建物は保存しないで、壊す方向で考えていけたらなと私は思っておりますが、村長のお考えとしては。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 冒頭の挨拶の中に申し上げましたとおり、次年度以降、建物の更新というか、造り替えと同時に解体、これを何年度にすべきかというのは、財政計画を立ててはなりません。今、議員おただしのように、やはり、新築するまでに至らなくても、多額の費用が今、解体でかかります。ですから、その費用が幾らかかるのか、そして、その費用を、何年度に解体を、どこの施設をするのかという中長期計画を、来年度、素案もつくりたいと考えておりますから、その中で、教育施設は、先、何年後には新設をしなくてはならないというのは避けて通ることができません。

しかし、様々な補助金を充当して、自己財源を幾ら出すかという問題もありますから、そういったことも含めて、議員おただしのように、基金を、じゃ、幾ら積みばいいのかと。一般の家庭と同じことです。家1軒建てるときに、何年後に建てるのか、その頃、頭金というか貯金はどのぐらい必要なのかということは、皆さん、どこのご家庭でも立てると同じく、村も、財政も同じであります。年度年度別の財政計画を立てていきながら、幾ら必要なのかというところに解体を落とし込んでいくと。これが、計画的に素案ができていれば、長期的に村の施設をどのようにスリム化して、そしてまた、将来的に我が村にそうしたコンパクトな、小さくてもきりっとした村づくりができるのかなというところに着手をするという予定でありますので、議員各位のまた知恵もお借りしたいと考えております。

議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

2番（森 隆之君） 私も、昔は村の施設等、トレーニングセンター等は新しくて、小さい頃は素晴らしい建物だったなと思っておりましてけれども、今、この年になりまして、中学校、小学校を見たところ、県南地方でこれほど老朽化している建物、また校庭が狭い、体育館も小さい、現代のニーズに合わないといった建物は、ほかの市町村を見てもちょっと見当たらなくなってきたなと思っております。

そうして見ると、やっぱり昔から教育に鮫川村のお金はかけてきたとは思うんですけども、なかなか、その教育に関して、段階的に計画を組んで、今現在、20年後、30年後、こういう施設があったほうがいいのか将来のビジョン、それが、残念ながら、なされてこなかったのかなと思っております。

やっぱり他の町村の体育館とかを見ましても、古殿だったらやぶさめアリーナとか、何十億もして建てた立派なところでございます。ただ、やっぱり、それを建てるには町民、村民の反対もありましたということを知っております。ただ、建て、今現在、感想を聞いてみると、その反対していた人も、建てよかったな、古殿にあってよかった、やっぱり造ってよかったなという方が増えてきているというふうに私は聞いております。

なので、建物を造って財政的に厳しいなというのがありますけれども、やっぱり家庭の、一般家庭の会計を見ると、家を建てる時、車を替える時は借金をしなくてはなりません。村も、財政は厳しいですけども、やっぱり必要なものにはある程度、今、借金をして建たないと、後々支払いが大変だとは言いますけれども、今後、このまま、ちょっと、安全な村政というか、ちょっと頑張ってみて、借金をしてやってみようかなという感じを出さないと、子供たちの数が減ってきますし、やっぱり鮫川村、住んでもらう人の数も減ってくると思うんですよ。

なので、計画は分かるんですけども、その計画をなるべく短縮して、3年計画、5年計画で、村もちょっと厳しいですけども、村民の皆さん、ご協力してくださいということで、借金をする方向で、ちゃんとした素晴らしい建物を建てる、必要なものを建てる、そういう計画も必要じゃないかなと私は思っておりますけれども、村長としてどうでしょうか。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 2月14日に、議員の皆様からお誘いを受けまして、第一原発の現状の研修に行かせていただきました。ありがとうございます。その冒頭と終わりに、大熊町役場の吉田町長を表敬訪問いたしました。その後で、富岡町の山本町長、育男町長を表敬訪問い

たしました。

大熊町は、復興支援の多額な巨額を投じた新しい庁舎であります。非常に最新鋭の立派な施設であります。一方、富岡町役場は、今から20年以上前に建てましたけれども、当時、30億ぐらいの巨額を投じた、とてつもない役場でありました。私は、そういった立派な役場を見て、今までですと羨ましかったんですが、決してそう思いませんでした。なぜか。その費用は全て税金だからであります。国民の血税が投じられているということであります。それと、もう一つ、電気料がかかっぺなと思いました。維持管理が大変だっぺなと思いました。それ、富岡町長も言っていました。維持費が大変だって。立派過ぎるものを建てていただいたおかげで、維持費が大変だと。

議員おただしの今後の公共施設の建て方ですけれども、間違いなく緊縮財政で、本当に削り削って、出し惜しみしながら施設を造る必要はありませんけれども、実態に見合った建物ではなくてはならないということと、デザイン性よりも機能性です。中に入って行って、どのぐらい快適か。幾ら、どのぐらい電気料がかからないのか。さらには、子供たちとか住民が中でいて、どのぐらい心地がいいのかということをお案しながら、あと、最後に大事なのは、解体費用にお金がかからない施設です。ですから、デザイン性重視はもう既に終わりです。今後、本村の施設を、教育施設も、これから総合施設等も併せて計画してはならないときには、やはりそこに気をつけなくてはならないと思います。本当に本村に見合ったもので、さらには機能性の高いもの。

ですから、それは、専門家の知識が必要だと思いますが、専門家の言いなりにならないで、やっぱり現場の、住民の、また学校関係者、子供たちの意見もきちんと聞きながら、ワークショップをかけて、話し合いを持ちながらテーブルにのせると。そして、いいものを造っていくというふうにならなりたいと思っております。

計画的に、財政計画が一番大事なところありますから、いかに借金で建て、起債、借金をしなければ、本村の場合には建設は無理なので、そこも有利なものを見極めながらも、お案しながら、今後、公共工事の建設には進めてまいりたいと考えております。

議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

2番（森 隆之君） 村長の機能性を重視というのは、それはおっしゃるとおりだと思います。やっぱり、今、世界など、基準に見合った、どんな建物でも最低限の基準ってありますので、その基準を満たして、プラスお金がかからないような造り方というのはもう必要最低限だと思います。それを、なかなか鮫川村がそこまでたどり着けなかったというのがありま

す。最後の最後、建物を建てるというところで妥協してしまうというか、ここ、もうちょっとお金を払えば世界基準まで上げられるのに、そこを妥協してしまって、中途半端に造るので、だんだん建物がほかの町村から使われなくなったり、お客さんが来なくなったりしている部分があるので、そこはやっぱり機能性を重視して、お金がなるべくかからず、ただ、基準は世界基準、日本の基準、いろんな使う人の基準を重視して、そこは重要なので、なので、いろいろ話し合って造っていただきたいと思います。

なので、なるべく早めに計画を立てて、私は、本当にもうここ5年が勝負だと思います。5年たつと、なかなか人口が、子供の数がぐっと減ってしまって、これから何をやろうとしても、なかなか重い腰が上がらないというか、立ち上がれなくなってしまうので、その点、十分勘案して、計画を早め早めに進めて、村民の理解を得て、計画的に物事を進めていってほしいなと思います。

以上で、私の1点目の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（星 一彌君） 森議員にお伝えをいたします。あと6分ぐらいしか午前中ありませんから、森議員が質問をしようとしている行政区の集落については、午後から質疑の時間を設けたいと思います。

13時15分まで休憩をいたします。

（午前 11時53分）

議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時15分）

議長（星 一彌君） 引き続き一般質問を行います。

2番、森隆之君。

2番（森 隆之君） 午前に引き続き、私の2問目の質問をさせていただきます。

行政区集落センターについてでございます。

現在、村には、各行政区に集落センターがございます。特に、赤坂中野区集落センターと東石区集落センターは丘陵地に建設していて、建物まで急な上り坂になっております。地域の高齢化が進み、特に東石区集落センターなどは、自動車の上まで登れない状況でございます。高齢のお年寄りが利用できない状況であります。加えて、建物の裏側が山となっており、地震や豪雨災害で土砂崩れの危険性がございます。災害時の避難場所としても使用できませ

ん。このような状況を踏まえて、村として、平坦な土地への移設等のお考えはあるのかどうかお聞かせ願います。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

村長（関根政雄君） 2番、森隆之議員の2つ目、行政区集落センターについてのご質問にお答え申し上げます。

各行政区の集落センターは区固有の財産でありますので、村として、平坦な土地への移転を積極的に検討する立場にはないものと考えております。

また、災害時の避難場所として利用できないという点につきましては、議員ご指摘のとおりであります。いずれの集落センターも近隣に避難所があり、そちらの施設への避難が可能であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、行政区において施設を検討する際には、村といたしましては、できる範囲において支援をしていきたいと考えております。

以上申し上げ、森議員の2つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

2番（森 隆之君） 区の固有の財産ということで、村としては、判断はできないということでございます。

例えば、区のほうから、こういう、設置したいというお話が上がってきて、例えば中野区と東石区で合同で集会所を造りたい、移設したいとなった場合、村としてどのような助成ができるのか。また、土地を確保する際に、村として協力していただけるのかお伺いしたいと思います。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 区の集落センターの移転の助成ではありますが、ただいま答弁にも申し上げましたとおり、現在、今、区財産のセンターの改修、塗装とか床の貼り替え、さらには空調設備の導入等につきましては、一定の基準の中で、範囲内での支援をさせていただいておりますし、過去において、区集落センターだけではなくて、集落の集会所、そちらへの支援も講じたことがありますので、用地の確保、それから移転の費用も併せて、村としては、それなりの支援をさせていただく覚悟ではありますが、今後、区の集落センターは、ご承知のとおり、各大字に学校が、小学校があった時代には、頻繁にPTA活動とか消防団、青年会、

また婦人会、老人クラブはまだあるかと思いますが、老人会、連合会、様々な会合で、飲食を伴う、懇親を深めるための拠点として非常に頻繁に使われておりましたけれども、現在は、そういった団体が、機能が続かないということもあって、集会所の、区センターの利用も低下しているようでありまして、また、区民センター、区の集会所によっては、飲食を禁止している集会所もあるようでありまして、利用等はどんどんと下がってきているようであります。

今後また、議員提案のような、中野区、そして東野の区で合同で集会所の建設という計画が、もし区の協議で、両区の協議であるとするれば、いかなるかの助成は村としてすべきであると考えておりますが、中心地の活性化も含めて、今、公民館も非常に傷んでおります。複合施設の建設というのも視野に入れながら、今後、皆様、村民の皆様が集って、会議が持てるような複合施設も整備しなくてはならない時期になっておりますが、そういった中で、避難所として活用できる、さらには、そういった、区民の方々が会議とかそういった会合にお使いいただけるような小会議室、中会議室も併せた、そういった建設も、これから協議をしながら進めていかなくてはならないかなという、そのような予定でおりますので、それはまた、区の建設、区民センターの今後の、当然、新しく移転するとなると、用地の取得と解体も当然必要になってきますので、そういった費用はかなりの負担になるかと思いますが、できる限り、あるものはみんなで使うというような観点で、今後また、整備計画、皆さんと相談しながら進めていきたいなと考えております。

議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

2番（森 隆之君） 土地の取得と、あと経済状況を見ると、各行政区でまた建て直して、取り壊してというのはちょっと現実的に難しいのかなと私も思っております。

それで、やっぱりその代替案として、村長がおっしゃった複合施設、複合施設の中にやっぱり集会所も、利用できる集会所を入れていただいて、そこで避難所兼集会所みたいな形で平場のところに建てていただければいいのかなと、私の考えではしているんですけども、例えば、例えばの話ですけども、今、なかなか東石も集会所で老人クラブとかそういうのはできない状況なので、保健センターを使わせて、いろいろな活動をさせていただいています。その際、保健センターなんですけれども、なかなか車で来られる方も駐車場が狭い。上下の間隔が狭いですし、横の幅も狭いんですよ。

なので、あそこを、もうちょっと駐車場を広くしてほしいなということで、隣を見ますと、遊休農地であるところがございますし、今、農業をやっている方、田んぼはありますけれど

も、あそこも、ちょっとお話しすると、譲ってもらえる可能性もございます。なので、あの辺を駐車場を広くして、複合施設をあそこのほうに建てて、避難所兼複合施設をあそこに造っていただいて、中央集会所みたいな形で、東石、中野区の人たちが使えるような集会所もあそこに入れていただけるとすんなりいくのかなと。私の考えではあるんですけども、そのようなお考えは将来的にどうでしょうか。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） ご提案をいただきました。保健センターの反対側の遊休農地ですが、利活用していない状況でありますから、ただ、地権者もおありでありますし、地権者のほうから、村でもし利用できる時があるとするればお譲りしますという、そのようなご意見もいただいておりますけれども、現時点で、複合施設や複合集会センターの計画がその時点ではなかったものですから、もし、今後、村として、村有施設としての駐車場か、もしくは施設等で必要なときにはご相談に乗っていただきたいというお返事を出しております。

しかしながら、複合施設そのものの位置が一体どこがいいのかということも今後、先ほど申しあげましたとおり、こどもセンターや図書館、さらには小中一貫校の校舎なりとも、あとまた手・まめ・館と館山の関連もありますから、どの場所が適切なのかというのは、今後、皆さんと相談していきたいなと考えております。今のところ、あの用地を取得して集会所の用地にという考えは今のところ持ち備えておりません。

以上でございます。

議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

2番（森 隆之君） 村長の意見、ご理解しました。

複合施設といっても、学校と一緒にするわけではなく、私的には、中央のところにいるんな建物がそろるのが複合施設かなと。1か所に何もそろえなくても、この中央、役場周辺、そこに施設が集まれば複合施設になるのかなと思っております。なので、今後とも、保健センターの駐車場の関係も含めて、前向きな検討をしていただきたいなと思います。できれば、やっぱり、先ほども申しあげましたとおり、計画は早めに、なるべく中期的な計画で進めていっていただきたいなと思います。

以上で私の質問に代えさせていただきます。ありがとうございました。

前 田 武 久 君

議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔 9 番 前田武久君 登壇 〕

9 番（前田武久君） 今回の最終議会、1 点について村長に答弁を求めるものであります。

まず、村道の改良についてであります。村道唐露・葉貫線は、村長就任時の令和元年12月の議会定例会に一般質問でただしたところ、「村民が鮫川から出ていくような状態、30年もの砂利道のまま生活道として残っている道路を当然行政としてやるのが、私の偽りのない心の内であり、誠意を示す」と答弁されております。その後、令和3年6月の議会定例会の一般質問では、早急に調査、検討を進めると言うだけで、取組の進展性がなく、今後、残り2年の任期中、調査と計画的改良を検討するとの約束でありました。村長の任期も迫っているが、具体的な進捗状況をお示し願いたい。

以上、答弁を求めたいと思います。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔 村長 関根政雄君 登壇 〕

村長（関根政雄君） それでは、9番、前田武久議員の村道の改良についてのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

村道唐露・葉貫線につきましては、過去のご質問の、幾度もご質問いただいております。ありがとうございます。その、まず質問に対しての答弁に触れさせていただきたいと思っております。

当路線のほとんどは国有林の中にあつて、棚倉森林管理署が管理する唐露林道と併用協定を締結しており、大字赤坂東野字唐露の国有林を起点として葉貫までを結ぶ延長3,370メートルの村道であります。道路の未改良部分の約1,800メートルは、急勾配と急カーブが連続し、特に勾配がきつい場所は13%から14%の計測結果を示しており、村道の構造の技術的基準に関する条例において縦断勾配を原則9%以下にする規定を超える勾配であるために、現道勾配のままの改良は現実的ではないと説明をさせていただきました。

次に、併用協定を結ぶ棚倉森林管理署との当路線の改良を図る方策協議におきましては、1つとして、森林管理署が現道の改良工事を行う予定はなく、村が主体的に行う工事に対する費用負担の可能性も低いと。2つ目として、当路線は古殿町に接することから、新たな法線が古殿町にかかる場合、白河森林管理署が協議に加わることとなります。3番として、工事に伴い、伐採する立木については、森林管理署基準に基づく立木補償を求めるとともに、林齢、樹齢が若い場合は造林費用を含めた補償となる旨の説明をいただいております。

また、唐露地区の方々のご意向を伺ったところ、令和2年2月に提出いただきました村道唐露・葉貫線整備の陳情書のとおり、当路線の全面舗装の早期解決、早期実現とともに、令和元年東日本台風の豪雨により、当路線を大量の土砂が唐露地内に流入した被災経緯から、当路線に並行する水路の改善を求められております。

村では、令和3年12月に雨水対策として設置した大型横断溝は、今月までの1年2か月の中で雨水対策が機能しているところですが、台風等の豪雨に備え、問題の根本の対策を必要とするものであります。

私は、令和元年12月の一般質問において、「どうすれば、少ない、限られた予算の中で、住民の方々が要望する望みをかなえることができるのかということ視点において検討してまいります」とお答えをいたしました。今、地域の方々が求めている水路の改善は、かなえられる現実性が高い対策と考えております。当路線の全面舗装化の改良は大変難しいと感じておりますが、村が冠水対策を図る予防、保全的な維持管理を実施することにより、生活上の安全性を高め、通勤者の足を止めることのないよう、適切な道路、施設管理に努めてまいり取組を進めてまいり考えでございます。

以上で前田議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

9番（前田武久君） 今の村長の答弁、内容を聞いてみますと、何ら以前と変わらない。

それで、約束された計画、測量計画、それらの経過、進捗状況ですけれども、村長も十分承知されていると思うんです。大体、残り1,800メートルの未改良地区があるわけです。それで、今言われたように、当然これは、村道の基準からいって、9%以下の勾配にしなくちゃならないと。そうすると、あの現状を見ると、さらに深い道路というか、分かりやすく言えば、スカイラインのような道路を造らないと勾配が取れないというようなことは十分承知しておりますし、また、あの管内の路線に関わる土地が、それは森林管理署の所有されている土地ということで国有、そういったものはもう以前から十分承知しておりますし、ただ、4年、3年半前、村長が、本当に謙虚な姿勢でもって、住民の生活を守ると。

そしてまた、十分承知されていると思うんですけれども、あれは、青生野、戸草、それから葉貫、唐露、そして隣町の古殿町の交流道、生活道路でありますし、東石からすれば、昔からの主要道路です。それが鮫川で唯一残っておると。全然未改良のまま残っておる。それで、私も何回か唐露に出向いておりますけれども、現在、3軒くらいの家しか住んでいないような状況、間もなく限界集落というふうに当然見られるような集落です。あの状態では、

あの道路の状況では、そしてあのような村道では、あそこに住めなくなります。

それで、村長が、第1回の一般質問で、私は誠意を示すと。ああ、まさにこれは初めての村長選で選ばれた村長だなど、村長の言葉を信じたいというような気持ちで、ある程度、私も、地域者としても十分、前から頭に入れておいた生活道でありますので、何とかしてやらなくちゃならないというような、住民の切実な願いを聞き入れてやらないとというような気持ちで今まで来たわけですけれども、その計画、測量、村長からそれをやったと聞いていませんし、それは村長が約束しているんですよ、前に、3年半前に、計画すると、測量も進めるといような形で。

実際に工事に取りかかるまでには、そう簡単にいかない。これは、調達資金の問題とか財政面でもあるし、それから国有林の取得の問題もあるし、これは十分承知していますけれども、これで3回目の同じ質問になりますけれども、私ももう間もなく任期も迫るし、村長も残すところもう半年くらいの任期であるし、任期中に誠意を示すというような、その誠意の、もう一度、その認識ですか、村長としての認識をやはり私たちに、それから住民に表明していただきたいと思います。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 前田武久議員の、その地区を、限界集落になってしまうのではないかとこの地区を思う気持ちがよく分かります。私もそのような地域に住んでおりますので、村境の交通事情の大変さは、子供の頃から身にしみて体験をしております。

実は、この路線、一般質問をいただくこともありまして、以前から気にかけておりました。今年の、いつも唐露方面に行くときにはあの路線を通るんですが、今年も、1月7日、唐露、逆に葉貫から牧野線を通って、唐露が上がって、そしてまた葉貫に抜ける。あと、2月7日にも、今度、逆に戸草のところから降りて、そしてまた牧野を戻って葉貫に抜けるという2回、状況、これはなぜかといいますと、冬の交通事情がこの2路線どのようになっているのかというのは、議員と私も同様であります。現地に足を運んで、どのような冬の事情になっているかというのは気にかかっておりました。

当然、両路線とも舗装ではありませんから、わだちのある路線でありまして、特に牧野線のほうは、土側溝から水が流れ出して路面を、凍結している状態でありましたが、そういったものも、すぐに地域整備課の係とあと業者が足を運んで、土側溝の整備をしていただいたということでもあります。

あの路線も、今、答弁しましたとおり、唐露・葉貫線の全路線の改良というのは、大変な

多額な費用と営林署との打合せ、営林署との了解もいただかなくてはなりませんし、路線を変更するとなると、時間と現況の測量、それから新しい路線の測量も含めて、契約もしなくてはなりません。当面、住民の方々が一番お困りになっているのは、まず上流から来る土砂であります。台風のとくに、大変な土砂が下流まで、3軒の一番下の瀬谷さんの下の家まで流れたということであって、それは早急に道路工事をして、横断溝をつけたわけですが、今後、当面考えられるのは、あの路線を、上からの整備ではなくて、逆に下からの路線、そして急勾配の手前まで行く横断溝と水路の確保、これらの改良工事を進めていかななくてはならないなと思っております。

そしてまた、通勤をする方が、村民で6名いらっしゃっております。様々な情報、状況を聞きますと、全ての方が唐露線を通るのではなくて、逆に牧野線を通っているということでありますので、まず一つは、この路線の、唐露線の大型、大量の土砂が下流の集落に流れないような工事に着手しなくてはならないということと、大規模な横断溝を設置して、上流から流れ出る水、土砂を河川に流し込む工法、さらには、ゴム板マットというんですか。何というんですか、あれは、正式には、木材にゴムを貼りつけて、水をかかず、流れをかかず設置、それもふんだんにしながら、そしてまた、砂利の支給と転圧、この両路線、これはやっぱり進めていかななくてはならないなと思っております。片方の路線は、牧野線は3.1キロありますから、これは結構な距離であります。定期的な改良といいますが、砂利敷きと転圧も含めて、路面が大雨で流れ崩れないように、さらには土側溝の改良、これも推し進めていきたいなということで、現地を何度も見て、見させていただいた中で、地域整備課と相談をしながら今日に至っているわけありますから、今後、また住民の負託に応えるべく、安全な村道の整備を進めてまいりたいと考えております。

議長（星 一彌君） 9番、前田君。

9番（前田武久君） 村長が言う牧野、3.1キロ、3.1キロを通るというのは、戸草から唐露線の1.8キロの道路が悪いから通るんですよ、あれ、迂回して。

それで、本当に、今、村長が言われたように、東地区が、そういう道路が、村道が2路線あるんですよ、あそこ。全然舗装になっていない。鮫川でいえば僻地だね。どういうわけで東が、県南なんか政治力がないからね。昔は高規格道路まで計画されたものがないというのは、これはやっぱり政治力なんです。

鮫川の道はやっぱり執行者が村長なんだよ。これは、どんなことをしてもやるというような、当初にそのような話をされておるわけなんですけれども、何回私がただしても、測量も

計画も全然されていない。私からすると疑わしいんです。これは住民をだますことなんですよ。

それで、私、令和3年から一応行政職に携わせてもらっていますけれども、もう当初からこれは陳情が上がっているんですよ、あの道路は。それで、何回も言うんですけども、現村長に期待をしておるわけなんですよけれども、これは、当然、測量費の予算、それから計画くらいは我々に示してもいいと思うんですよ。もう間もなく4年になるんですから。

それで、これは、もう住民は大体、ほぼ諦めているんじゃないかというふうに思うんですよ。だから、3軒のあの方々も、もう、いずれはここには住めないというような状況にまでもう追い詰められていると思うんですよ。だから、なぜ村長が、もう計画を示す、測量段階に入るように努力すると。

それから、森林管理署との調整、どんなことをされてきたんだか。何回、森林管理署に行って、打合せしたんだか。そういう、公務でやっていると思うので、そういう記録も残っていると思うんですが、それ、何回やられていたんですか。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 年に1度の森林管理署との林産物の搬出林道、併用林道の協議は進めております。この路線ばかりではなくて、本村にはそのような路線がございます。越虫地区にもありますし、いまだに砂利道のまま、拡幅もされないままの路線もございますから、こういった路線を、住民のための路線改良として村が100%お金を出すのではなくて、森林資源の搬出路なので、その旅費の折半をするような、費用折半するような、そういう制度がないかということを経年、森林管理署との協議の中では話しておりますが、いまだに、その先には、費用負担はできないということであります。

ただ、路線を変えて、国有林を無償貸与で、道を変える場合には貸与をする。しかしながら、台帳整備をしなくてはならないという費用も、測量もかかりますから、それ相当の大変な金額になるかと思えます。

森林管理署との打合せにつきましては、地域整備課長が、細かく、この路線に関しても打合せをしておりますので、課長のほうから詳細は答弁を申し上げたいと思います。

議長（星 一彌君） 地域整備課長、齋藤利己君。

地域整備課長（齋藤利己君） 地域整備課長です。

棚倉森林管理署との協議につきましては、担当者の方と2度ほど電話連絡をいたしまして、いろいろ伺った経緯でございます。その中で、答弁にも村長が申し上げましたとおり、棚倉

森林管理署としましては、改良工事を行う予定を聞いたんですが、それはないと。村が主体的に行う上での、その支援についても伺ったところなんですが、それも可能性は非常に低いというお話でございました。それと、立木補償、それにつきましても、林齢が若い、木が若い場合のときには、その整備費用、施設を整備した費用についても補償を併せてしていただくようになるという話をもらっておりまして、なかなか、支援がない中で森林管理署との工事を行っていくのは難しいのかなというのは正直感じたところでございます、以上であります。

議長（星 一彌君） 9番、前田君。

9番（前田武久君） そうすると、試算評価も何も全然やっていないということですね。森林管理署からもしその土地を求めるための試算評価、そういうやつも。

それから、今立木搬出のその会議等で年に2回くらい出向いておるといことであるけれども、葉貫線の道路改良としての計画図も全然示していないから、具体的な話合いにのれないということですね。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 路線の計画図も当然策定はしておりません。また、この路線を、国の国有林を無償貸与していただいて、路線をこのようにするというのは、基本的な計画もしておりません。それは、当然、現路線をどうやってあの地域の住民の方々が安全に、被害がないように、まずは緊急的な工事を進めるのが優先課題でありますから、先ほども、冒頭に、私も挨拶の中に入れ込みましたとおり、公共施設の長中期的計画というのに新年度、着手するということありますから、道路のインフラ整備、そしてまた、過去の大型改良ですと、社会総合整備交付金、約半分の助成率、50%の助成がある、社総金と言われるものですが、有利なお金が、助成金があったということで大型改良ができた時代がありましたが、そのお金の交付金のパーセントが、当時からすると10分の1になっております。

さらには、今、村内の村道の各路線、40年から50年過ぎて、村道が劣化、地盤沈下、路肩の崩落も併せて、舗装のかけ替えをしなくてはならない。そのような時期に入って、この社総金を使って、今、各路線の舗装替えを、年に3本くらいずつ、長年かけて実施しているところありますから、そういったことも含めて、その総体的にかかる費用、当初、私、約5億円と試算をして、この路線を改良するには5億円かかるであろうという試算、当時いたしました、そういったこともあって、なかなか進まないというのはそういう事情であります。

決して、住民の方々が、3軒、まだ唐露には住んでおりますが、その方々の生活権を脅か

すためにのような進捗ができないということではありませんので、まずは安全策、上流から来る大量の土砂、水を避けるような横断溝の設置、さらには、唐露のほうから上流に向かっての道路改良、これを優先順位として今後進めてまいるという考えでありますので、ご理解をいただきたいと言っております。

議長（星 一彌君） 9番、前田君。

9番（前田武久君） 今の話は、もう何回も、聞き飽きているくらい聞いておりますよ。

上流からの土石流を食い止めるために、現在も、あの3メートル弱の道路、村道、砂利道、それに、ゴムの、さっき言った水切り板を、道路の表面に斜めに埋めてあるんです。そういう村道なんです。それで、一番間違いないのは、あの水路を、あの小河川に工作物、U字溝の大きい、大型U字溝などを入れれば、そういう水害もある程度食い止めるような状態。しかし、それもできないような状態。それで30年以上も放置したままの村道ということで、これは、もう行政として全然誠意が認められないというふうに私は考えるわけです。

それで、総合整備計画というのを村で出していますね。これ、予算2,000万かな。以前、これは、起債のため、有利な借金をするために、低利な金利の借金をするために総合計画に載せておく予算なんだと。悪く言えば、はっきり言えばそういう、住民に分かりやすいような説明ならば、そういうふうな説明になるわけですけども、その整備計画を、今から2年半、約3年前、村長、載っていますね。それらの意図はどういうことなんですか。そもそもやる気があって載っている。ただ借金するための計画でもって総合整備計画書に載せてあるのか。その辺を。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 総合計画、整備計画も辺地計画も過疎計画も併せて、有利な起債をいただくために当然載せて、その都度、その計画に載っていないものに関しては起債を起こせないわけでありますから、当然、辺地債も併せて、地域振興の過疎化を防ぐために、有利な、どうしても、私どものような自己財源が少ないところは、そのような計画に載せて、計画をするときには、有利な起債を起こすということで載せているわけでありますから、どの整備計画も同じであります。それから、整備につきましては、当然、計上、要望がある以上は計上しておくということであります。

議長（星 一彌君） 9番、前田君。

9番（前田武久君） その計画したものを活用しないと意味がないと思うんです。借金できるんでしょう、もうあれから3年になるんですから。あれは、期限は何年なんですか。計画、

期限。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 期限については、総務課長からお答えできますか。

議長（星 一彌君） 総務課長、渡邊敬君。

総務課長（渡邊 敬君） 過疎計画の期限ということですが、すみません、今、答弁にできる資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

議長（星 一彌君） 9番、前田君。

9番（前田武久君） もう何年も前に載せておく、期限が分からないなんていう、そういう答弁は、私たち、承服できないですよ。そんなことでは、当然、この村道改良なんかできっこないですよ。

私は、これは、陳情にも、もう数名の代表者が来て、村に陳情してあるし、もう過去から何回も出ていると思うんですよ、村に。全部、そういう書類等は残っていると思うんですけども、そうした住民のために言い訳できないような、そういう執行のやり方、私は承服できないので、村長、任期中という当然、これ、議事録書に残っているんですよ、もう。村長が答弁した議事録書。それだけはやっぱり、村民に約束を果たすような誠意、これ、できなければできないでいいんですよ、努力してできなければ。ただ、今の答弁を聞いていると、全然やっていないんですよ、これ。本当に口先だけの、そういうことでは、我々も村民を裏切ることになりますし、そういうことでは、本当に、この村はますます衰退していきますよ。

そういうことで、もう、これ以上質問しても進展性がないので、この件については、これで一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

関 根 浩 治 君

議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

〔1番 関根浩治君 登壇〕

1番（関根浩治君） 1番、関根浩治です。

令和5年度の第1回定例議会におきまして、2つほどの質問をしたいと思います。

まず、1つ目の質問として、新年度予算からの農業振興策についてということで議題にしたいと思います。

本村の重要な産業である農業振興は、コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻により、関連資材の価格が高騰し、農業経営維持に苦慮しております。

このような中、新年度予算での農業振興の重点施策について、村長にお伺いしたいと思います。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

村長（関根政雄君） 1番、関根浩治議員の1つ目、新年度予算からの農業振興についてのご質問に対してお答えをいたします。

村では新年度、農業者への支援策として、新規就農者や認定農業者等を対象に、国・県の補助事業に該当しない機械や設備の導入に対する村独自の補助事業を新たに構築したいと考えております。

1つの例として、農業分野への新たな活用が注目されているスマートフォンやタブレットのアプリ機能の導入に対する支援であります。

このアプリ機能を導入することで、圃場から離れた場所にいながら、湿度や温度、土壌水分などを管理することも可能となります。中山間地域でも取組が可能で、圃場が点在している本村の農家にとっては、作業の効率化や労働力の軽減が図られ、持続的な農業経営に有効であると考えております。これらの導入経費も補助対象の1つとして想定しております。

次に、今年度から実施しております地域の担い手農業者懇談会を、来年度も引き続き開催し、若手農業者の育成に取り組んでまいります。この事業では、本村のこれからの農業を担う若手農業者が分野を超えて横のつながりを構築し、意欲的に経営に取り組めるよう、村として積極的に支援をしてまいります。

また、農機具等マッチング事業も引き続き推進し、農家の費用負担の軽減を図ってまいります。この事業は、昨年9月30日に施行し、これまでに11件の譲渡申込みがあり、うち2件の譲渡が成立しております。

さらに、村の特産であるエゴマ耕作者が年々減少していることから、生産量の確保と遊休農地の解消を図るため、エゴマの買取りに対する奨励金を1キロ当たり400円から500円に引き上げたいと考えております。

畜産部門においては、優良牛整備増殖事業の補助額を、肉用牛・乳用牛共に1頭当たり3万円から5万円に引き上げ、令和5年度当初予算に計上したところでもあります。

依然として農業資材や燃料の価格高騰が続く中、常に国・県の動向を注視し、有利な補助事業等を活用しながら、本村の農業振興を計画的に推進してまいりたいと考えております。

以上、1番、関根浩治議員の1つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

1番（関根浩治君） 次年度の予算から見てみますと、農林水産業費の内訳で見ますと、農業費関係につきましましては、令和4年度で2億6,947万8,000円、令和5年度が2億6,852万5,000円ということで、65万3,000円ほどの事業費の減となっております。そのほか林業費につきましましては、森林再生等の関係もあるかと思いますが、令和4年度につきましましては1億3,202万円、それから令和5年度につきましましては1億6,287万4,000円ということで、3,085万4,000円ほどの増額となっております。それから、水産業費関係につきましましては、ほぼ前年同額となって15万4,000円、商工費関係につきましましては、前年度が8,955万8,000円、今年度は8,185万5,000円ということで、770万3,000円ほどの減額となっております。

これらにつきましましては、恐らくコロナ関係でいろんな施設の導入とか、あるいは自動車等の貸与とか、そういった関連もありまして、大幅に前年度は金額が増えたのかなと思われま

す。

それで、予算上から見まして、やはり農林・商工関係の予算につきましましては、それほど伸びていないのが現実ではないのかと思いますが、その関係につきましまして、再度答弁をいただきたいと思

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 令和3年度の事業実績を見ていただくとお分かりのとおり、農業の担い手はほぼ同数であります。離農する方々とか、特に大型に、豆は伸びておりますが、芋も耕作者がどんどん減っておったりということで、農業者の高齢化が顕著に出ているところの各事業費の減もあろうかと思いますが、ただいま答弁いたしましたとおり、まず、やる気のある担い手の方々を応援したいということもありますし、これからまたそういった、この次の一般質問にも通告されておりますが、条件の不利な本村の農業の条件を、いかに若い人たちが就農できるような体制づくりが必要かというところに着手をしながら進めてまいりたいと思

います。

予算額は昨年同様ということでありますが、やる気を持って就農したいと、やる気を持って担い手として自分の経営はこうしたいという方々の要望もこれからお聞きしながら、そちらの夢をかなえるような、そのような事業に切り替えていくべきだなと思

で、そういった施設機械のマッチングばかりじゃなくて、経験したノウハウをお持ちの先輩方の知恵、それから経験、これを本村の次の担い手につなぐ、そのような事業も併せて構築してまいりたいなど、このように考えております。

議長（星 一彌君） 関根浩治君。

1番（関根浩治君） それで、村長がよく、後継者あるいは担い手対策ということで常々お話がありますが、月1回を村民の対話なりあるいは後継者との懇談会におきまして、様々な意見等も聞いておられると思いますが、なかなかその事業に直視したような新たな事業が打ち出せないでいるのが現実ではないかなと思います。

それで、担い手とか農家への新たな事業の着手ですね、そういったことにつきまして、現状、これだけ経済状態がおかしくなっている中で、なかなか大変ではありますが、村として、鮫川村の農業をこれからどうしていかなくちゃならないのかというかじ取りは、やはり行政がきちんとやっぱりお示ししていただかないと、村民の方々も、これからどのようにして農業経営を続けていきたいのか、あるいはいけるのか、そういった本当に切実な思いがあると思いますが、そういった意欲のある農政について、次年度どのような形でこの限られた財政の中で踏襲していくのか、再度お聞かせいただきたいと思います。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 1つの例を挙げれば、昨年始まった、一昨年から着手をしておりますが、農業者の担い手懇談会、こちらについては幾度と議会ではお話をさせていただきましたが、自ら担当者と担い手の方々に足を運んで、どのような経営をしたいのか、さらに何にお困りなのか、あと国・県の事業とうまくマッチングされて、助成金等も活用されているのかということもリサーチをしていく中で、若手担い手から出てきたのは、助成金を頂いて新しく農機具を買うというのは我々にはできませんと、非常に高価なんですね、農機具は。さらには、年に何度かしか使わないものを、新しい機械を買える力もありませんと。何とか村が間に入って、高いと言われる農機具の使わなくなったもの、さらには、ハウス等の施設、農業施設ですね、そういったものを調べていただいて、そういったものをシェアできないか、みんなで共有して使うことができないかということの発案いただきました。

早速、村では、今年度初めに、この事業に乗り出しました。確かに始まったばかりの方々には、新しい機械を導入して、夢ある補助金を頂いて、そのような新しい機械の就農はなかなか難しいのであります。

それと、一番困っているのは、販売戦略なんです。ただ単にいいものを出荷すればいいだ

けではなくて、付加価値をつけて高く売れるかということが、若手担い手の農家を担っている方々はそれが大きな課題であるということもあって、まずは、農機具マッチングもあわせて、先輩たちのノウハウを伝授できるような仕掛けづくり。さらには、作った作物を、付加価値をつけて高く売れるシステム。先般、郡山市のベレッシュという直売所の社長がわざわざお見えになりました。村のいいものを扱って直売所で高く売りたいと。いいものは高く売れるということでもあります。そしてまた、遠くまで行って農産物の即売会をやるよりも、近くで経費をかけないでいいものを認めてもらう人たちに高く売る、これが地域の、一生懸命鮫川村のような有機農法で作物を作る村の一つの生き残り策だということも言われて、施設も直売所も視察をしてまいりましたし、その後、手・まめ・館を通して、どのように販売戦略に結びつけるかというのは、今、準備をしているところでありますので、そういった若い人たちが1つの品目を大量に作るばかりではなくて、多品目を少量生産して、そしてこだわって、高く買っただけの人には売るといったような直売方式の戦略も、これから若い人たちには必要だと思います。

新年度以降は、村の手・まめ・館も含めまして、農業者の皆様方が稼げるようになるために、どのようにこの中山間で挑戦できるかということには、挑戦をしてまいりたいと思いますし、農業経験をされている議員の皆様方、そしてまた、地域の経験者の皆様方には、その知恵をぜひお貸しいただきたいと思います。

若い人たちがやる気を出して、そして村に残って、この村で生活を立てて、次の孫、子にこの鍵をバトンタッチしたいという、そういった担い手を1人でも増やしたいと考えておりますので、さらなるご支援をお願いしたいと思っております。

議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

1番（関根浩治君） 担い手とかそういったことで取り組まれているのは薄々と知っているところでありますが、やはり鮫川では有機農業ということで、堆肥センターを活用して、これだけ農業生産に取り組んでいるのですから、今年もこの肥料高騰対策、肥料が高騰している中で、そういった対策の一つの方法として、やはり堆肥センターの利活用によって、前面に農産物生産の商品の差別化、そういったことや、あるいは減農薬で、学校給食米についても、減農薬で生産されている米を給食の主食として提供しておりますが、そういったことを、やはり売りに出して、村の農業を新たな方向に、せっかくこれだけ堆肥センターの活用が長く続いてきたわけなんですから、そういった方策をどんどんやはり前面的に押し出して取り組んでいくのが、やっぱり事業の始めじゃないかなと思うんですが、村長と関係課の課長さ

んに、次年度そういった有機農産物関係の予算について、どのような形で計画されているのか伺いたいと思います。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 豊かな土づくりセンターは、本村の循環型農業の確立のために既に稼働しておりまして、良質な堆肥が生産されております。昨年度末、村の振興策として堆肥の補助制度を導入しまして、農家の皆様には、上質な堆肥を使っていた経過がございます。

しかしながら、この有機質で育てた野菜・作物等のPRが下手だと言われております。活用が下手だと。要するに、手・まめ・館には、実は有機質野菜を使ったシールがあるんですね、ピンクの。それが、実際作物に貼って付加価値をつけて売られていないのが現状でありますから、せっかくのいいものをどうやって、うまみがある、それから食味がいいとか、米だったら食味がありますけれども、そういったものにこれだけ反映できるという実証があってこそ初めて貼れるシールであります。大学との連携で、東京農大も試験として本村の圃場を使っておりますが、そういったデータも併せて立証できるものを表に出して、それで自信を持って売っていくと。その代わり高く売るということも新年度、当然、既に遅しであります。手・まめ・館と連携を取りながら考えていきたいと思っております。

また、新年度、既に就任しておりますが、企業人派遣として、民間企業から手・まめ・館の再生を図るために、1人の青年が来村して就業しております。彼の人件費は特別交付税に上乗せになってくるものですから、非常に有利な制度を活用して、民間の力を借りながらも、やっぱりものづくり感覚、ものづくり、それから営業戦略、これに絡めて、どのように付加価値をつけて売るかということに専念をしながら、特に有機質堆肥を表に出しながら、いいものを理解される方々にお届けするという村特有の、他町村にありませんから、これを畜産業と連携しておりますので、それも含めて村の振興を図っていきたいと、このように考えております。

議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

1番（関根浩治君） 担当課長の新年度の予算の反映状況について伺いたいと思います。

議長（星 一彌君） 農林商工課長、舟木正博君。

農林商工課長（舟木正博君） ただいまのご質問は、有機農業に対する予算のことだと思っておりますけれども、それらに特化した予算というのは計上しておりません。

ただ、今後、村としての方向性、あとは手・まめ・館との連携の中で、方向性がきちんと

定まった段階で、それらに特化した予算も計上したいと考えております。

以上です。

議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

1番（関根浩治君） そういうことで、今の答弁を聞きますと、新年度の予算には既にそういう予算が反映されていないということなんですね。

そういうことで、せっかく先輩議員の方々にお骨折りをいただいて、特化してあれだけの施設を造ったんですが、本当に宝の持ち腐れではないかなと、残念な結果だと思います。

やっぱり、そういう魅力ある施設を前面に出して、村の農業を、あるいは村民の生活を何とか守っていききたいと職員自らが、やっぱりそういう気持ちも私は大事だと思います。

あるいは、首長の考えも、やはり就任してから、こういうことでやっていきたいという思いがあるのなら、やっぱりそれをきちんと予算に反映させて、その結果として、こういう結果が、まずいのか、悪いのか、そういった評価も生みながらやっていくのが当然だと思います。

そういうことで、ぜひそういう有効な手段があるわけですから、他町村にない、一体的な、本当にいい爆弾を抱えているわけですから、それを利用しない手はないと思いますので、ぜひ、次年度の補正予算でも結構ですから、そういったことをご検討いただきたいと思います。

それから、あわせて、有機・減農薬栽培ということで、村の学校給食の生産状況についてお伺いしたいと思います。

これらの生産面積あるいは作付品種、昨年の収穫状況、それから買入れ価格、供給状況、そういったことについて、分かる範囲内で答弁いただきたいと思いますが、分からない場合については、議案審議の中で説明いただきたいと思いますので、その辺について、村長、よろしくをお願いします。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 学校給食の本村の農産物の状況について、お答えできますか。

では、教育長。

議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君。

教育長（武藤 誠君） 大変申し訳ございません。手・まめ・館から給食センターのほうに納入をさせてもらっております。ただ、具体的に何をどれくらいというような細かい数字は、こちらでは把握しておりません。申し訳ございません。

議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

1 番（関根浩治君） 新年度から、先ほど同僚議員の質問にもありましたように、幼少期の保育生の主食代1,000円の徴収の件について、勘違いがちょっとありますので、給食米のことでちょっとお伺いしたいと思うんですが、保護者会でそのような話があったということで、私が聞きまして、翌日、こどもセンターのほうに伺って、その内容等を調査してまいりました。

6 番議員の質問の内容にあったように、やはり主食費の対価について、保護者が負担しなければならないというようなそういう法律があるのかどうか、その辺、細かいことは分からないとは思いますが、何でそういうようなことになったという経緯については、午前中の質疑の中でいろいろとあると思うんですが、やはり近年の異常天候の中で、ご飯をアルミの弁当に持って行って、そういった衛生上の問題とか、あるいは、中には残りご飯を詰めたり、それからレトルトのご飯を持ってきたというような内容も現実に出ているそうであります。

そういったことからいろいろ考えてみますと、やはり食農教育ということで、幼少期にそういったまずいご飯を食べて、おいしい日本の米食文化は素晴らしいものだというもので、学校教育で幾ら教えても、現実、やっどご飯の味が分かるような世代で、そういった内容だったら、本当に情けない思いを私はすると思います。

それで、そういったおいしいご飯を、やはり炊きたてのご飯で、ああ、やはり日本人に生まれてよかった、そういうやっぱり米食あるいは稲作文化を十分継承していくためにも、そういった1か所で炊きたてのご飯を食べられるという環境に次年度から取り組むということですので、本当にありがたいと思います。ただ、法律関係で1,000円負担しなくちゃならないという根拠がどこにあるのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいのですが。

議長（星 一彌君） 関根議員に申しますけれども、新年度予算からの農業振興という村長への答弁ですから、村長に答弁を求めるようにお願いをしたいと思います。

1 番、関根浩治君。

1 番（関根浩治君） そうということで、村長、やはりおいしいご飯を食べられるということで、本当にそういった新年度取り組まれるということなんで、私も賛成いたしたいと思いません。

ただ、保護者の1,000円の負担については、十分検討して、やはり負担させないような形で、何とかこれだけ経済的に大変な状況でありますし、また、わざわざ鮫川に来て子育てをしている若い世代、40数名程度なんですね、現在。ですから、その人たちに月1,000円ずついただいても若干です。4万ほどなんですが、年間で約88万、恐らく100万下らない予算に

はなると思いますが、やはりこれらについては、補正で十分検討していただいて、無償にできるような配慮をお願いしたいんですが、村長、どうでしょうか。

議長（星 一彌君） 村長。

村長（関根政雄君） 学校給食費の半分を保護者から、半分は村からという基本的なことに鑑んでのこどもセンターの1,000円ということではありますが、私は基本的に、子供たちの食事は、基本的なものは保護者が用意するものだと考えております。

さらには、その食に対する感謝の気持ちとか、食事に対しての、ここまで米が成り立つものとか、野菜とか、そういったものはどのようにして作られているのかということと、これにはお金がかかっていて、どのような負担があるのかというのは、小さいときから、また、小学生・中学生に至るまで、食育の中に食卓に並ぶまでの「いただきます」という言葉の意味合いも、きちんと教育していかななくてはならないなと思っております。

給食費の半額負担は、当時、古殿町が全額無料ということを受けて、議会に上程されて、うちの村は半分ということで議会の同意を得て半分負担ということで今に至っておりますが、私はやっぱり、物を食べるときには、お米もそうですけれども、どうしても私たちは残しちゃいけないということで教育されてきて、腹いっぱいでも、やっぱり残すのはもったいないと思って食べてきた時代であります。今は、それとは違って、食事の中身とか、当然好き嫌いを防ぐためにも、さらには栄養の偏りを防ぐためにも、学校給食が導入されました。その中には、栄養バランスとか地産地消で、当然村で言えば、特別栽培米を本村の子供たちに提供しながらも、できるだけ村の野菜を献立の中に入れて込むというやり方で提供させていただいておりますが、その中で、幾ら小さい乳幼児であっても、やっぱり手を合わせて、こどもセンターに教育長たちと給食を食べに行くんですけれども、子供たちはいただきますということで感謝を持って食べている姿を見るときに、ああ、これは子供であっても、ご飯を食べるときに、これはお父さん、お母さんの働いていただいたお金と、あと村のお金が半分こずつ入っているという、そういった食の教育を併せて持っていて、必要以上には食べる必要はありませんけれども、やっぱり不要にそういったもので残すということはないように、こどもセンターの教育もそのように進めておる姿を見るときに、ああ、食育は大事ななと思っております。

ですから、今後また検討はいたしますけれども、当面、ご父兄の方の半分の負担は、このまま据え置いていきたいと思っておりますが、国の情勢等々が変わった場合には、また検討するにおいても、今現時点では、ご父兄からも半分の負担をいただくと。そしてその食のありがた

みをきちんと学校教育の食育の中でお話ができる、そのような指導の強化を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

1番（関根浩治君） 関連であります、こどもセンターでは、1日1人40グラムの玄米だそうです、1食。ですから、40人で1升ちょっとの玄米を昼ご飯として提供するという事でありまして。

村長はよく、子供は地域の宝ですよとお話されますが、それを磨いてあげるのは、私たち行政あるいは村長ではないでしょうか。そういったことで、それについてはぜひ実現していただきたいと思っております。

それから、畜産クラスター事業あるいは農業経営での林産資源の活用について、新たな新年度の予算では計上されていないようなのですが、その辺について、現状どのようになっているか、再度村長に答弁いただきたいと思っております。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 特に畜産クラスターの構築につきましては、協議をいたしました。協議会を立ち上げるということで、予算計上する必要があるのかなのかというのは係のほうで調べましたが、まず、畜産クラスター協議会を立ち上げるに当たっての協議会ということで、審議会であれば報償費も発生するのであります、協議会ということで、予算計上はしなくても新年度進めるという確認を係のほうから取っておりますので、予算計上はしなかったのが現実であります。

なお、協議会が設立されて、それで新年度のクラスター計画の施行ということで、始まるということで予算計上があるとすれば、必要な経費が発生するとなれば、それは補正で上程をさせていただき覚悟であります、当初予算には繰り込んでいないのが現状であります。

議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

1番（関根浩治君） 林業関係の予算関係については、どのような内容になっているのでしょうか。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 林業関係も同じく予算計上しておりません。林業振興におきましては、今のところ、森林再生等、広葉樹林再生、それから森林環境譲与税の活用、この辺に尽きる事だと思っておりますし、大きな事業を抱えておりますが、村独自の林業振興費につきましては計上いたしておりません。また、議員各位のほうから林業振興に関して、このようなご提案

というご意見等もしおありであれば、お示しを願いたいと思いますし、その都度必要であれば補正を組んでいきたいと考えております。

議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

1番（関根浩治君） 限られた財源の中で予算編成をするわけですから、その限られた財源を、やはり少ない財源で最大の効果を生むような思案をするのが首長の責務と私は考えております。その指導に基づいて働くのが職員であると思いますので、首長あるいは職員一体となって、この大変な現状の中にある鮫川の農業について、ひとつ努力いただきたいと思います。

それでは、2つ目の質問に入りたいと思います。

中山間地域の農業農村振興策についてということでお尋ねしたいと思います。

本村は中山間地域であり、水田農業経営地としては必ずしも恵まれた立地とは言えません。この地域の耕作及び農家の果たす役割は重要と考えております。今後の農業農村の振興についてお伺いしたいと思います。村長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

村長（関根政雄君） 1番、関根浩治議員の2つ目の中山間地域の農業農村振興についてのご質問にお答えいたします。

中山間地域の農業は、全国の耕作面積の約4割、総農家数の約4割を占めており、重要な役割を担っております。しかし、議員おただしのとおり、生産条件に恵まれず、さらに人口減少や高齢化による労働力不足等で、休耕地や耕作放棄地が拡大しているのが現状であります。

このような中、村では、中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払交付金制度に取り組んでおり、農家の皆様のご尽力により、継続的に農地等の維持管理が行われております。今後も引き続き、これらの制度の活用を推進してまいりたいと考えております。

また、村内の田畑は、区画が狭く不整形、急傾斜、湿田など生産条件が不利な上に、圃場が分散しております。このような地形、立地条件の不利性も耕作放棄地の1つの要因になっているものと考えております。

このようなことから、本村のように耕作条件が不利な地域での営農を持続可能なものにしていくために、中山間地域での農業モデル実証事業の実施について、県に強く要望してまい

りたいと考えております。

さらに、福島県農業認定研修期間の登録に向けて準備を進め、村として、農業研修生を受け入れる体制を構築したいと考えております。就農希望者や学生が中山間地域での農業を学ぶことで、畜産を含めた村の新たな農業の担い手として定着することを期待するものであります。

中山間地域での農業振興は、持続可能な農業経営の確立と、後継者を含めた担い手の育成が重要であると認識しており、それらの課題解決のために、さらなる検討を進めてまいります。

以上、1番、関根浩治議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

1番（関根浩治君） 中山間地域ということで、本当に恵まれない地域であります、やはり鮫川村のこの立地条件における適作、高収益作物導入などを検討して、農業農村の振興を図るべきと考えますが、それらについて、村長はどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 中山間地域、まさに答弁で申しましたとおり、非常に条件が整わないというのが現状でありますし、水田の転作のための様々な転作奨励金がありますが、本村にとってみれば、大豆も他の作物ももう限度であります。水田条件が整わない限り、次の転作に転じることもできない状況でございますので、今、中山間地域等直接支払制度のこの制度を使いながらも耕作、それから管理水田も含めながら県下一を守っていかなくてはならないという状況になっておりますが、さらに、耕作放棄地は水田ばかりではありません。畑も多く見受けられます。過去には、葉タバコ、養蚕、コンニャク、様々な畑での作物が耕作されておりましたが、今、本村は大豆の耕作者が少し若返って伸びております。しかしながら、まだまだ畑作の再生が進んでいない状況であります。大豆は今以上に推進をしていきたいと思っておりますし、販売戦略を確立して、もっと生産量を見込めるような加工品に転じていきたいと思っておりますし、また、大豆に代わる別の畑作物の導入、これの模索もしていかなくてはならないと思っておりますし、また、一番は、やはり本村は主軸となるのは畜産であります。畜産の繁殖、また酪農、養豚も含めた畜産業が盛んでありますから、これらの粗飼料の確保、今、県でもやっと、他県に次いで自給飼料の耕作を新年度以降推進するというところに支援策を講じているようでありますが、デントコーンも含めた牧草、さらには粗飼料の推進

にも、この遊休農地がうまく使えないかどうか、新年度以降も関係者の皆さんと協議をしながら進めていきたいし、輸入飼料だけに頼ることなく自給飼料の確保ができるような、那須のような畜産農業経営を確立すべく支援を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

1番（関根浩治君） 中山間地域と言われるこの鮫川村の現状につきましては、先ほどお話がありましたように、農地関係につきましては、圃場条件が悪い、あるいは担い手の農地集積が進まない、耕作放棄地や荒廃地が増えている、地域に担い手がない、人手がない、組織設立や運営で苦勞している、特徴的な農作物がない、生産効率が悪い、畦畔や用排水の管理の負担が大きい、農産物加工品に取り組んでみたいが、せっかく作っても販売する場所がない、地域の観光資源を活用したいが地域に活力がない、農作物への鳥獣被害が大きい、あるいは台風による災害等による被害などの復旧をしたいとか、そういった現状があると思いますが、このような現状の中、特に耕作放棄地だけに限って見てみますと、草刈りだけでもしてほしいが対価を支払う余裕がない、耕作されずに雑草が繁茂している農地が増加している、隣接している耕作放棄地が病害虫の発生源になっている、せっかくなら耕作放棄地を有効に活用したい、やはりこういった悩みがあると思います。

それでは、それらの問題解決に向けた対応ということで、地域住民で草刈りを実施するとか、家畜の放牧をして利用するとか、重機を使って樹木の抜根や整地をしたりという、そういった対応策も考えると思いますが、それらについていろんな支援策が国・県ではあります。やはりそういった支援策に目を向けて、新たな鮫川の農業の構築をしていただきたいのですが、その辺についてはどうお考えか、村長に再度答弁をお願いします。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） ただいま関根浩治議員から、「ないない」というないないづくしの農業の現実の厳しさ、これが並べられましたけれども、実は本村の中にも、ないのではなくてあるものがあります。

それは、生産者の方が共同で作業する集落営農であります。これには1つの個々の農業経営者が、自分の圃場を自分の管理の下に耕作するだけではなくて、集落で集団で、団体で耕作しようとする動きが、そのような団体が幾つかあります。この団体の方々の中にあるのは、楽しみであります。楽しさ、共同で経営することへの楽しさ。そしてまた、集落化の中で交流を深めて、来年度に向けたコミュニケーションを図る一つの根源がその中に生まれます。

ですから、何を言いたいかといいますと、個々でなかなか難しいものを、今後、集落営農に対しての村の支援を考えていきたいと考えております。一人でできることには限りがありますが、みんなと力を合わせて一つの目的に向かって進む集落営農の支援、さらには、集落営農に関して国・県の補助等々もございますから、うまく支援策を活用しながら、村独自の支援と合わせてみんなでやって、遊休農地をみんなで守っていくと。その中には、1つは、楽しみとか親睦、絆が生まれるものでありますし、その中からさらには、付加価値をつけた6次化確保、さらには販売戦略に結びつけられるものが生まれてくるものと大きく期待しておりますが、どうぞ、本当に現役を引退した方々でも耕作できるものもあります。大豆・エゴマに限らず、みんなでやって生産性を高めて、そしてみんなで考えながら販売戦略に結びつけるというような集落営農も、今後また応援していきたいと考えておりますし、村としても県の農林事務所と連携を取って、今度、県南振興局長が県の農林水産部長にご栄転されるようでありますから、さらにこの条件の厳しい本村のような中山間の支援を常々振興局長と話をしておりましたが、今度県の部局のトップになるということもあって、先ほど言ったモデル地区の実証実験、これも併せて、県との連携も図りながら推し進めていきたいと考えております。

議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

1番（関根浩治君） 国・県については、そういった形でいろんな支援策のメニューがあります。もう少しやはり外に目を向けて、アンテナを高くして、やはり鮫川に合った支援策がいっぱいあるんです、見てみますと。2分の1あるいは3分の2補助、9割補助なんていうやつもばかにしてられません。本当にそういった事業がめじろ押しに、やる気のある生産者や自治体には、どんどんそういったメニューがいっぱい備わっておりますので、ぜひやはり勉強して村民のために、毎年縮小していく新年度予算では、どうにもこうにも、にっちもさっちもいかなくなりますので、やはりここで一発奮起して、新たな事業の方策に取り組んでいただきたいと思います。

限られた財政での事業運営については限度があります。そういったことで、先ほど村長の冒頭の挨拶の中にもありましたように、ふるさと納税の取組方針、そして返礼品の選定、工夫を大幅に回復して、役職員や全戸一件取り組む運動などというような、そういった膨大な取組の旗印を掲げて、ふるさと納税を大幅に増やしたいと思いますが、その辺について、村長の答弁を伺いたいと思います。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 自己財源と言いますか、村独自の財源の確保につきましては、私ども行政の手腕というか、腕前の出しどころだとよく言われておりますが、ふるさと納税、当初200万台がやっと1,000万近くになっておりますが、他町村には5億、6億、30億以上もふるさと納税を集める自治体が多うございます。それには仕掛けが実はあります。

企業の返礼品等が大まかなところではありますが、ふるさと納税の本質的な目的は、地場産業の振興でありますから、よその産業のものを使ってはいけないということでありまして、地場産業の振興につながるもの、さらには返礼の金額が3分の1以内ということの規制がございます。

本村にとってみても、農作物の出荷量も含めて、限度はございますが、まだまだ知恵を出し合えば、これから返礼品として扱えるものがあります。それは体験型でもあります。キャンプを含めた森林資源の整備とか、1年間の貸与とか、農作物以外にも返礼品として使えるものがまだまだございますし、新年度の職員への事業の重点事業の中にも、返礼品の考案については、担当課に任せることなく各課の皆さんからの提案をもって返礼品の開発、さらにはふるさと納税の1,000万を超して2,000万を目標にすると、このぐらいの大きな目標を持って当たるようにということを指示いたしました。

さらに、一番忘れてはならないのは、農業を取り込む地場産業の振興でありますから、そこにつながって、ふるさと納税で品物がどんどんと村外の納税者に届くというスタイルは変えたくありませんので、そこに、先ほどご提言あった有機農法で作った農作物であれば、なおさら皆さんの注目を集めるといいますから、その工夫を新年度も皆さんと一緒に考えながら、担当職員も本当に一生懸命頑張っておりますから、ふるさと納税を今以上に、1,000万円を突破して、そして2,000万に到達するぐらいの勢いで頑張れるように、皆さんと共に知恵を出し合っていきたいと思っておりますので、いいアイデアがあったら、議員各位のご提案もお願いしたいところであります。

議長（星 一彌君） 1番、関根君。

1番（関根浩治君） ふるさと納税につきましては、村内から県内外に多くの方々が出ていますから、一戸1件取り組む運動とか、あるいは職員1個運動とか、そういった運動をやるというようなことは、条例に何とか、規律違反とか、そういったことには引っかからないのかどうか、その辺、村長、どうお考えなのでしょう。

議長（星 一彌君） 村長。

村長（関根政雄君） ただいまの再質問は、ふるさと納税等に関するアイデアですか。

1番（関根浩治君） はい。

村長（関根政雄君） 全くそのとおりであります。1人1つのアイデアを持ち寄る。職員に今、昨年の4月から進めているのは、提案シートの導入であります。いまだに2件でありますね、来ているのは。職員の提案も、このようにするともっとよくなるということも募集しておりますし、村民のアイデアも募集をしていきたいと思えます。

最近、非常に予想以外にふるさと納税の金額に跳ね返っているのがまきなんですね。まきセンターで作るまき、1万円相当で20キロを箱に入れて返礼するんですが、安いと言われてます。これは非常に安いと。しかしながら、それがどんどん出ておりまして、まきブームということもあって、森林資源の利活用、さらには炭ですね。炭もあります、思うようにまだ出荷はないようではありますが、全国的には炭を活用する方々が大勢いらっしゃいますので、炭の生産量も高めながら、納税に当然反映できるようにしていきたいということもあって、実は堆肥をふるさと納税にどうしたいと言って、堆肥も入れております、「ゆうきくん」の堆肥ですね。あれもぽつぽつは出ているようではありますが、そんなにてんこ盛りには、まだ希望する方が少ないようであります。一番多いのは、やっぱり食料、加工品とか豆製品、うどんとか、そういった新鮮野菜に含めて、加工品である程度の日持ちのいいものは、いまだに人気があるようであります。鮫川産の牛乳も去年から入れさせていただいておりまして、こちら也非常に好評でありますので、濃厚牛乳が非常に、ジャージー牛とホルスタイン牛の両方合わせて納税に加えさせていただいております。

どちらにしても、やはりアイデアを出し切れれば、必ずいい結果が生まれますので、どうぞ村民の皆様のアイデアも含めて議員各位、また、職員もこのアイデアを出し切りながら、納税の返礼品として地場産業を守っていくということに尽きるかと思えます。

新年度以降も力を緩めることなく頑張っていきたいと考えております。

議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

1番（関根浩治君） 新年度あるいは今後の予算、振興策に当たって、政府等でも「異次元の子育て支援」というような言葉を使っているわけですから、我が村も「異次元の返礼品」なんていうネーミングで何か真新しいことをやって、やはり少しでも財政的な余裕を持たせるような、そういった方策が必要だと私は感じております。

そういったことで、大幅に増やすのは大変でしょうが、少しでも、地道に、自分の身丈に合ったやっぱり振興策が必要なのではないかと思えます。

今後とも村長の手腕が問われるわけですから、ぜひ村の発展のためにご尽力いただきたい

と思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

遠藤貴人君

議長（星 一彌君） 3番、遠藤貴人君。

〔3番 遠藤貴人君 登壇〕

3番（遠藤貴人君） 年齢を重ねるごとに、時のたつスピードの加速度がますます増しているなというふうに感じています。私がいただいた任期もこれで最後の定例会で終わりというふうになりました。本当に4年たつんだなというような、本当に早いなというような思いがあります。自分の顔を毎日鏡で見えていますので、自分自身はあまり気づかないんですけども、やっぱり久しぶりに会った知人なんかには、まず会った瞬間に、老けたねとか、白髪がないけれども髪の毛のボリュームもないねとか、そういったことを言われることが最近多くなってきて、非常に老いを感じる中年になりましたけれども、いつかは、いい年の取り方しているねと言っていただけるように、そういったことを目指しながら、今期の締めくくりの一般質問と私自身させていただきますので、お付き合いをどうぞよろしくお願いいたします。それでは、不登校の実態と対策についてです。

不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援が様々に行われていますが、不登校児童・生徒は、依然として高い水準で推移しているようです。こうした状況を受け、文部科学省から令和元年10月に「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知が示されました。

それを受け、本村の支援の現状と今後の方針を以下の点で伺います。

本村で、不登校児童・生徒の増加の傾向は見られますか。また、増加している場合、その要因をどのように分析していますか。

文部科学省の通知には、不登校児童・生徒に対する適切な対応のため、学校において中心かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置づけることが必要と示されていますが、どのようになっていますか。

いじめが原因で不登校になっている場合や、教員による体罰や暴言等、不適切な行動や指導が不登校の原因になっている場合など、その場合において原因は様々ですが、状況の把握や事実の確認等をどのようにされているのか。

以上、お伺いいたします。

議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

教育長、武藤誠君。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

教育長（武藤 誠君） まず初めに、私も遠藤議員が言うように十分年を重ねてまいりまして、特に最近、本当に月日が流れるのが早いなとつくづく感じているところであります。

また、遠藤議員さんには、日頃から様々な公民館事業に積極的にご参加いただいていることに対しまして、この場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、3番、遠藤貴人議員の不登校の実態と対策についてのご質問にお答えいたします。

文部科学省の調査では、不登校児童・生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」と定義しております。

昨年10月、令和3年度調査の結果が公表されました。全国の小・中学校では、前年度よりも約25%増えて24万4,940人となり、過去最多になったこと、また、福島県でも小・中学校の不登校の児童・生徒は、前年度より約22%増えて2,918人となり、過去最多になったことが明らかになり、その背景に、コロナ禍による生活環境の変化があるとの分析がなされたところです。

議員おただしの本村の状況ですが、やはり全国的な傾向と同じように増加傾向にあり、特に今年度、1月現在であります。小・中合わせて昨年度に比べ1.66倍と急激に増加しております。

このような急激な増加に至った背景については、コロナによる入学直後の突然の休校や、その後の様々な学校活動の制限、家庭での生活環境の変化が特に大きく影響しているものと教育委員会では分析しております。

また、児童・生徒が不登校に至った要因については様々で、学力の不振や人間関係の問題、家庭環境の問題、無気力や生活の乱れなど、一人一人要因はみんな違ってきます。また、1つの要因だけでなく、幾つかの要因が重なっている場合がほとんどです。

現在、学校では不登校児童・生徒に対して、登校できない要因を少しでも取り除き、学校に復帰できるよう、一人一人に対して支援しております。

もちろん児童・生徒によっては、不登校が休養や自分を見つめ直す等、その子にとって大事な時期である場合もございます。そういった子供には、不登校は必ずしも悪いことではな

いという考えで、学業の遅れや進路選択上の不利益が生じないように支援しております。

次に、学校において中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員の位置づけについてのご質問にお答えいたします。

現在、小・中学校では、この役割は各学校の生徒指導主事が担っております。不登校の児童・生徒が生じた場合には、生徒指導主事が要になって、校長のリーダーシップの下、教頭や養護教諭、スクールカウンセラー、外部の協力団体なども含め、チーム学校として積極的に協力し合って不登校の児童・生徒の支援に当たっているところです。

そして、3つ目の質問、不登校に至った状況の把握についてや事実の確認についてどのように行っているかについてお答えいたします。

不登校になった子供の多くは、突然不登校になるのではなくて、徐々に休みがちとなる不登校傾向の時期が見られます。この不登校傾向が見られる時期に、主に担任が、児童・生徒自身や保護者と面談をしたり、周りの児童・生徒から情報を収集したりして要因等を探っています。また、時には生徒指導主事や学習サポーター、スクールカウンセラーや外部支援団体などのお力をお借りするとともに、関係者で組織する不登校対応ミーティングで情報交換を行い、要因や状況の把握、事実の確認等を行っているところです。

不登校対策は、本村学校教育における喫緊の重要課題でもあります。今後も不登校児童・生徒の支援に当たり、チーム学校による一人一人に応じた支援を推進するとともに、支援ニーズを早期に発見するためにスクリーニングなどを組織的・計画的に実施すること、また、教育機会の確保のために、適応指導教室の整備やICTの活用、教育相談体制の整備など、不登校児童・生徒の社会的自立に向け、一人一人に応じた支援を続けていきたいと考えておるところです。

そして、令和5年度からは村独自に指導主事を配置して、学校への支援を強化してまいりたいと思っています。また、何より不登校児童・生徒が生じないように、魅力ある学校づくり、人間関係づくりに努めていきたいと考えております。

以上を申し上げ、3番、遠藤貴人議員のご質問のお答えとさせていただきます。

議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

3番（遠藤貴人君） 全国で25%増、そして村内でも1.66倍というふうなお話がありました。増えているなというような感想であります。

私、小学校の同級生が12人おりました、たまたまですけれども、男が6人、女性も6人ということで、ちょうど半分の6人ずつの同級生でありました。壺井栄の「二十四の瞳」じゃ

ないんですけれども、一人一人が非常に個性にあふれていまして、今でもいい同級生だなというふうに感じています。

その同級生が小学校から中学校に上がるときに、実は仲のよかった友達が不登校になりました。配付物を持っていったり、家に伺ったり、電話をしたりということは、実は私はできませんでした。もう30年も前の話なので、何でかなというふうに考えても、なかなか思い出せないんですけれども、恐らく私自身もやっぱり中学校という生活に必死で、ほかのことに構っている余裕もなかったのかなというふうに感じています。

ただ、今考えてみますと、そういった友達を見捨ててしまったなというようなところで、私は少し後悔もあるんですけれども、生徒が不登校になってしまうと、居場所の、全部とは言わないんですけれども、やっぱりほとんど失ってしまうんじゃないかなというふうに感じています。

やっぱり不登校になってしまった保護者の皆さんも、私自身もそうですけれども、まさかうちの子に限って不登校になることはないというふうに私も思っていますけれども、これはやっぱり先に行ったところで分かりません。だから、保護者も不登校に自分の子供がなってしまったときに、非常に不安も覚えるし、やっぱり戸惑うんだろうなというふうに考えています。ですから、その不登校の生徒のケアとあわせて、やっぱり親のケアというのが必要なのかなというふうに私は感じています。

先ほど、居場所のほとんどを失ってしまうというふうなお話をしましたけれども、やっぱり先生によって対応が変わってしまう。先ほど支援の在り方ということで、公のそういったマニュアルというか対応というものは示されているようですけれども、先生によって対応が変わってしまうというのは、やはりもったいないというふうに思いますので、具体的なそういった指針を示した対応の仕方というものが各学校で必要なのかなというふうに感じることもあるんですけれども、ですから鮫川小学校とか、鮫川中学校とか、そういった村立小・中学校独自の対応の仕方というものの必要性を感じていますが、教育長はいかがお考えでしょうか。

議長（星 一彌君） 教育長。

教育長（武藤 誠君） 各学校に不登校対応の独自のマニュアルがあるかというご質問だとは思いますが、不登校への対応については、文部科学省から生徒指導提要とか、不登校への対応に関する様々な資料や通知が各学校には届いております。そして、それらの中に、一般的ではありますが、不登校児童・生徒が生じた場合、どのように対応すべきかというのが

記載されています。

また、福島県教育委員会でも、不登校対応資料というもので、多分ナンバー5まで出ているかと思うんですが、それを作成して、不登校児童・生徒をはじめ、もちろん保護者に対してどのように対応していくべきかとか、また、関係機関とどのように連携していくべきかについてまとめたものが各学校に配付されています。それらを基に、対応マニュアルを独自に作成している学校もございます。

鮫川中学校では、不登校生徒への対処ということで、基本的な姿勢や不登校生徒の様々な時期が、最初に入ったときとか、あるいはだんだんよくなっていく時期とかがあるかと思うんですが、その段階ごとに対応マニュアルを作成しているようです。

そのように小・中学校では、国とか県とかあるいは学校で作成したマニュアルに即して対応しているのは間違いはないんですが、不登校児童・生徒は、不登校になった要因とか背景とか、あるいは本人の性格とか、家庭環境とか本当に様々で、マニュアルに従って行動すれば解決できるかというところ、そうではないように私は感じています。

やはりマニュアルをもちろん基本にしますが、その子供の状態に応じて適切に対応していくことが一番大事なことはないかなというふうに私は感じています。ただ、そこが一番難しいと思っています。

とにかく不登校児童・生徒一人一人の実態をいかにしっかりと把握して、その子供や保護者に寄り添った支援ができるかというところが大事なのかなというふうに考えています。

以上です。

議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

3番（遠藤貴人君） 教育長おっしゃるとおりで、本当に一人一人ケースというか状況が違うので、このマニュアルどおりにやればということ、もちろんそうだと思います。ただ、僕はそういった学校独自の対応の手引書というか、そういったものがないのもしょうがないだろうなと思って聞いたんですけれども、あるということで、正直驚きました。それに関しては、あるところとないところとあるのは私も承知していますけれども、そういったものが地方にあるというものは、ひとつ、これ、強みなのかなと感じました。

先ほど指導主事のお話があったかと思うんですけれども、来年度以降、指導主事を置くということで、近隣町村では指導主事、以前から置かれていたところが多かったと思うんですけれども、鮫川村では、今年度までは指導主事が設置されていなかったということで、来年から設置されるということは非常に喜ばしいことだなと思うんですけれども、一方で、今ま

で指導主事が設置されてこなかった何か理由というのは特にあるんでしょうか。

議長（星 一彌君） 教育長。

教育長（武藤 誠君） 今まで配置されなかった理由は、私は分かりませんが、多分今までも指導主事の配置については、声が上がっていたかとは思いますが。

ただ、なかなか指導主事、県から割愛して配置していただくことになると、多額の費用が実際かかりますので、その経済的な面もあるのかなということも感じるころですが、指導主事の配置については、本当に長年の願いだったと思います。県南域内では、今年度は鮫川以外の全ての市町村で配置されております。

先ほど言いましたように、多くの指導主事は、県の教育委員会から割愛して、市町村で採用して、その分の費用を市町村で負担することになるわけなんですけど、本村では次年度、先ほど配置する予定だという話をさせていただきましたが、会計年度任用職員として採用を予定しています。

指導主事の業務は、小・中学校及びこどもセンターにおける教育課程、学習指導や生徒指導、そのほか学校教育に関わる専門的事項についての指導をすることが主な業務となるわけですが、今回のその不登校の問題でも、不登校児童・生徒や保護者への直接的な支援はもちろん、管理職も含めた学校への関わり方の指導も、学校に対して指導することもできますので、きっと大きな時間になるのかなというふうに感じているところです。

以上です。

議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

3番（遠藤貴人君） その不登校の保護者の方にもお話を伺うと、今言ったように校長、教頭などの管理職をはじめとして学校の対応に非常にやっぱり不満があるということをおっしゃる方も少なくありません。

ただ、教師側には教師側の当然言い分もあるかというふうにも思いますので、片方を聞いて沙汰するつもりはないんですけども、ただ、そこで感じることは、やっぱり生徒が不登校というようなそのような状況の中、保護者と学校がうまく連携できなければ、不登校で苦しんでいる生徒の状況がやはり改善されるということは難しいんじゃないかなというふうに感じているんですけども、教育長はどのようにお考えでしょうか。

議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君。

教育長（武藤 誠君） 遠藤議員がおっしゃられたとおり、私、全く同感であります。私は、不登校対応、解決に向けて一番大切なことは何かと言ったら、やはり学校と保護者が信頼関

係を築いて、同じ方向を向いて対応すること、それが一番だと思っています。そうすれば、多少時間はかかっても、やはり解決に結びついていくのかなというふうに感じています。ただ、その部分がまた難しいところでもあるんですが。

私は個人的に、学校とか保護者等から不登校について相談を受けたときには、必ずそのことを始めに申し上げます。まずは学校と保護者が信頼関係を築いて、同じ方向を向いて対応していかないと解決しないんですよと話させていただいております。

一番困っているのは、やはり不登校になっている児童・生徒です。それは間違いありません。もちろん保護者の方も苦しんでいますし、学校も苦しんでいます。

ですので、お互いにできることをしっかりと話し合ってください、協力し合って、そして支援に当たるということを基本とするように、今後私のほうから学校のほうには指導していきたいと思います。

以上です。

議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

3番（遠藤貴人君） 非常に性質的にやっぱり難しい問題だと思いますので、本当に解決策があれば、もう誰もが教えてほしいというようなところだと思うんですけども、ただ、今お話あったように、指導主事が新しく設置されるということですので、恐らく学校長となれ合いになってしまってもうまく機能しないなんていうことはないでしょうから、しっかりその機能が存分に発揮されて、それで問題の解決のやっぱり一助になることを期待しておりますので、そのことを申し上げて、私の一般質問を今回終わらせていただきます。ありがとうございました。

関 根 英 也 君

議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

〔7番 関根英也君 登壇〕

7番（関根英也君） 7番、関根英也でございます。

令和5年の第1回目の定例議会で一問だけ質問をさせていただきます。

村発注工事入札の現状についてお伺いをいたします。

村発注の工事については、地方自治法並びに村条例、財務規則等に基づいて発注されているものと思います。競争入札の目的は、入札参加者間で公正かつ自由な競争を促し、低コストで高品質の工事を実現するために行うものであります。

村発注工事の指名競争入札と一般競争入札による落札率は、令和3年度実績と今年度の現在までの状況を見ますと、97%程度になっているものと思われます。

一方、国土交通省が発表した令和2年度の直轄工事落札率は93.02%、福島県が発表している令和2年度と令和3年度の指名競争入札落札率は92%台であります。国・県の落札率と比較しますと、本村は約4%程度高くなっております。

地域産業経済や雇用対策、地域防災機能の維持のために村内業者優先で指名競争入札を実施することは理解できますが、村民に支持され維持できるようにするためには、競争の原理が働くような入札でなければならないと考えております。

村発注工事入札の現状について、村長の所信をお伺いいたします。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

村長（関根政雄君） 7番、関根英也議員の村発注工事の入札状況についてのご質問にお答えを申し上げます。

現在、村では指名競争入札を中心としながら、設計金額により条件付一般競争入札を併用していることはご承知のとおりであります。条件付一般競争入札は、条件さえ合えば入札に参加することができる仕組みではありますが、指名競争入札は、特に指名した業者のみが入札に参加できる制度になります。

公共工事の入札や契約の適正化につきましては、平成13年4月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行された以降は、特にその法律の厳格な運用が要請されております。また、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」などを踏まえ、平成18年5月に一般競争入札の拡大や総合評価方式の充実の観点から、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が改正され、各発注者は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を求められたということでもあり、本村では、平成19年4月に条件付一般競争入札を導入しております。

今回の関根議員のおただしの趣旨は、狭い範囲での指名競争入札では、適正な競争が担保されないんじゃないかということかと思われます。

一般競争入札とする標準額、設計額で5,000万に上げることによって、その金額未満の工事に参加できる事業者を増やす、あるいは指名競争入札において指名業者数を増やすことで、その危惧は払拭されるものと考えます。しかしながら、災害の緊急対応や除雪作業の際に力

を發揮していただいている地元業者の育成の機会を奪うことにもなりかねないことを考えると、躊躇せざるを得ないのが現状であります。

また、落札率が高いのではないかとのご指摘ですが、近年の村発注工事は、数百万円程度の維持補修的な工事が多くなっていることや、業者側の積算の精度が上がっていることなども要因として考えられるものであります。

低価格での落札は、工事の質の低下や下請業者への影響も考えられますので、落札率が高いことが必ずしも悪いこととは考えておりません。

以上を申し上げ、7番、関根英也議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

7番（関根英也君） 答弁ありがとうございました。

村でも工事が小っちゃいとか、また、積算ソフトが大体同じということで、入札率が高いというような答弁でございましたが、まず、入札件数について伺います。

令和3年度と4年度現在までの村発注工事の指名競争入札の件数は何件か、年度別ごとに説明をいただければ幸いです。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 令和3年度、4年度の指名競争入札は、まず大きかったのは、つるやの改修工事だと思います。次に、青少年広場の大型改修工事と、一番近いのでは、庁舎内の空調設備、この3件だったと思いますが、ちょっと詳しく、総務課長、説明できますか。

3件でしたね。

以上、3件の一般競争入札だと。予定価格が5,000万円以上ということだったそうであります。

議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

7番（関根英也君） では、村発注の指名競争入札の件数を年度別に説明をしていただきたいと考えます。

令和3年度、村の入札件数は、私が調べた件では、令和4年度の4月から10月まで19件ぐらいかなと。予定価格が1億8,700万くらいかなと思ったんですが、ということは地域整備課で分かっていると思うんですけども、ひとつご説明願いたいと思います。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 一般競争入札の件数ですね、年度別の。

7番（関根英也君） 指名です。

村長（関根政雄君） 指名競争入札ですか。

7番（関根英也君） はい。

村長（関根政雄君） 分かりました。その件数、データを持ち備えておりますか。

地域整備課長。

議長（星 一彌君） 地域整備課長、齋藤利己君。

地域整備課長（齋藤利己君） 地域整備課長です。

まず、令和3年度の指名競争入札の件数でございますが、地域整備課発注の指名競争入札の件数は24件でございます。

今年度、ほぼ発注も終わっておりますが、まだ補正予算の関係で発注になるかもしれませんが、今現在の段階で発注件数、入札工事業務委託に係る件数は22件でございます。

以上でございます。

議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

7番（関根英也君） それでは、これら指名競争入札、3年度、4年度の予定価格の総額は幾らでしたか。また、落札額は幾らか、また落札率は何パーセントか、ご説明をいただきたいと思います。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 確かな数字につきましては、地域整備課長からお答え申し上げます。

議長（星 一彌君） 地域整備課長、齋藤利己君。

地域整備課長（齋藤利己君） すみません、累計は出しておりません。ただ、手元に資料がありますので、後ほど累計した額をお知らせすることはできます。

今出しているデータといたしましては、先ほど申しました24件の令和3年度の入札の平均落札率でございますが、それについては令和3年度が97.48%、令和4年度が同じく97.72%となっております。

以上でございます。

議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

7番（関根英也君） ありがとうございます。

これらの入札で、1回目の入札で落札している件数は何件か。それは全体の何パーセントぐらいになるのか、ご説明をお願いします。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） この件に関しても、地域整備課長からお答えを申し上げます。

議長（星 一彌君） 地域整備課長、齋藤利己君。

地域整備課長（齋藤利己君） 私、4年度から地域整備課の課長をして入札に立ち会わせていただいておりますが、これまで、ちょっと集計したデータは持ち合わせておりませんが、印象といたしまして、3回まで入札できるんですけども、そのうちほとんどが1回で決定されているように思います。2回、3回もありますが、1回で決まっているのがほとんど。当然60%以上超えている数値になるというふうに記憶しております。

以上であります。

議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

7番（関根英也君） 今の説明で、ほとんどの入札が1回で落札しているようです。しかも、令和3年度の落札率が97.4%、令和4年度も約97%ということで、国や県発注工事の落札より相当高いと思っております。

公共事業は、直接工事費約6割、諸経費4割と言われ、民間工事と比べると利益率が相当に高いことは広く知られているところであります。

我々納税者、村民側から見ますと、財政のこの乏しい我が村にあっては、競争原理が有効に働き、工事費が節約できる指名競争入札が期待されています。本来の建設業者は、台風などの災害や除雪対応など村民の生活を守る上でなくてはならない存在であることは、村民誰もが認めているところであります。

だからこそ、今後も村発注工事を村内業者優先で発注するためにも、国・県並みの落札率が期待されていると思いますが、村長はどのように考えているのか、改めて認識と対策をお伺いします。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） まず、本村の指名競争入札の落札率が97%以上ということで、非常に高いということでもございます。

予定価格は、議員ご承知のとおり、今、積算ソフトが重視されておりますので、ほぼ変わらなくて、費用対価格を把握することができるようになっておるようではありますが、また、その工事に対して高い落札率で取ることは、業者間の競争があればそのパーセントが低くなるということでもありますので、そちらにつきましては、業者が自分の会社の技術者の数、それから抱えている仕事、さらには工事の難易度を加味して、意欲的に取るか取らないかというところで数字を入札するという仕掛けになっておりますので、当然予定価格よりも上回るという入札もあるかと思っておりますが、やはり皆さんすれすれで取っているということでありま

すが、ご指摘のとおり、公共工事はきちんと利益が上がって、社員の福利厚生がきちんとするように、さらには直工に対して、安全管理費、一般管理費と合わせて共通仮設費が加算されながらも、諸経費比率が4割以上に加算されると。金額によっては6割以上、建築設計だと120%くらい諸経費があるようでありますが、それは歩掛の中で国・県がうたっているものに準じて積算されているものですから、非常に利益が上がる。利益を上げて、きちんと納税していただくという、そのような仕掛けになっているようでありますが、今後、競争の原理が働くように、当然業者間には適正なる、毎回村長挨拶というのがあります。そのときに必ず私がお話しているのは、3つの管理をしていただきたいと。1つは安全管理、けがをしないようにしていただきたいと。2つ目は工程管理、工期を守っていただきたいと。3つ目は、品質管理、質の高いものをお願いしたいということで、3つの管理をお願いしておりますが、最後に、公正なる入札を執行していただきたいということで、ご挨拶に入れ込ませていただいておりますので、各業者には、村民の多くの方が雇用されている。さらには緊急災害時には瞬時に災害復旧していただいたり、除雪をしていただいているということもありますが、しかしながら、公共工事の財源は全て、議員ご指摘のとおり、国民、そして我々の税金、血税でありますから、その1円たりとも無駄にしないような競争原理が働くように、今後また業者の指導もあわせて、公正なる公共工事の執行に努めてまいりたいと、そのように考えております。

議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

7番（関根英也君） 答弁ありがとうございます。

村長の答弁を私もご理解できると思いますが、今年も会津のほうで収賄事件が起きました。県会津農林事務所発注の工事でございますが、贈収賄事件が出て逮捕されております。また、三、四年前になりますか、会津美里町で、これは官製談合でございました。

そういう新聞が報道されている中で、落札率が95%を超えるものは談合の疑いがあると、そう新聞記事の中に書いてありまして、そういうものを村民の皆さんも読んでいまして、鮫川村95%以上、大丈夫なのかなと心配するような人もいますが、この新聞報道に対して、村長も見ていると思いますが、この95%以上が談合のおそれがあるというそういう報道に対して、どのように感じますか。一言お願いします。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 先ほども申し上げましたとおり、積算の仕方が非常に密度が高いということもあって、指名競争入札の業者間では談合はないものと考えております。

さらに、会津美里町の例の大きな官製談合事件は、あの自治体は最低価格制限を設けておりました。その発注者・執行者、要するに町長が最低価格制限を把握している、それが特定の業者に流れたということの罪であります。

本村の指名競争入札の工事に関しては、最低価格制限を設けておりません。これは、信頼の置ける指名をするためには、信頼の置ける業者を指名しているということが根源にありますから、そのような最低価格制限は設けておりませんし、業者の努力によって、札入れの金額が入ってくると。一番安い業者が落札ということになっておりますので、そのように認識をしております。

議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

7番（関根英也君） 私がこういう質問をするのは、もし令和3年度、令和4年度の村発注の工事が、県の落札率になりますと、多分600万、700万の節約ができるのかなと、このように思っております。

そこで、今年も積雪が2回ほどありまして、1回は村で除雪をしていただきましたが、あと1回は10センチぐらいだったので。やっぱりそういう雪が降ったときに、特に今、女性の方の通勤が多くなっておりまして、雪道が非常に苦手だと。また、10センチぐらいで除雪をしていただかないと、次の日は圧雪の上で、非常にアイスバーンですごく怖い思いもすると、そういう話も聞いていまして、落札率が県並みになれば、五、六百万節約できれば、それで除雪の基準ですか、棚倉並みにもう一回、10センチぐらいでも掃くような、棚倉は5センチなんですよ、基準が。確かにお金はかかるとは思います、やっぱり今は夫婦共働きで、みんなも車で通勤します。通勤に間に合うように、安全だよ、鮫川村は他町村に通勤しますが、安全に通勤ができるようにひとつ村でも除雪基準というのを、多分鮫川村は15センチだと思うんですけども、七、八センチまで降雪した場合には、通勤に間に合うように除雪できるかどうか、ひとつ村長に伺います。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 除雪の基準は、本村は12センチでしたか。

〔「15センチ」と言う人あり〕

村長（関根政雄君） 15ですか。

その15センチというものを下げることができないかという再質問ではありますが、今の段階では、各地区地区に積雪を測る職員がおりまして、例えば平たん地と青生野の葉貫とか、青生野では若干違うわけではありますが、一番高いところで15センチを満たすところがあるとす

れば、それで除雪は出動するということでもあります。

県道につきましては、もっと低い基準で深夜から掃いているようではありますが、今議員ご指摘のように、本村の交通事情が非常に悪くて、特に若い女性、特にまた本村に通勤する皆様方も、来るのは何とか来ても、今度は帰りが怖いということでもありますから、除雪の基準、さらに10センチぐらいに見直すことができないか、どこかでそれに達したところがあるとなれば一斉に出動できないかということは、今後また検討して、交通事情の足の確保、これも重要な本村の住民サービスの一つでありますから、今後、基準を変えるように検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（星 一彌君） 7番、関根英也君。

7番（関根英也君） ぜひ、通勤者の安全を図るためにも、また、指名競争入札もできるだけ競争が高まって、県並みの落札率になるように、ひとつ村長のご努力をお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（星 一彌君） これで一般質問を終わります。

ここで16時まで休憩いたします。

（午後 3時46分）

議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時00分）

議案第1号～議案第17号の上程、説明

議長（星 一彌君） 日程第5、議案第1号 鮫川村個人情報の保護に関する法律施行条例から日程第21、議案第17号 鮫川村ふるさと健やか基金設置条例を廃止する条例までの17議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

村長（関根政雄君） それでは、議案第1号から議案第17号までの17議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

初めに、議案第1号 鮫川村個人情報の保護に関する法律施行条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次に、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号 鮫川村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正及び鮫川村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、所要の規定に関し必要な事項を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

議案第3号 鮫川村課設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、村づくりをより推進するための長の直近下位の新たな組織として村づくり推進室を設けるため、地方自治法第158条の規定により、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

議案第4号 鮫川村附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、鮫川村附属機関として、新たに幼保小中教育連携協議会を設置するための条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

議案第5号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、特別職の非常勤職員について削除し、及び新たに加えるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の14ページをご覧ください。

議案第6号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、鮫川村移動通信用鉄塔施設として、新たに鮫川大房無線局を設置ため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

議案第7号 鮫川村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、本村職員の定年を60歳から65歳に段階的に引き上げることに関し、必要な事項を改めるための関連条例を含めた条例の一部を改正及び廃止するものであります。

次に、議案書28ページをご覧ください。

議案8号 鮫川村優良肉用繁殖雌牛導入基金貸与条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、規模拡大を目指す意欲ある畜産農家の支援のため、貸付する導入資金の額の上限について、50万円を100万円に引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

議案書の29ページをご覧ください。

議案第9号 鮫川村家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加えるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書30ページをご覧ください。

議案第10号 鮫川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、民法等の一部を改正する法律の一部施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されること及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、所要の規定の整備を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の32ページをご覧ください。

議案11号 鮫川村放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、放課後児童クラブの利用料につきまして、月額2,000円を3,000円に引き上げ、長期休暇中の加算額を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の33ページをご覧ください。

議案第12号 鮫川村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例につ

きましてご説明を申し上げます。

本案は、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、厚生労働省令から主務省令に改められたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の34ページをご覧ください。

議案13号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、健康保健法施行令等の一部を改正する政令により、出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げることに伴い、条例の一部を改正するものであります。産科医療保障制度の加算対象となる出産に関わる出産育児一時金1万2,000円と合わせた支給額は50万円となります。

次に、議案書の35ページをご覧ください。

議案第14号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する法令により、国民健康保険税のうち後期高齢者支援金等に係る賦課限度額を引き上げるとともに、軽減措置についても引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の36ページをご覧ください。

議案第15号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、キャンプ場の使用料金について、テント1張1,000円以内を3,000円以内に改めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の37ページをご覧ください。

議案第16号 鮫川村振興計画審議会設置条例を廃止する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、本村の振興計画策定における審議のために設置した条例であり、次期振興計画については策定せず、まち・ひと・しごと総合戦略において、村の基本構想を策定することとするため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案書の38ページをご覧ください。

議案第17号 鮫川村ふるさと健やか基金設置条例を廃止する条例につきましてご説明を申

上げます。

本案は、平成2年にふるさと創生事業の一部を原資に設置したものであり、村民の健康増進に関する事業の財源として活用してきましたが、今年度末をもって残額を全て当該事業の財源として充当するとともに、今後、本基金への新たな積立は実施しないことから、本条例を廃止するものであります。

以上で、議案第1号から議案第17号の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議案第18号～議案第24号の上程、説明

議長（星 一彌君） 日程第22、議案第18号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）から日程第28、議案第24号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）までの7議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

村長（関根政雄君） それでは、議案第18号から議案第24号までの7議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の令和4年度一般会計及び各特別会計の補正予算各科目の減額補正予算につきましては、主に事業の完了に伴い、予算を整理するためのものでありますので、ご説明を省略させていただきます。

各会計の補正予算の事業費、内容等につきましては、議案書及び歳入補正予算事項別明細書をご覧ください。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、鈴木副村長からご説明を申し上げます。

議長（星 一彌君） 副村長、鈴木大介君。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

副村長（鈴木大介君） それでは、ご説明申し上げます。

初めに、議案第18号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の39ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額34億2,994万6,000円に対し、今回1億3,552万9,000円を増額し、

補正後の歳入歳出予算総額を35億6,547万5,000円とするものであります。

以下、事項別明細書にてご説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

10款地方交付税、1項1目1節地方交付税2億1,180万8,000円の増額につきましては、令和4年度普通交付税の交付額の決定によるものであります。

4ページをご覧ください。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金4,418万5,000円の減額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の完了により減額するものであります。

6ページをご覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興費寄附金100万円の増額につきましては、いわゆるふるさと納税を受け入れるものであります。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金4,550万円の減額につきましては、一般財源で賄うことができたことから減額するものでございます。

7ページをご覧ください。

次に、21款1項村債、8目1節防災・減災・国土強靱化緊急対策事業費780万円の増額につきましては、村道線の舗装補修事業のため借り入れるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、7節報償費34万円の増額につきましては、いわゆるふるさと納税に対する返礼品に要する経費であります。

9ページをご覧ください。

24節積立金2億1,297万8,000円の増額につきましては、減債基金、公有施設整備基金、福祉基金、教育施設整備基金ほかに積み立てるものであります。

同じく6目企画費、12節委託料503万8,000円の減額につきましては、さめがわ村の魅力発信業務、スマートシステム導入業務などの完了により減額するものであります。

10ページをご覧ください。

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料418万円の減額につきましては、戸籍システム改修業務の完了により減額するものであります。

次に、12ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、5目障害者福祉費、19節扶助費110万8,000円の増額につきましては、重度心身障害者医療費の増が見込まれるためであります。

13ページをご覧ください。

同じく3款民生費、2項児童福祉費、6目子育て支援事業費、19節扶助費100万円の増額につきましては、出産・子育て応援交付金を増額するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、14ページに移りまして、27節繰出金200万円の増額につきましては、国民健康保険分児童等医療費助成費の増額が見込まれるものによるものであります。

同じく2目予防費、3節職員手当等85万円、7節報償費201万円、8節旅費5万円、12節委託料4,127万4,000円の減額につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種等業務の終了により減額するものであります。

同じく5目診療所費、27節繰出金1,100万円の減額につきましては、国民健康保険特別会計直診勘定の予算額の確定により減額するものであります。

15ページをご覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、5目畜産業費、18節負担金、補助及び交付金、配合飼料価格高騰対策事業補助金320万円の増額につきましては、家畜の飼養頭数の上振れに対応するものであります。

次に、17ページをご覧ください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、14節工事請負費1,858万7,000円の増額につきましては、国の第2次補正予算により採択された村道の舗装補修工事を実施するため増額補正するものであります。

同じく3項住宅費、2目定住対策費、18節負担金、補助及び交付金100万円の減額につきましては、宅地分譲地販売促進事業費を減額するものであります。

次に、19ページをご覧ください。

10款教育費、4項幼稚園費、1目認定こども園幼稚部費、10節需用費21万2,000円の増額につきましては、材料費の物価高騰に伴い、増額補正するものであります。

次に、議案書の43ページをご覧ください。

第2表の繰越明許費についてご説明申し上げます。

記載の4事業につきましては、諸事情により令和5年度に繰り越す見込みのある事業とな

っております。右側に記載の金額は、それぞれの事業の上限額として決定いただくものになります。

続いて、各特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

議案第19号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の45ページと、歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては26ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額4億2,653万4,000円に対しまして、今回388万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億3,042万2,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

事項別明細書の27ページをご覧ください。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金10万円の増額につきましては、葬祭費分の増額であります。

同じく2節特別交付金235万3,000円の増額につきましては、へき地直営診療施設運営費187万6,000円の増額などによるものであります。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金143万5,000円の増額につきましては、一般会計からの乳幼児等医療費の助成費の増額が見込まれるためのものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

28ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、18節負担金、補助及び交付金200万円の増額につきましては、乳幼児等医療費の助成費の増額が見込まれるためのものであります。

同じく5項葬祭諸費、1目葬祭費、18節負担金、補助及び交付金10万円の増額につきましては、葬祭費を増額するものであります。

29ページをご覧ください。

8款諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金187万6,000円の増額につきましては、福島県からの特別調整交付金を繰り出すものでございます。

次に、議案第20号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の47ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の30ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算算総額6,808万1,000円に対しまして、今回522万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を6,285万6,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の31ページをご覧ください。

1 款診療収入、1 項外来収入368万4,000円の増額につきましては、国民健康保険加入者ほかの診療収入が見込みよりも増収となるための増額補正であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目 1 節一般会計繰入金1,100万円の減額につきましては、予算額の確定により減額するものであります。

続きまして、32ページをご覧ください。

同じく 2 項 1 目 1 節事業勘定繰入金187万6,000円の増額につきましては、福島県からの特別調整交付を事業勘定から繰り入れるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

33ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、12 節委託料60万7,000円の増額につきましては、医師業務の増によるものでございます。

2 款医業費、1 項医業費、2 目医療用消耗器材費、10 節需用費10万円の増額につきましては、検査用材料費を増額補正するものであります。

同じく 3 目医薬品衛生材料費607万4,000円の減額につきましては、患者に処方する医薬品の購入に係る経費を減額するものであります。

次に、議案第21号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書の49ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の37ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額9,927万8,000円に対し、今回159万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を9,768万円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の38ページをご覧ください。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目施設使用料、1 節水道使用料183万5,000円の増額につきましては、見込みよりも増収となるための増額補正であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目施設整備費国庫補助金、1 節簡易水道事業費補助金26万1,000円の増額につきましては、事業費の確定により増額するものであります。

6 款諸収入、2 項 1 目 1 節雑入70万6,000円の増額につきましては、消費税の還付金を受け入れるものであります。

7 款 1 項村債、3 目公営企業会計適用債440万円の減額につきましては、事業費の確定により減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

39ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、12節委託料436万円の減額につきましては、公営企業会計移行支援業務の完了により減額するものであります。

同じく 2 目財産管理費、24節積立金850万円の増額につきましては、簡易水道事業基金への特別積立てであります。

次に、議案第22号 令和4年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の52ページ、事項別明細書の44ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額4,679万3,000円に対しまして、今回196万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を4,482万7,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の45ページをご覧ください。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目施設使用料、1 節集落排水使用料36万6,000円の減額につきましては、当初の見込額よりも減収となるため補正するものであります。

7 款 1 項村債、1 目公営企業会計適用債160万円の減額につきましては、事業費の確定により減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

46ページをご覧ください。

1 款施設費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、12節委託料260万6,000円の減額につきましては、公営企業会計移行支援業務の完了などにより減額するものであります。

同じく 2 目財産管理費、24節積立金180万円の増額につきましては、集落排水事業基金への特別積立てであります。

次に、議案第23号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の55ページ、事項別明細書の48ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額 5 億3,934万1,000円に対しまして、今回1,663万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を 5 億2,270万6,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の49ページをご覧ください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、1 節現年度分特別徴収保険料135万9,000円の増額及び 2 節現年度分普通徴収保険料229万7,000円の減額につきましては、実績見込みによる補正でございます。

2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、1 節現年度分741万5,000円の減額につきましては、給付費の確定により減額するものであります。

3 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、1 節現年度分792万7,000円の減額につきましては、給付費の見込みにより減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

50ページから51ページをご覧ください。

2 款保険給付費の各項各目におきます増減額は、給付費の見込みにより補正するものであります。

52ページをご覧ください。

3 款 1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、24節積立金300万円の増額につきましては、介護給付費準備基金への特別積立てでございます。

次に、議案第24号 令和 4 年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の57ページ、事項別明細書の55ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額9,603万8,000円に対しまして、今回56万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を9,547万6,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の56ページをご覧ください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目古殿町負担金、1 節運営費負担金34万2,000円の減額及び 2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目 1 節一般会計繰入金22万円の減額につきましては、給食センターの運営に係る歳出予算の減額補正に伴う古殿町の負担金と本村の一般会計からの繰入金を減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、3 節職員手当等45万2,000円の減額につきましては、超過勤務手当等を減額するものでございます。

同じく17節備品購入費11万円の減額につきましては、購入済みの備品に係る予算を減額と、新規に購入する備品の増額によるものであります。

以上、議案第18号から議案第24号までの7議案の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、各議案の説明を終わらせていただきます。

会議時間の延長

議長（星 一彌君） ここで、会議時間の延長についてお諮りいたします。

会議規則第9条に規定されております会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の議事日程について時間内の終了が見込めないため、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の議事日程が全部終了するまで、会議時間を延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程が全部終了するまで、会議時間を延長することと決定いたしました。

議案第25号～議案第33号の上程、説明

議長（星 一彌君） 日程第29、議案第25号 令和5年度鮫川村一般会計予算から日程第37、議案第33号 令和5年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

村長（関根政雄君） それでは、議案第25号から議案第33号までの9議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

令和5年度当初予算の編成に当たりましては、さきに申し上げました施政方針や令和5年度予算編成方針に基づき、事業予算を計上させていただきました。

当初予算の事業費内訳等につきましては、議案書及び令和5年度一般会計、特別会計予算書

及び予算説明書をご覧願います。

これらを用いた議案書の詳細につきましては、鈴木副村長からご説明を申し上げます。

議長（星 一彌君） 副村長、鈴木大介君。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

副村長（鈴木大介君） それでは、説明に当たりまして、令和5年度一般会計、特別会計予算書及び予算説明書でご説明いたします。

1ページをお開き願います。

議案第25号 令和5年度鮫川村一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、第1条に記載のとおり28億8,900万円であります。

次に、7ページをご覧願います。

第2表の地方債につきましてご説明いたします。

なお、各起債の詳細につきましては、26ページをお開きいただきまして、21款1項村債をご覧願います。

まず、1目辺地対策事業債、この表の下のほうの840万円につきましては、鹿角平観光牧場管理棟整備事業など3事業に充てるものであります。

次に、2目過疎対策事業債6,060万円につきましては、村道舗装補修事業や小型動力ポンプ整備事業など4事業に充てるものであります。

次に、27ページをご覧願います。

3目防災対策事業債3,210万円につきましては、防災行政無線操作卓整備事業に充てるものでございます。

4目臨時財政対策債につきましては、1,070万円を計上し、財源の不足に対応するものであります。

次に、8ページにお戻りください。

一般会計の歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

令和5年度の当初予算総額につきまして、前年度当初予算額と比較しますと、歳入歳出の各合計欄のとおり400万円の減、率にして約0.14%の減額となっております。歳入予算における村税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、16の財産収入、17の寄附金、18繰入金、19繰越金、20諸収入などのいわゆる自主財源につきましては6億2,027万6,000円、予算総額の約21.5%を占めておりますが、昨年度よりも約1,325万円の減となっております。また、2番の地方譲与税、10番地方交付税、14番国庫支出金、15番県支出金、21番村債などのいわ

ゆる依存財源につきましては22億6,872万4,000円、予算総額の約78.5%を占めており、昨年度比較約925万円の増となっております。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

一番上の表になりますが、1款村税、1項村民税につきましては、合計1億1,226万2,000円を計上しております。これは人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響なども踏まえつつも、令和4年度の決算見込額も勘案し、前年度比約6%の伸びを見込んでおります。

また、2項固定資産税から5項入湯税までは、昨年度とほぼ同額を見込んでおります。

次に、11ページをご覧ください。

2款地方譲与税につきましては、各項の税目とも昨年度とほぼ同額を見込んでおります。

続きまして、13ページをお開き願います。

表の真ん中、上から3つ目ですが、10款地方交付税は15億3,069万6,000円を見込んでおり、昨年度と比較しまして713万6,000円の減となっております。

続いて、16ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金におきましては、デジタル田園都市構想交付金などを見込んでおり、項全体で昨年度比2,660万4,000円の増額としております。

18ページ、19ページをご覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金につきましては、携帯電話等エリア整備事業費などの1,951万円の減額を見込んでおりますが、4目の農林水産業費県補助金、20ページに飛んでいただきまして、2節林業費補助金におきまして、広葉樹林再生事業費で2,360万円を増額し、合計で4,270万円を計上してございます。

23ページをお開き願います。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億7,500万円につきましては、こどもセンター運営事業費ほか6事業の財源として繰り出し、昨年度比6,500万円の増額となっております。

同じく5目公有施設整備基金繰入金につきましては、役場庁舎の空調設備更新事業費分の減により、昨年度比1億880万円の減額となっております。

同じく9目、表の一番下ですが、森林環境譲与税基金繰入金につきましては、森林環境整備事業費に充当するため、1,149万円を繰り入れることとしております。

次に、歳出予算についてであります。先月24日に開催いたしました議会全員協議会にお

きまして主要な事業につきまして説明させていただきましたが、その他の事業につきましては、お手元に配付していただきました議案要旨に添付の令和5年度一般会計予算案、特別会計予算案主要事業調書をご覧ください。説明は省略させていただきます。ご了承をお願いいたします。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

112ページをお開き願います。

議案第26号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算につきましてご説明申し上げます。

116ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は4億1,924万8,000円、前年度比128万9,000円の減となっております。

117ページをお開き願います。

国民健康保険の被保険者の状況につきましては、1つ目の表の欄外下部に記載のとおり、世帯数が456世帯、被保険者数は752人となっており、前年度比17人の減となっております。

また、1人当たりの保険税額は、一般分で12万593円、前年比68円の増となっておりますが、保険税の本算定につきましては、村の国民健康保険事業の運営に関する協議会において審議され、6月の議会定例会において決定いただくこととなっております。

それでは、131ページをお開き願います。

議案第27号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算についてご説明申し上げます。

132ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額は5,182万8,000円、前年度比589万2,000円の減となっております。

134ページをお開き願います。

1款診療収入、1項外来収入の合計2,880万2,000円につきましては、前年度比260万2,000円の増額を見込んでおります。1つ目の表の一番下になります。

続いて、136ページをお開き願います。

表の一番上になりますが、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費につきましては、医師に対する業務委託料を含む総額で3,320万3,000円、前年度比431万2,000円の減となっておりますが、これは主に職員の人件費の減額によるものであります。

138ページをお開き願います。

1つ目の表の一番下の計の欄になりますが、2款1項医業費につきましては、総額で

1,782万4,000円、前年度比132万8,000円の減となっておりますが、これは主に医薬品の購入費の減少に伴うものであります。

続きまして、142ページをお開き願います。

議案第28号 令和5年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

146ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額は8,359万1,000円であり、これは前年度比999万7,000円の減となっております。令和4年度で寅卯平地区簡易水道整備事業が完了したことによるものでございます。

149ページをご覧ください。

歳出の主なものについてでございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、表の右側真ん中ほどですね、12節委託料のうち令和6年度の公営企業会計への移行に向けた準備のための公営企業会計移行支援業務748万円につきましては、前年度に引き続いて計上するとともに、公営企業会計システムの導入について963万円、保守に要する経費といたしまして11万9,000円を計上しております。

同じく26節公課費につきまして、570万円の消費税を計上しております。

156ページをお開き願います。

議案第29号 令和5年度鮫川村村営バス事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

158ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は1,126万8,000円であり、前年度比156万6,000円の増となっております。これは歳出におきまして、バス車両の修繕に要する費用が増額となったため、歳入歳出予算をそれぞれ増額計上するものであります。

164ページをお開き願います。

次に、議案第30号 令和5年度鮫川村集体排水事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

167ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は4,139万5,000円であり、前年度比287万1,000円の減となっております。これは主に、令和4年度におきまして実施しました最適整備構想策定等業務委託が完了したことによるものでございます。

173ページをお開き願います。

次に、議案第31号 令和5年度鮫川村介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

176ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は4億7,967万2,000円であり、前年度比113万4,000円の増となっております。

177ページをご覧願います。

歳入でございますが、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、昨年度より71万5,000円少ない18,374万6,000円を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、182ページをご覧願います。

一番下の欄、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費から、187ページ、一番上の欄に記載のあります6項特定入所者介護サービス等費までにつきましては、各目におきまして増減はございますが、2款保険給付費全体で見ますと、前年度比30万3,000円の増となります。これは令和4年度の給付費の実績を考慮し算定したものでございます。

次に、193ページをご覧願います。

議案第32号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

195ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は8,959万1,000円であり、前年度比103万3,000円の減となっております。

歳入歳出とも多少の増減はございますが、前年度並みの予算額を計上しております。

205ページをお開き願います。

議案第33号 令和5年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

207ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額は3,855万9,000円であり、前年度比155万円の減となっております。これは主に歳出の1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の減額に連動しまして、歳入の1款1項1目後期高齢者医療保険料を減額することとしたためのものでございます。

以上をもちまして、議案第25号から議案第33号までの9議案について説明を終わります。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、各議案の内容の説明とさせていただきます。

議案第34号の上程、説明

議長（星 一彌君） 日程第38、議案第34号 和解についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

村長（関根政雄君） それでは、議案第34号 和解についてご説明を申し上げます。

議案書の59ページをご覧ください。

この議案は、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

和解の相手方の氏名等につきましては、記載のとおりであります。

次に、事故の概要であります。

令和4年9月25日午前9時50分頃、大字青生野字世々麦地内におきまして、相手方が運転する車両が村道関口世々麦線を走行中、タイヤが路面の陥没部分に落下し、前後輪のタイヤホイール等に損傷を与えたものであります。

和解の内容であります。

村は車両の修繕費用35万4,822円を負担すること、及び当事者双方は、将来にわたり示談書に記載された事項以外の一切の債権債務がないことを確認するものであります。

以上で、議案第34号の説明とさせていただきます。

議案第35号の上程、説明

議長（星 一彌君） 日程第39、議案第35号 村道の路線認定の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

村長（関根政雄君） それでは、議案第35号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の60ページをご覧ください。

本案は、国道280号のバイパス工事により、福島県の管理から外れた約7キロメートルの区間につきまして、令和4年9月議会におきまして、終点を大字青生野字大犬平299番としまして村道認定の議決をいただいたものであります。大犬平299番は福島県管理の道路敷ののり面であることが判明し、県から認定の変更について申入れがありましたので、今回、

終点の番地を大犬平298番と変更するため、議案を提案するものであります。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

議案第36号の上程、説明

議長（星 一彌君） 日程第40、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

村長（関根政雄君） それでは、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の61ページをお開き願います。

本案は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの鮫川村鹿角平観光牧場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

過去の実績に基づきまして、有限会社鹿角平観光センターを指定管理者として指定するものであります。

以上で、議案第36号の説明とさせていただきます。

散会の宣告

議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

7日から9日までは常任委員会で議案調査及び現地調査を行います。

10日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 5時03分）

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和5年第1回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年3月10日(金曜日)午前10時開議

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 鮫川村個人情報の保護に関する法律施行条例
質疑・討論・採決 |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 鮫川村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決 |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 鮫川村課設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決 |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 鮫川村附属機関設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決 |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決 |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決 |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 鮫川村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
質疑・討論・採決 |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 鮫川村優良肉用繁殖雌牛導入事業基金条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決 |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 鮫川村家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決 |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 鮫川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決 |

- 日程第 1 1 議案第 1 1 号 鮫川村放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 鮫川村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 鮫川村振興計画審議会設置条例を廃止する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 鮫川村ふるさと健やか基金設置条例を廃止する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 令和 4 年度鮫川村一般会計補正予算（第 6 号）
質疑・討論・採決
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 令和 4 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）
質疑・討論・採決
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 令和 4 年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 6 号）
質疑・討論・採決
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 令和 4 年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
質疑・討論・採決
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 令和 4 年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
質疑・討論・採決
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 令和 4 年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
質疑・討論・採決

- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 4 年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第 4 号)
質疑・討論・採決
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 5 年度鮫川村一般会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 5 年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
質疑・討論・採決
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 令和 5 年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)予算
質疑・討論・採決
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 5 年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 令和 5 年度鮫川村村営バス事業特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 令和 5 年度鮫川村集落排水事業特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 令和 5 年度鮫川村介護保険特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 令和 5 年度鮫川村学校給食センター特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 令和 5 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 和解について
質疑・討論・採決
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 村道の路線認定の変更について
質疑・討論・採決
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
質疑・討論・採決
- 日程第 3 7 発議第 1 号 鮫川村議会の個人情報保護に関する条例
趣旨説明・質疑・討論・採決
- 日程第 3 8 請願について
請願第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願

について

審査結果の報告・質疑・討論・採決

日程第 3 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程 3 9 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 発議第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

趣旨説明・質疑・討論・採択

追加日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採択

追加日程第 3 同意第 1 号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採択

出席議員（10名）

1 番	関根浩治君	2 番	森隆之君
3 番	遠藤貴人君	5 番	堀川照夫君
6 番	北條利雄君	7 番	関根英也君
8 番	前田雅秀君	9 番	前田武久君
10 番	宗田雅之君	11 番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	鈴木大介君
教育長	武藤誠君	総務課長	渡邊敬君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	舟木正博君
地域整備課長	齋藤利己君	教育課長	星徹君
代監査委員	森洋君	会計兼出納室長	鈴木千鶴子君

職務のため出席した者の職氏名

議 会
事 務 局 長 古 館 甚 子

書 記 矢 吹 かおり

開議の宣告

議長（星 一彌君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

諸般の報告

議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、お手元に配付しました閉会中の継続調査申出が提出されましたので、ご報告いたします。

以上であります。

議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

議事日程の報告

議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第1号～議案第17号の質疑、討論、採決

議長（星 一彌君） 日程第1、議案第1号 鮫川村個人情報の保護に関する法律施行条例から日程第17、議案第17号 鮫川村ふるさと健やか基金設置条例を廃止する条例までの17議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、北條利雄君。

6番（北條利雄君） 6番、北條でございます。

今般、提案された条例案の中で質問させていただきたいと思います。

まず、議案第4号の鮫川村附属機関設置条例の一部を改正する条例でございます。これに

ついては、新たな幼保小中教育連携協議会を設置するためということであります。これに先立って、昨年は教育委員会のほうで幼保小中教育検討委員会ということで、冊子にまとめて私たちが配付いただきました。これを基本に、協議会の中でこれから具体的に議論されて提案されると思うんですが、これからの日程として、どのようなことでこの協議会を進めていくのかというのを1つお伺いしたいと思いますので、教育長からご答弁をお願いします。

議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

教育長、武藤誠君。

教育長（武藤 誠君） ご質問ありがとうございます。

本当に、一昨年から学校教育検討委員会を開催させていただきまして、たくさんの方々から、いろいろなご意見をいただきまして、義務教育学校に向けて進めていったほうがよいのではないかとということで、教育委員会としてまとめをさせていただきました。今後は、鮫川村の公共施設の計画もございますので、それに基づいて詳しい計画は立てていく予定ではございますが、できるだけ早い段階で、義務教育学校設置に向けてしっかりと歩んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

6番、北條利雄君。

6番（北條利雄君） 大変すばらしい冊子をまとめたので、これが基礎になって、協議会のほうでこれから新しい年になってから進めていくんだと思います。ぜひ、しっかりと議論をいただいて、教育委員会関係の今後の教育の在り方について、しっかりと築き上げていただければと思います。

もう1点質問をいたします。議案第11号の鮫川村放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例の一部改正であります。この条例は、放課後児童クラブの利用料を月額2,000円から3,000円に引き上げる、長期休暇中の加算額を廃止するために条例の一部改正を行うというものであります。

この後の議案にも関係すると思いますが、放課後児童クラブの利用料をはじめ、今回提案された議案の中には幼稚園の米飯持参をこどもセンターの炊飯に切り替える、その米飯分を月額1,000円、新たに徴収するということが説明がございました。さらに、特別会計の給食センターの小・中学校給食費の月額負担を値上げするという提案でもあります。これらは現在行われる事務事業の改善とか昨今の原材料価格の高騰、それから煩雑な事務などに対する

んだというように説明がされました。昨日までの議案調査でも、そういう、担当課から説明をいただいております。

しかし、これらを見る限り、保護者の経済的負担の軽減ということよりも、負担増が何かめじる押しだったように、私は総体的に感じております。ここにはいろいろな根拠があると思いますが、というふうに感じて私はおります。

ご存じのとおり、私、一般質問もしたんですが、国では異次元の少子化対策を掲げております。人口減少に歯止めがかからない今、その抜本的な対策が求められているために、政府は社会全体で子供の成長を後押しする、こども家庭庁が4月から発足します。全国の各自治体でも同様に、学校教育、それから幼児教育、乳幼児の子育て支援などの施策、経済的な負担軽減を含めて、一体的で細部にわたる議論と大胆な改善の流れを横断的に進めています。これらは私の先般の初日の一般質問でも行っております。

しかし、本村は、こうした改善改革の流れの中のタイミングの中で、少額であっても保護者の経済的負担の軽減を考慮しているのかしないのかというのに、ものすごく疑問があります。実際は負担増があるという提案なので、この流れに本当に乗っているのかという部分では、ちょっと考え方については残念であるというふうに考えを持っています。

県とか全国、県内の自治体の流れを踏まえると、今後いろいろな形でこれらに関する横断的な改善が必要でありますし、やらざるを得ないということは誰しもが承知だと思うんですが、この段階で経済的負担、やはり私は最低限、事務時の改善とかいろいろな改善があったとしても、その費用負担については現状を維持するということが、やっぱり前提にあるんじゃないかなと思っています。

令和5年度は、国からもいろいろな方針とか経済的支援も多分、子育て支援も含めて学校教育、幼児教育の中で示されてくるとは思うんですが、現時点で緊急性が本村にとってあったのか。あるとするならば、不足する財源を現時点で行政が負担する努力をすべきではあったのかと私、感じているんです。

これらの認識をどのように、本村の村長並びに教育長が認識されているのか、そういうことも含めてお二人にお答えいただければと思います。村長でも、教育長、どちらでも。

議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君。

教育長（武藤 誠君） 北條議員さんには、子供たちや保護者のことに対して、本当に親身にご心配していただいているということ、まずありがたいなというふうに思います。

今回のこの条例の改正の内容なんですが、議案書を見ると2,000円から3,000円になるとい

うことで、どうしても利用料の値上げというようなイメージが強いのかなというふうに私も感じます。

ただ、この内容は利用料の値上げではなくて、あくまでも納入方法の変更と児童クラブでの生活の充実が主な内容です。これまで加算金などによって、月によって複雑になっていた納入金を平準化して、保護者や運営側と共に会計事務の負担軽減を図ることと、会計の事故防止というのが一つの目的でもありますし、また年間利用の希望者を中心に受け入れるということで、子供たちに安心して充実した生活環境を提供できるようにすることが目的です。

これまで児童クラブの利用者には、議案調査のときにもお話をしましたが、月の利用料と保険料と長期休業期間の加算料、大体多い方で多分3万2,000円から3万4,000円ぐらいの金額負担となっていたかと思いますが、それを来年度は、年間利用予定者、不定期とか長期休業のみは利用なしになります。月3,000円、定額として、そこには保険料、あるいは長期休業の期間も含めて加算なしということで、月3,000円と平準化させて、年間3万6,000円の負担とさせていただきたいということで提案させていただきました。平準化することによって、区切りのよい金額にするために、年間にすると多少負担が増えるのは間違いございません。若干、増えます。

ただ、この制度にすることによって、次のような効果が考えられるのかなというふうに思います。まず1つ目は、年間を通しての利用者になりますので、常に一定の定員数内で運営ができます。それによって、子供たちへの支援が行き渡ります。そして、より充実した生活を送ることができるのではないかと。今までは不定期の方もいらっしゃいましたので、利用したりしなかったりということで、児童を把握しにくい部分がありました。そこで、今度は利用児童をしっかりと把握することができますので、事故防止にもつながるかと思います。

また、先ほども申しましたが、利用者、運営側にとっても複雑な会計事務がなくなりますので負担軽減にもなりますし、会計事故の防止にもつながるのかなと考えます。若干、増える部分があるんですが、その分につきましては、図書や遊具等を購入して、子供たちにとっても魅力的な児童クラブにしていけるのかなというふうに考えております。

本村の子育て支援策ですが、これまでも北條議員さんも指摘しておりましたが、国の基準を超えて支援しているかと思っております。例えば、近隣市町村の状況を見ますと、棚倉町さんでは、あるいは古殿町さんは、たしか4万円ほどの料金がかかるかなと、そして埴町においては4万7,000円ほどかかっているのかなというふうに思っています。

今回、2,000円から3,000円と議案上の面では値上げのような形になりますが、先ほど申し

たとおり、納入方法の変更と子供たちの生活の充実が目的でございます。利用を希望する方には、その点を説明しておりますが、今後、村民の皆さんにも理解できるように広報活動を行って、村の子育て支援策にご理解をいただいきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 議案第11号につきましては、ただいま教育長がお答えしたとおりであります。今、小さいお子さんを持っている保護者の皆様方は大変、働かなくてはならない環境にあります。ご夫婦で、早く言えば共稼ぎという形で、どうしても放課後、おじいちゃんおばあちゃん、いらっしゃれば見ていただけるということはあると思いますが、そうでない環境の家庭がありますので、その対応としての放課後児童クラブということになるかと思えます。児童クラブにお預けしていれば、子供の放課後の勉強、さらには様々なメニューの中で職員が対応しますので、安心できるということでもあります。

実は私も、昨年夏ですか、児童クラブの当番さんがちょっと足りなくて、2日、3日とどういう状況なのかなと思って行かせていただきました。確かに、狭い教室の中で子供の数が非常に多くて、さらに高学年の別室を設けて、3人の先生が指導をされておりましたが、非常に元気がいいんですね、子供たちは。非常に、学校の授業と違った子供たちの元気さが見受けられるということもありまして、今後、村としても子育て支援の本質的な支援は何なのかということを考えるに当たり、今回、一元化ということで条例の変更を上程をさせていただきましたが。

ただ、保護者によっては、放課後児童クラブに登録していない保護者が、どうしても緊急事態があつて一時的にお預けしなくてはならない、このような保護者も出てくる可能性もあります。そういった中で、どのように受皿をつくるかという、白河市にはファミリーサポートという民間のNPOの方々がお預かりする、そのような受皿もあると聞いておりますので、そういった児童放課後クラブ以外のそういった受皿を、今後どのようにして子供を一時的に、1日、2日、短期間でお預けしなくてはならないという受皿をつくっていくのも、一つの子育て支援の方法かなと今、感じておりました。

今回、様々な議論をいただいて、今回議案調査も時間をかけていただきましたし、こどもセンターの主食の米飯の件に関しても様々な議論と、保護者には周知をされたようでありますが、議会の同意なくしては、主食の半分負担という保護者の食の教育の根源には、保護者の方々にこれから食の教育として話さなくてはならないと思えます。

さらには、学校給食も半分ということで、一般質問にも初日にお答えをしましたけれども、やはり半分は村ではなくて、半分はお父さんお母さんたちといいますが、半分は多くの方々の税金といいますが、国民といいますが、多くの方々のお金で支えられているということの教育が必要であります。あと半分は、それはお父さんお母さんが働いて納めているものですよということで、子供の食育そのものにもきちんとお話ができて、食の大切さ、また素材の、村で村産のものを、米飯も特別栽培米を提供するというようになっておりますので、そういった食の大切さも併せて、今後食育を徹底しながら、子供のうちから教育していかななくてはならないのかなと思っております。

放課後児童クラブにつきましても、本当に預けたい方が預けられるような体制をこれからつくっていかなくてはならないと思います。また、指導する先生が非常に不足しているという現場の状況も鑑みながら、議員各位にも、どうぞ放課後児童クラブの職員さん募集があった場合にはご協力いただいて、本村の独自の子育て支援の施策として表に出せるように、鮫川村で本当に育てたいという方が増えるように、お金の軽減ばかりじゃなくて教育の、それから充実を図っていきたいと思いますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

議長（星 一彌君） 6番、北條君。

6番（北條利雄君） 今、教育長、村長からご答弁というか認識をいただいたんですが、ここの当然、放課後児童クラブ、さらには給食センターの給食、それから今年からやろうとしているこどもセンターの弁当持参から炊飯持参に切り替えるという部分の中で、その根拠は分かるんです。今、村長、教育長が言ったのは当然、私も議案調査に行って職員の皆さんからもお答えいただいて理解できるんです。

ただ、こういう教育部分で今、先ほど前段で言ったとおり、国とか県内も、全国の自治体がやはり経済負担というんですか、いろいろな関わりを軽減したり、事業を進める中で当然理由としてはあるんですが、実際見たとき、少額であっても経済的に負担が増えるということが目に見えて出てきているわけですよ。そういう出てきている中で、こういう見直しを進められている中で、村は今なぜ、10円でも20円でも分担金が必要だというのは私も分かります。分かりますけれども、そういうその間だけでも、村が、経済的に、予算を増やして保護者の負担を軽減するという対策を考えられたと思うので、その辺がちょっと疑問なんです。

あくまで、行政も、それを活用する保護者の経済負担も、当然必要なものは必要でありますけれども、こういうタイミングの中で、何か私、タイミングが悪いような気がするんです。そういう見直しやって、できるだけ、場合によっては給食センターなんかは給食費無償化と

叫ばれているわけですよ。そういう部分で鮫川については保護者の負担は必ず必要だよ、あるよということだけの中で論じられていると思うんですが、それを今、無償化が進んでいるわけですね。

それが、無償化が全て正しいとは私は思いませんけれども、やはりこういう事務事業の改善とか、本当に見直していく中で当然予算が必要でありますけれども、そういう過渡的なものの中で、緊急性が本当にあるのかどうかと私、疑問なんです。そういうことを踏まえれば、やはりその分の間だけでも現状維持の経済負担を進めるようなことを考えなかったのかどうか、村長いかがですか、もう一度ご答弁いただけますか。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） この11号と、また教育費の無償化、そちらにつきましても教育課、教育長を中心として課の中で議論を進めてきた、上程した議案であります。

私も何度もお話ししますとおり、国の施策がそのように異次元の子育て支援ということに切り替わるということを今、報道されておりますが、それ以前に本村とすれば、やっぱり食育の、食の大切さをきちんと重視するためにも、確かに保護者の負担というのは大変であります、非課税世帯には給食費免除というような施策もありますけれども、子供の食事は親が負担するというのは基本のルールであります。その中で本村は半分ということで、50%の補助を村の子育て支援の施策として打ち出しているわけなので、この件については教育課と議論した中での上程であります。

今後、また子供たちがどのぐらい、新年度の入学生も8名と聞いておりますが、どんどんと子供の数が減っていく中で、金額的にすれば本当に少額だと思います、負担しても。ただ、保護者とも給食の中の食の在り方、それから公のお金と、そしてお父さんお母さん、保護者の方が一生懸命働いたお金が合わさっているというところで、今後また食育もきちんと教育していかなければならないという基本理念に基づいて、今回上程をさせていただいたわけありますので、どうか議員の皆様方におきましてはご理解いただいた上でご賛同を賜りたいと、そのように考えております。

議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

9番、前田武久君。

9番（前田武久君） 11号議案についてであります。今、6番議員から詳しく質疑等がございまして、これについては3月7日の議案調査ということで、総務文教常任委員会のほうの所管でありますので、調査事項として上げて、7日に両常任委員会で合同調査をしまして、

教育長、それから教育課長が説明をされたわけであります。

先ほど答弁されたように、我々、その内容等は十分理解、把握はしておりますけれども、これについては村長も今、答弁されたように、村長の姿勢というか意思を、これは今、示されて、それを教育課のほうにも指示されておるといふうに感じられたわけでありますが、これは指示されるよりも協議を煮詰めて、そういうふうな提案をされたといふうに理解しております。

しかしながら、村長にも報告はあったかと思うんですけれども、議案調査の中での各議員の意向は、ほぼこれは見直しをしてほしいというような意見が大半であったといふうに考えております。確かに分かります。村長の、父兄への、子供に対する伝授というか、親のありがたみとか、そういうものを感じさせて、これからの将来を担ってもらおうといふうな、そういう教育、それは分かりますけれども、今言ったように、我々議員、村民の代弁者たるものが、大半が長時間かけて議案調査したわけであります。そういったことで、何とかならないかといふうなことで、これに対する審議を煮詰めてまいったわけでありますので、そういうことも考慮すべきといふうに私は思うわけであります。その点について、村長、もう一度、答弁を願いたい。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 3月7日、1時半から2時50分までの議案調査の内容は目を通させていただいております。各議員のご意見も一言一句入っております。

正直に申しまして、この問題を、この11号に関してどのように対応するかというのは、2日にわたりまして教育課長と教育長も含めて特別職入れて協議をいたしました。それで、私も教育長にも指示をしましたけれども、やはり食育という観点から、11号、児童クラブの観点ですね、こちらやはり事務軽減だけではなくて、預けたい方がなかなか預けられない状態が増えてしまうんですね、夏場は。そういったものを一元化して値上げ、2,000円から3,000円となっておりますが、短時間で夏休みだけ預けるといふご家庭もありますので、その都度お金を徴収するということでありますが。

そういったことも含めて、まず放課後児童クラブの今後の在り方も検討しなくてはならないということも前提に、このまま議案を、皆さんのご意見は分かります。値上げすること自体が時代に逆行しているといふことの言われることも分かります。私が議員であったとすれば同じ思いになるのかどうか、しかしながら、総体的な児童クラブの現状を、先ほども言ったように現場に行き、そしてまた先生方等の子供とのやり取りも見ながら現状を見ると、総

体的にはこの条例をこのまま上程をさせていただいて、そしてまた今日は質疑があることは予想しておりました。議論をする中で皆さんのご同意をいただけるように、誠意を持ってご説明に当たると、このような覚悟でありましたので、私の心うちは今、話したとおりであります。

どうか、この児童クラブの現状をご覧いただきながらも、さらに現場でお困りである先生方は大勢いらっしゃいます。また、預けなくてはならないという立場の保護者の状況もよく分かります。ですから、総合的に判断して今回の条例を上程をしたわけでありますから、議論をした上で皆様にご理解いただくということで、誠意を持って答弁をするということで、教育長たちの数回にわたる協議、本日に関しての、今回の質疑に対しての打合せといえますか、終えたところでありますので、何とぞご理解いただきながらご承認を賜りますようお願いしたいなと、このように考えております。

議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

3番、遠藤貴人君。

3番（遠藤貴人君） 私からも、議案11号について質疑をさせていただきます。

まず、昨日、議案調査のほうに私も当然参加をいたしまして、この議案に関しまして様々な意見とか考え方があったことは間違いがありません。ただ、議員それぞれ10名がいますから、それぞれ価値観とか、それぞれの思いによって議論をしていますので、多くの意見は出ましたけれども、この議案に対してみんなが何か変えてほしいというような思いを持ったというようなことがありましたけれども、私は決してそんなふうには思っていないくて、それぞれの価値観に基づいて、そのための意思表示をする場がこの後控える採決だというふうに考えておりますので、そこはまずは私のほうから強く発言をさせていただきたいというふうに思っています。

教育長のほうに、まず質疑させていただきますが、料金が上がるということについて、利用する保護者への説明はされましたでしょうか。

議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君。

教育長（武藤 誠君） 保護者の方への説明ですが、現在、次年度の申込みを受け付けまして、お一人お一人面接をしているところです。その際に、今回の2,000円から3,000円になるということについては、担当のほうから保護者のほうには説明しております。

以上です。

議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

3番（遠藤貴人君） もちろん値上げされるということに関しては、それは安いほうがいいかと思うんですけども、そういった面談をしている中で、保護者さんの反応というのはいかがでしょうか。

議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君。

教育長（武藤 誠君） 担当者の報告では、それについていかなものかというようなご発言は、今のところは聞いておりません。

以上です。

議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

3番（遠藤貴人君） 私は児童クラブの問題も、こどもセンターの米飯の費用負担に関する問題も、現場の意見というのが僕は一番大事だなというふうに考えていまして、やっぱりそこに至るまでに、当然短い時間でここに上げてきているわけではないと思いますので、そういった施設の責任者をはじめ、利用する保護者の方、様々なそういったやり取りを重ねて、苦労に苦労を重ねて、こちらに上程されてきているものだというふうに私は考えております。

ですから、やっぱり現場のそういった思いというものを、やはり尊重しなくちゃいけないなというふうに私は感じているんですけども、その点に関して、こちらは村長、教育長、お二人に、現場の声というのを尊重しなければいけないというように私は考えていますけれども、その点についてお伺いをいたします。

議長（星 一彌君） 村長。

村長（関根政雄君） それでは、現場の声に関してどのような認識を持っているかということとであります。

実際、私も様々な問題が生じたときには、足を運ぶようにしております。また、特に児童クラブは、先ほども答弁しましたように、一番大変な思いをされている先生方が大変困惑をする、また一番は命を預かっているということなんですね。学校の中は、教室の中で決まった教科書の中で先生がご指導される。授業参観にも何度も行きましたが、その中で子供たちは挙手をして答えながらの繰り返しで勉学を学ぶと。しかしながら、児童クラブには小さい1年生から6年生までいるわけなんですけど、とにかく子供の遊びは自由なところがあります。それと、特に夏休みはプールに連れていくんですね。ですから、プールに行く途中の交通事故等もいろいろと心配しておられると思うんですけど、非常に緊迫した中でクラブは運営されているという現場の状況を目の当たりにしてまいりました。

ですから、決してそれが2,000円から3,000円にアップするのにつながるかということとそれで

はなくて、私はやっぱり現場の先生方、それからあと現場というと先生方ばかりではありません、保護者の意見も当然聞かなくてはなりませんから、そのアンケートを教育課は事前に取り、米飯の件に関してもアンケートを取って、8割、7割の方がそれでもいいですよというお答えをいただいているという努力はしております。

そういったところで、一方的に議案として準備なしに進めるということではなくて、やはり現場の状況を勘案して施策は組み立てなくてはならないということもありますので、私はそういった現場の状況も併せて判断していくと、施策の骨格をつくるのが基本だと考えております。

以上であります。

議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君。

教育長（武藤 誠君） 先ほどの、園で1,000円を徴収することになったということに関しましては、アンケートを取っております。前回の議案調査のときにご説明申し上げましたが、アンケートでは、例えば実費がかかるからというような理由とか、これまで持参だったからそのまま、あるいは朝ご飯のついでだからという理由で、これまでどおりというご意見ももちろんございました。ただ、多くの保護者の方々、約75%を超える保護者の方々が、ぜひ園でご飯を炊いて提供していただきたいと、鮫川産の美味しいご飯を提供していただければというふうなご意見が多くありました。

この結果を基に、園では保護者役員会を開いて、その結果に基づいて、次年度はそういった方向性でいきたいと思いますということで、今回の提案になったわけです。

以上です。

議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

宗田雅之君。

10番（宗田雅之君） 今の議案第11号に関連して質問させていただきます。

今、現場の声というお話が、遠藤議員のほうからお話があったんですけども、昨日ですが、昨日の6時頃、ちょうど私、時間帯、商売上忙しい時間だったんですけども、ある若いお母さんが私のところに訪れまして、今回の放課後の児童クラブの値上げ、私は大反対ですと、そして私の知り合いも反対ですと、こういう財政的に容易ではないときに1円でも2円でも上げられるというのは本当に大変なんですと。それは、財政的に父兄の方にも財政の格差はあると思うんですけども、そういうお母さんが得々と私に1時間くらいお話ししてっております。これは実際の事実です。これは固有名詞は絶対、個人のことありま

すから言えませんので。

それと、もう一つ聞きたいのは、村長がよく給食費を無料にしたならば食育が成り立たないような話、私はよく聞いております。給食費を無料にすると、何で食育ができないんでしょうか。ゼロでも何でも、食育は別な面でできると私は思います。それは、私はそういうのは本当分かんないんですよ。ゼロにしちゃったら食育できないと、どこからそういう、あんな考えが出るのかなと、常々聞いていたんですけども、先ほどまたそういう話が、私の受け取り方が悪いんだか、それは分かんないんですけども、何ぼでも食育は給食費ゼロにしたってできますし、今これだけ、村の若いお母さん方、人たちが村外に出ていっている中で、なぜこういう金額を上げるのか、上げる前にもっと行政として努力できないのか、私はそこは本当に情けないと思っています。

お母さんの声、隅々まで、私、1回、前に村長に困窮者の声を、若い人の声を聞いてくださいと、去年かな、一、二年前かな、それやったことありますよ。本当にそのとき、村長答弁いわく、困窮者はどこにいらっしゃるんですかと答弁であったと思います。議員の皆様もいたら教えてくださいという、そういう答弁などあったと思います。これは記録は残っていると思いますから。

だから、そういう状態で、若者の声を聞いて、本気になって子供らをこの村にいられないと、村は衰退の一途をたどると思うんですよ。給食費が無料だとか、そんな2,000円のを3,000円にしたからどうのこうのというのは、私はちょっとピント、的外れなことではないかと思っています。どうですか、村長。

議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

村長（関根政雄君） 何度も答弁では申し上げているとおり、無料化でないと、無料化であれば食育ができないということは申しておりません。ただ、負担の中身をきちんと食べ物の中で、公なお金と、さらにはお父さんお母さんが一生懸命頑張ったお金と、こういったものがこの中に入っているという、そういう教育をしていかななくてはならないと思っておりますし、全国で給食費の無料化、約3割ということではありますが、決して金額の問題だけではないと思います。

ですから、本村のこだわりの食材、さらには今回の米飯を計画している特別栽培米、これも併せて安全な食を子供に提供して、その中で生産者も学校に出向いていって説明する。さらには、高学年になれば税の教育もいたしますから、そういった中で教科書の無料化とか、様々な村が講じている子育て支援の入学祝い金の問題、様々な、今度見える化をしなくては

ならないという答弁もいたしました。そういったことに触れて、公民教育といいますが、税教育も併せて食育と一緒に進めていきたいな思っておりますので、決して給食無料化になると食育が劣るといふことは私は申しておりません。

今後、もう一つ、そういう若い人たちの意見をどうやって聞くのかということですが、こどもセンター、または小学校に行って保護者と話す機会はなかなか少ないのであります、私自身が。村民との対話の日、メールでまたいただいているということも数少ないのであります。今、議員指摘されるように、そういった若い困窮している方々がどのぐらいいるのかということに関しても、今後子育て支援を、そしてまた教育を推進する村として、さらに推進していきたいと思っておりますし、皆さんと教育課を通してお話をする機会を設けていきたいなと、このように考えております。

議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 鮫川村個人情報の保護に関する法律施行条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号 鮫川村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 鮫川村課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 鮫川村附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 鮫川村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 鮫川村優良肉用繁殖雌牛導入事業基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 鮫川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 鮫川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 鮫川村放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

これから議案第12号 鮫川村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 鮫川村振興計画審議会設置条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 鮫川村ふるさと健やか基金設置条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号～議案第24号の質疑、討論、採決

議長（星 一彌君） 日程第18、議案第18号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）

から日程第24、議案第24号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）

までの7議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号 令和4年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 令和4年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 令和4年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 令和4年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 令和4年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 令和4年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号～議案第33号の質疑、討論、採決

議長（星 一彌君） 日程第25、議案第25号 令和5年度鮫川村一般会計予算から日程第33、議案第33号 令和5年第鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、北條利雄君。

6番（北條利雄君） 新年度の予算関係の中で、先ほど条例制定の中でも各議員から議論されてきたわけですが、この中で、それらに関するところで、学校給食センターの給食費であります。

当然、私も今般の議会で一般質問をさせていただきました。流れは、やはりいろいろな御託を並べても言葉を理由にしても、やはり無償化がということが前提で議論されているんです。村も財政的に大変です、もちろん大変です、これを全額負担するとは大変でありますけれども、やはりこの無償化について、教育長、どういう検討されているのか。無償化、軽減

する策って考えていましたか、今まで。議論の場がありましたか。

協議会が多分あるんだと思うんですが、この前の一般質問の中でも出先の教育施設に足運ぶのは年に1回程度、そういう答弁されましたよね。それは本当に1回程度なんですか。それで現場の給食センターなり、こどもセンターの現場に足を運ばないで、現場の声が聞こえるわけですか、そういうことはないでしょう。

今回も給食費については、総体的に材料費を鮫川村と古殿町で率によって折半して上げているわけですが、やはりこれも、当然これ今までと同じことをやったとしてもやっぱり給食費1食当たりの単価が上がっているはずで、物価高騰などで。

これらについて、やはりきちんとこういう、先ほど村長も教育長も食育云々も当然大事です、そういう考え方って大事なんです、やはり最終的に保護者が今どういう状況にあるかということで、経済的負担は当たり前みたいな話じゃなくて、こういう時期だからこそ、やはり本当に経済負担を軽減させる方向、無償化までいかななくても、やはり努力すべきじゃないですか。少子高齢化という中の少子化は、国も全国的にも、みんなそちらに目を向いているわけですよ。村だって、国ができたから県がどうこう言ったからでなくて、自身の自治体の行政施策として、じゃ一生懸命予算をそれにつけて、何とかして軽減を少しでも図ろうという努力をなぜできないんですか。

それと、先ほど言っていた米飯給食です、こどもセンター。今まで家庭から弁当持たせていたから、それは家庭でもきちんとやるべきだというのが、そのやり方も分かるし、それも何年も入ってきたんですが、今度は米飯にするから、無農薬の米を提供するから、そんな理由で月1,000円上げる、考えられないんですよ。もう最初に出てくるのは分担させなきゃならないという話でしょう、上げるなら分担してもらいましょうという話。もう少し、その経済的な負担云々言っていますけれども、だから幾ら金額が10円、20円であるにしる、年間にすればすごい額になるわけですよ。

そういう部分で、教育委員会も給食センター、こどもセンターの負担軽減、鮫川は今まで、ほかの全国の自治体よりもすばらしい軽減の施策を取ってきているんです、努力してきたんです。それは、その時々、首長さんが一生懸命努力して、議会も一生懸命努力して、住民の負担を少しでも軽減するという努力をされてきたんです。さらに、こういう時代になって、さらに軽減しよう、無償化しようという話の中で、やはり一つ一つがなおざりにできないはずなんです。

やはり、ここも給食費についても、やはり隣の一緒に共同調理やっている古殿町が無償化

ですよ。そういう部分での、教育長、無償化と2分の1の鮫川村の保護者の違いって何か分かりますか、違いが。どっちか安いほうに決まっているんだけど、そういう部分で無償化にして悪いことが起こりましたか、そういう話聞いていますか、共同調理しているんだから、ある程度情報つかんでいると思います。お答えください。

議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

教育長（武藤 誠君） まず初めに、各学校、施設へ訪問のことをございます、年1回というのは会計に関して確認するという、たしかそういったご質問で私は承ったものですから、その件につきましては1度ですというお答えをしましたが、それ以外に、学校、あるいは園、あるいは給食センターのほうには、定期的とは言いませんが、度々訪問して様子を見ているつもりでございます。その点をご理解いただきたいと思います。

続いて、無償化について議論がされたのかというご質問ですが、これについては給食費が話題に上がれば、必ず村長と無償化についてお話しをすることは度々あったかと私は記憶しております。ただ、これまで村で進めてきた経緯というのがございます。やはり、それを私たちは重視をしまして、半分ずつ負担することによって、何度も申し上げますが子供たちに食べ物への感謝とか親への感謝とか、村の税金が使われているということも含めて、給食に関わる全ての人への感謝の気持ちを育みたいという思いもあることをご理解いただきたいと思います。特に今、飽食の時代と言われておりますので、こういったことは非常に大切であると感じているところです。

本当にコロナ禍や物価高騰の折、困っている家庭が本当に多いということは承知しているつもりでございます。支援が必要な家庭には、やっぱりしっかりと支援をしていく必要があると感じているところです。しかし、必要な部分については、大変申し訳ないんですが、やっぱりご負担していただくことも必要なのかなというふうに感じています。

今後、国から異次元の子育て支援策の内容等が明らかになりましたら、村としても様々な子育て支援策を講じていきたいと考えております。

以上です。

議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号 令和5年度鮫川村一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 令和5年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号 令和5年度鮫川村村営バス事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号 令和5年度鮫川村集体排水事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号 令和5年度鮫川村介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号 令和5年度鮫川村学校給食センター特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 令和5年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号の質疑、討論、採決

議長（星 一彌君） 日程第34、議案第34号 和解についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号 和解についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号の質疑、討論、採決

議長（星 一彌君） 日程第35、議案第35号 村道の路線認定の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号 村道の路線認定の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号の質疑、討論、採決

議長（星 一彌君） 日程第36、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第1号の趣旨説明、質疑、討論、採決

議長（星 一彌君） 日程第37、発議第1号 鮫川村議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

9番（前田武久君） 鮫川村議会の個人情報の保護に関する条例について説明をいたします。

ただいま発議いたしました鮫川村議会の個人情報の保護に関する条例について趣旨説明をいたします。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正されました。地方公共団体の執行機関に直接適用される個人情報保護法の規定が、地方議会は原則として同法の適用対象外となるため、議会における個人情報の取扱いについて、議会独自の個人情報保護条例を制定する必要があることから、この条例を提出するものであります。

よって、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号 鮫川村議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

請願第1号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

議長（星 一彌君） 日程第38、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを審査した結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

9番（前田武久君） 請願審査結果報告。

事件名。請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

審査の経過。総務文教委員会に付託された請願については、3月7日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定いたしました。

理由。国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価高騰に合った賃上げが喫緊の課題となっています。また、人手不足を補うための外国人労働者の増加やパート労働者、契約社員、派遣社員など雇用形態の多様化もあり、勤労意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑みるとともに、コロナ感染の影響を見据えたセーフティーネットの強化策及び人口流出抑制策としても最低賃金引上げと早期発効は重要な政策と判断し、採択することに決定しました。

少数意見の留保。なし。

本委員会において、以上のとおり決定したので報告いたします。

議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

閉会中の継続調査申出について

議長（星 一彌君） 日程第39、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長、北條利雄君から、鮫川村会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

(午前11時23分)

議長(星 一彌君) 休議前に引き続き会議を開きます。

(午前11時24分)

日程の追加

議長(星 一彌君) お諮りします。

発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてが、9番、前田武久議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(星 一彌君) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま村長から、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、同意第1号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての議案が提出され、議長において受理をしました。

これらを日程に追加し、追加日程第2から追加日程第3として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(星 一彌君) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第2から追加日程第3とし議題とすることに決定いたしました。

発議第2号の上程、採決

議長(星 一彌君) 追加日程第1、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されましたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略します。

これから発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

諮問第1号の上程、説明、採決

議長（星 一彌君） 追加日程第2、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

村長（関根政雄君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて推薦をし、法務大臣が委嘱することとなっております。今回、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3日間の任期で人権擁護委員に推薦したい方は、岡部一良氏であります。住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

岡部氏は青生野区の皆さんの推薦により副区長、区長を歴任され、人格、識見高く、広く社会事情に精通し、人権尊重を十分に認識されている方でもありますので、人権擁護委員として推薦したく、議会の意見を求めるものであります。ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

議長（星 一彌君） 村長。

村長（関根政雄君） それで、ご説明の中で、ただいま誤りでございます。

今回、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの「3日間」と申し上げましたが、「3年間」の任期であります。ご訂正をいたします。

議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います

が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は、岡部一良さんが人権擁護委員に適任者であることを議会の意見として答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を諮問どおり答申することに決定いたしました。

同意第1号の上程、説明、採決

議長（星 一彌君） 追加日程第3、同意第1号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ただいま議題にあります案件につきまして、自身に関する議案であるため退席の申出がありましたので、これを許します。

教育長、武藤誠君、退席願います。

〔教育長 武藤 誠君 退場〕

議長（星 一彌君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

村長（関根政雄君） それでは、同意第1号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

今回、鮫川村教育委員会教育長に任命したく、同意を求める方は、現在、村教育委員会教育長としてご尽力をいただいております武藤誠氏であります。住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

武藤氏は38年間の教員生活を終え、令和2年4月1日から本村の教育行政の要であります教育長として、その手腕を発揮していただいておりますことはご承知のとおりであります。本村の教育行政の振興には欠くことができない方おりますので、再度任命させていただきたいと考えております。議員の皆様方のご同意をお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

す。

議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第1号 鮫川村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを
採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで教育長、武藤誠君の入場を認めます。

〔教育長 武藤 誠君 入場〕

閉会の宣告

議長（星 一彌君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時33分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和5年3月10日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 前 田 武 久

署 名 議 員 宗 田 雅 之